

薩哈噠島ニ關スル調査書

MT 3.5.8.19

1

3-1776

0283

別冊薩哈噠島ニ關シ調査シタル事項御參
考ノ爲メ茲ニ進達致シ候敬具

明治三十八年四月五日

領事野村基信

外務大臣男爵小村壽太郎殿

MT 3.5.8.19

2

3-1776

0284

長春大租界新小什字太租界

西曆一千八百九十五年

通事 漢 林 恭 宣

參、錄、卷、二、華、華、通、商、條、約、集

限、制、通、商、條、約、一、國、之、通、商、條、約、集

薩哈噠島ニ關スル調査書

目次

第一	地勢	位置、港灣、山脈、平地、河湖、嶋	一
第二	氣象	風位、潮流、溫度、結氷、氣壓	四
第三	人口	自由民、流刑人、異種人、日本人	九
第四	市邑	都市、村落	二
第五	統治	行政、軍政	三
第六	生産	農産、海産、鑛産、林産	五〇
第七	商業	輸出入、官設物品販賣所	八七

附録

一	樺太千島交換條約	九五
二	同上條約ニ屬スル公文	九八
三	同上條約附録	一〇〇
四	千八百九十九年及千九百一十年公布露國黑龍江沿道總督府管 內海産業假規則、千九百三年漁業區域表	一〇三
五	露國營業税法摘要	一五七
六	露國度量衡表	一六八

MT 3.5.8.19

3

3-1776

0285

薩哈噠島ニ關スル調査書

第一 地勢

位

置

港

灣

薩哈噠島ハ東經百四十一度廿八分乃至百四十四度四十分北緯四十五度五十四分乃至五十四度二十分ノ間ニ在リテ南北延長八百九十露里(我二百二十二里半)幅員約三十二露里乃至二百露里(我八里乃至五十里)面積約六萬六千方露里(約我四千八百三十八方里)北東ハ「オホツスク」海、南ハ宗谷海峡、西ハ韃靼海峡ニ臨ミ沿岸ニハ幾多ノ港灣アルモ港口總テ開放シ風浪ヲ防クニ足ルモノナク從テ錨地トシテ有望ナルハ少ク且ツ冬季沿岸結氷久シキニ互ルハ本島ノ一大缺點ナリ港灣中重ナルモノハ東海岸ニ於テハ「ヌイ」灣ニシテ北緯五十二度ニ在リ延長三十三露里最モ廣キ所ニテ十露里、外海トハ沙嘴ヲ以テ相隔テ狹隘ナル水渠ニテ相通シ灣内淺ク且ツ門洲多シ「ナビリ」灣ハ「ヌイ」灣ヲ距ル南ニ二十三露里長サ二十六露里幅十六露里灣口至テ狹シ「テルベニ」ニシテ灣ハ本島港灣中最大ナルモノニシテ灣口兩岬間(「ノチト」及「テルベニ」岬)ノ距離百二十露里ニ達シ灣入四十五露里ニ及フ本島南岸ニハ「アニワ」灣アリ長サ(北ヨリ南ヘ)約五十五海里、西海岸南部ニハ「ラクマカ」「マウカ」及「ボロトマリ」等ノ小灣アルモ港ト稱スヘキモノナク且ツ沿岸一帯門洲相連リ僅ニ狹キ水渠ニテ灣内ニ通スルノミ概シテ西海岸ハ冬季寒氣最モ嚴酷ナラサレハ結氷セズ又同沿岸北端ニハ「バイカル」灣「クエグタ」灣アリ

山脈 本島ハ山嶽極メテ多ク且ツ山脈各々獨立ス重ナル山脈ハ五ツアリ即チ西海岸山脈ハ北緯五十二度三十一分ヨリ初マリ海岸ニ沿フテ島ノ南端ニ達ス該山脈ハ島中ノ最高嶽ニシテ其尖嶺「リヤ」「マルチ」「イエル」「ゾト」ノ南ニアリハ高サ四千九百五十呎ニ達シ山脈ノ平均高サハ「メスツリ」「スバンベルグ」「ベルチゼット」最モ高シ二千九百七十呎ナリトス東海岸山脈ハ西海岸山脈ニ比スレハ長カラサルノミナラス高サ亦大ナラス北緯五十二度四

平

地

十分ニ始テ「テルベ」岬ニ終ル高サ平均六百六十呎ニシテ最高岬「チイアラ」ハ三千呎ニ過キ本島南部ニハ二個ノ山脈アリ其一ヲ「ススナイ」山脈ト稱シ其二ヲ「トニノ」山脈ト稱シ「アニワ」半島ニ在リ山脈ノ高サ平均千五百呎ナリ「ススナイ」山脈又ハ南部中央山脈トモ稱スル山脈ハ東海岸「ススナイ」岬ニ初マリ「アニワ」岬ノ北岸宗谷「チビサ」岬ニ至リテ盡ク平均高サハ約二千五百呎ナリトス第五ノ山脈ハ本島ノ北部ニ在テ北部中央山脈ト稱シ本島北端ニ初マリ北緯五十一度二十一分ニ達ス内「ツリ」岬「ブライター」及「エングイス」バ「ル」ノ如キハ二千呎ニ達スルモ他ハ皆五六百呎ニ過キス

本島ノ平地ハ山脈ニ沿ヒ北ヨリ南ニ擴カリ其重ナルモノ四アリ最モ大ナルモノハ本島北部ニアリテ北部中央山脈ニテ横斷セラレ北緯五十三度五十分ニ達ス該平地及中央山脈ノ面積ハ幾ンド全島三分ノ一ヲ占ム平地ノ多クハ樹木ナク灌木又ハ苔ニテ覆ハレ唯タ僅ニ寒帯地ニ生スヘキ樹木ヲ看ルノミ第二平地ハ本島中部ニ在リ東西山脈ノ間ニ位シ北部ハ最モ狭ク南ニ進ムニ從ヒ廣ク「テルベ」岬北岸ニ至テ終ル前記兩平地ハ最モ著シキモノニシテ其外小ナルモノハ本島南部ニアリ一ハ西部山脈及「ススナイ」山脈間ニ一ハ「ススナイ」山脈及「トニノ」山脈ノ間ニ在リ

本島西海岸ハ山脈重疊シ唯タ時ニ狹隘ナル平地ニテ遮斷セラルカ故ニ韃靼海峡ニ注クヘキ河ハ總テ長カラズ常ニ深泉ノ趣アリ内三十露里以上ノ長サヲ有スルモノハ「チンナイ」岬「イフタム」岬「シチエグロ」岬「アレグサ」岬「ロフカ」岬「ゾイカ」岬トモ稱ス等ノ諸河トス薩島中重ナル河流ハ二平地ニ流レ中部ノ平地ハ「ボロナイ」大「ツイミ」岬「ノコロ」ノ三大河ニテ灌溉セラレ南部平地ニハ「リユトガ」岬「ススヤ」岬及「ナイブチ」岬ノ三流アリ

「ボロナイ」河ハ源ヲ西部山脈東側北緯五十四度四十一分ノ所ニ發シ「テルベ」岬北西部ニ注ク延長二百露里以上幅河口付近ニテ凡ソ二百「サアジエン」右岸下流ニ於ケル水深ハ四乃至五「サアジエン」トス上流ニ於ケル谷地ハ狹ク山嶽ノ爲メ壓セラルモ中流及南部ニ至テハ幅員三千乃至四十露里ニ及フ「ボロナイ」河ハ河口ヨリ一百露里

河

MT 3.6.8.19

湖

ハ舟楫ヲ通スヘク若シ水渠ヲ改修セハ其以上ニ及フヘシ河口ヲ距ル約十二露里ノ所、左岸ニ「タランコタン」河アリ本流ト別レテ海ニ注キ右ニ流ノ間ハ三角洲ヲ成立ス此外支流ノ重ナルモノハ右岸ニハ「シツカ」岬「ウマシガ」岬「サヂヤ」岬「ツマンギ」岬左岸ニハ「バラムイ」岬「チケケ」岬「マイギ」岬「ウラチ」岬其外數多ノ小流アリ

全島中最モ大ナル河ヲ大「ツイミ」岬ト稱シ「ボロナイ」河ト同シ中部平地ニ流ルモ其方向ハ之ニ異レリ水源ハ「ボロナイ」水源ヨリ三十露里ヲ距ル東部山脈中ヨリ發シ「スイ」岬ニ注ク延長三百五十露里ニ達ス「ツイミ」河ノ谷地ハ兩方ヨリ山脈ニテ覆ハル河身ノ屈曲甚クシク流勢頗ル峻シ中流以上ハ春季ニ當リ減水スルコト多シ支流ノ重ナルモノハ右岸ニハ「ウブレン」岬「アトツイミ」岬「タンギ」岬「アミウオ」岬左岸ニハ「ガリウオ」岬「チリウオ」岬「ウオシ」岬大小「プリマ」岬「ツイミ」岬「パレウオ」岬等アリ

「ノコロ」河ハ「チイアラ」山脈ニ源ヲ發シ北ヨリ南ニ流レ「テルベ」岬ニ注ク延長八十露里「ナビリ」河ハ源ヲ東部山脈ノ北東斜面ヨリ發シ南ヨリ北ニ流レ「ナビリ」岬ニ入ル

本島南部ノ河川中「リユトガ」岬及「ススヤ」岬ノ兩河ハ「アニワ」岬内「ロソシ」岬入江ニ注ク「リユトガ」岬ハ源ヲ西部山脈ニ發シ其源流ハ近ク韃靼海峡ニ接スルカ故ニ土人ハ常ニ流ニ沿テ溯リ夫レヨリ陸路西海岸「マウカ」岬ニ到ル「アアリ」岬「リユトガ」岬ノ長サハ源ヲ「クスナイ」岬附近ニ發スル支流「クリチナイ」岬合シ幾ンド二百露里ニ達ス幅五十一「サアジエン」岬深サ八呎、河口ヨリ少シク湖レハ支流「チヨウブト」岬アリ長サ二十五露里

「ススヤ」河ハ「ススナイ」山脈ニ沿テ流レ延長百露里餘幅二十「サアジエン」以下深サ四呎

「チイアラ」河ハ源ヲ「スバンベルグ」山脈ニ發シ「ススナイ」岬ヨリ少ク北ニ於テ「オホツスク」岬ニ注ク長サ約百五十露里右岸ニハ大小「タコエ」岬ノ兩支流アリ大「タコエ」河ノ上流ハ「ススヤ」河ノ支流「エクロキ」河ノ上流ニ幾ンド相接ス

湖ハ總テ海岸ニ接近シ或ルモノハ多少大ナル支流ニ因リ海ト連絡シ湖水爲メニ鹹味ヲ帶フ最モ大ナルモノハ「タ

MT 3.6.8.19

ライカ湖ニシテ「アルベニエ」海内「ボロナイ」河口ヨリ北東三十露里ニアリ面積約八十五平方露里、西海岸ニ在テハ稍々大ナルモノハ「ライシスカ」湖ニシテ北緯四十八度二十五分ノ所ニアリ「ボロング」湖ハ島ノ北端ニ位ス東海岸ニテハ「デルベニエ」湖「ドウゲイ」湖アリ「トンナイチヤ」湖ハ「モルドウイノフ」海ニ近ク接シ面積七十五平方露里更ニ南ニ進メハ「アラクオイ」河ヲ以テ連絡スル大小「チビサニ」湖「ワライト」湖「フツセ」海及「オムト」淡水湖（湖アリ）ニシテ「ナイブチ」間及「アレクサンドロフスク」ヨリ「ルイコフ」經由「オノール」ニ至ル「ニ道路」シテ車馬ヲ通スルニ足ル其外「オノール」「シツカ」ヨリ東海岸ヲ經テ「ナイブチ」ニ至ル道路及西海岸「帯」地ハ多クハ人道ヲ通スルノミニシテ車道ト稱スヘキモノナシ冬季ハ「アレクサンドロフスク」「大陸間及」「シツカ」「コルサコフ」間ハ犬ヲ以テ樞車ヲ牽カシメ「オノール」「シツカ」間ハ馴鹿ヲ以テ樞車ヲ牽カシム

島
本島ニ付屬スル島嶼ハ東海岸「テルベニエ」海ニ在ル「チユレニ」「ロツペン」島及西海岸「マツカ」ノ南西ニ在ル「マテロン」島ニシテ前者ハ臘臘獸棲息地タルヲ以テ名アリ島ノ周圍凡ソ一露里ニシテ實ニ葦爾タル一小島ナリ又「マテロン」島ハ海草、鳥卵、海鼠等ノ生産ヲ以テ名アリ

第一 氣象
本島ハ南北延長八百九十露里ナルニ比シ其幅員僅カニ三十二露里乃至二百露里ニ過キスシテ潮流及風向ノ本島北部中部南部ニ於ケル氣候ニ及ホスヘキ影響ハ頗ル著大ニシテ緯度ノ位置ヨリ生スヘキ自然の氣候ヲ變化スルコト多キカ故ニ單ニ地理上ノ位置ニ據リ本島ノ氣象ヲ論スルハ恐ク其當ヲ得サルコトアルヘシ又本島ハ最も多濕ニシテ雨雪及霧極メテ多ク東海岸特ニ甚クシ

風位及潮
本島ニ於ケル重ナル風ニツアリ「ハ」オホホツク「海」北部及日本海温度ノ差ヨリ生シ「ハ」大陸ノ温度ト「オホホツク」海ノ温度トノ不平均ヨリ生スルモノニシテ特ニ第一ノ不平均ハ著シキモノアリ故ニ重ナル風向ハ南北ニシテ其風力最モ強シ又本島山脈ハ總テ風向ト同シク南北ニ蜿蜒スルカ故ニ風向ニ對シ何等防衛ヲ爲スコトアルナシ潮流ニ關シテハ露人「シレンク」ハ本島沿岸ニ於ケル寒流ヲ別テ「トナシ」ハ「オホホツク」海ノ北東部ニ始マリ南西ニ向ヒ更ニ別レテ「トナリ」其「ハ」本島ノ北端部ヲ洗テ北東岸ニ沿ヒ南向シ「テルベニエ」海ニテ暖流ニ會シ一部ハ千島群島ニ向テ奔リ一部ハ玆ニ全ク消失ス第二ノ寒流ハ「オホホツク」海北西部ヨリ來リ本島西海岸ニ沿テ南ニ向ヒ終ニ日本海ニ注入ス所謂對馬潮流ナル名稱ヲ有スル「サハリ」暖流ハ黒潮ノ支流ニシテ宗谷海峡ニ於テ二分レ「ハ」本島南端ニ沿テ進ミ「テルベニエ」海ニ於テ寒流ト遭遇ス他ノ小暖流ハ本島西海岸ニ沿テ流ル第二ノ暖流カ本島東南部氣候上ニ及ホス影響ハ至テ薄弱ニシテ總テ沿岸ニ於ケル天産物ハ西海岸ニ比シテ遠ク劣レリ本島北東部ニテハ北風南風共ニ強烈ニシテ南風ノ如キハ夏期向ホ時ニ浮氷ヲ見ルヘキ「オホホツク」海ヨリ吹キ來ルカ故ニ北東部ノ氣候ハ大陸氣候及海上氣候ノ兩缺點ヲ綜合シ酷寒ナル大陸ヨリ吹キ來ル北風ニテ嚴酷ナル冬ヲ生シ又「オホホツク」海ノ寒氣ヲ伴フヘキ夏季ノ南風ハ本島北東部ノ夏ヲシテ冷寒ナラシム是レ寒流及「オホホツク」海ノ影響ヲ受クルカ故ニ比較的稍々融和ナリ

温 度
左ニ氣象ニ關スル諸統計ヲ掲ケ本島各地ニ於ケル温度ヲ示シ參稽ニ供ス（驗温器ハ總テ攝氏ニ因ル）

十二月	八月	二月	一月	五月	七月
八、八	五、四	九、〇	七、〇	一、〇	二、二
一月	二月	三月	四月	五月	六月
二、二	一、〇	二、〇	五、五	一三、八	一六、六
七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一六、六	一六、六	一六、六	一六、六	一六、六	一六、六
夏季平均	夏季平均	夏季平均	夏季平均	夏季平均	夏季平均
一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇

結 氷

左ニ沿海州及薩島沿岸ニ於ケル氷結時期ヲ表記シテ參考ニ資ス

地 名	結 氷 日 數	結 氷 時 期
浦 湖 斯 德 名	百 三 十 五 日 間	十二月中旬若クハ下旬ヨリ三月下旬ニ至ル
オ 湖 斯 德 名	百 八 十 五 日 間	十一月下旬ヨリ四月ニ至ル
サ ハ リ ン 海 峽	百 五 十 五 日 間	十一月中旬ヨリ五月下旬ニ至ル
イ ム ベ ラ ト ル ス カ ヤ 灣	百 二 十 五 日 間	十一月下旬ヨリ五月中旬ニ至ル
デ カ ス ト リ	百 二 十 五 日 間	十二月ヨリ四月ニ至ル
コ ル サ コ フ	八 十 五 日 間	一月ヨリ四月ニ至ル

「コルサコフ」ニ於ケル温度ノ前表ト異ナル所アルハ觀測ノ基礎異ナルニ因ルヘシ例セハ五年前ノ平均ニ因ルトト十
年間ノ平均ニ因ルカ如シ

地 名	一 月	二 月	三 月	四 月	五 月	六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	十 二 月	平 均 年
コ ル サ コ フ	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三
根 室	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三
札 幌	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三	二二・三

ウオースクレゼンスコエ
ガルキノ、ウラスコエ
アレクサンドロフスキト港
ルイコフスコエ

又本島南部ノ首都タルヘキ「コルサコフ」港、我北海道根室及札幌ニ於ケル各月温度ノ平均ヲ比較シテ同港寒氣ノ
程度ヲ了解スルニ便ス

MT 3.6.8.19 10

尙ホ本島重ナル各地晝夜三回ニ於ケル温度ノ昇降ヲ左ニ掲ク

地 名	實 測 年	午 前 七 時	午 後 一 時	午 後 九 時	平 均
ク リ リ オ ン 燈 臺	自 一 八 九 三 年 至 一 八 九 四 年	三・六	五・一	三・七	四・一
マ ツ カ	自 一 八 九 三 年 至 一 八 九 四 年	二・三	五・二	二・三	三・三
コ ル サ コ フ 港	自 一 八 九 三 年 至 一 八 九 四 年	一・八	五・七	二・二	三・三
ヅ ラ エ 燈 臺	自 一 八 九 三 年 至 一 八 九 四 年	〇・三	三・九	〇・九	二・一
セ ラ	自 一 八 九 三 年 至 一 八 九 四 年	〇・四	三・九	〇・三	二・一

「グスナイ」 北緯四十六度 東經百四十二度二分

一ヶ年平均	九 月	十 月	七 月	〇・八	秋 期 平 均	六・三
十二 月	九・七	一・一	一・三	二・八	二・一	二・一
三 月	六・八	一・四	〇・八	五・九	〇・〇	〇・〇
六 月	一・四	一・四	六・四	二・九	一・四	一・四
九 月	一・二	一・二	六・四	二・二	一・五	一・五
一ヶ年平均	一・二	一・二	六・四	二・二	一・五	一・五

「ブイエ」 北緯五十五度五十分 東經百四十二度二十六分

一ヶ年平均	九 月	十 月	七 月	〇・八	秋 期 平 均	六・三
十二 月	一・三	一・一	一・六	二・八	二・一	二・一
三 月	七・七	一・四	〇・六	五・九	〇・〇	〇・〇
六 月	一・〇	一・四	五・三	二・九	一・四	一・四
九 月	一・二	一・二	五・三	二・二	一・五	一・五
一ヶ年平均	一・二	一・二	五・三	二・二	一・五	一・五

MT 3.6.8.19 9

宗谷海峡 流水凡シ二ヶ月間 一月中旬ヨリ三月中旬ニ至ル
海岸ヨリ境界ノ及フ所ニ於テ結氷スルアルモ多クハ其日數十日ニ過キス海岸ニ三里ノ間ハ常ニ氷結シ唯々風向ニ因リ時々氷塊ノ海岸ヲ離ルルアリ

「コルサコフ」港結氷ハ之ヲ浦潮斯德等沿海州各港ノ結氷ニ比スレハ其結氷薄弱ナルカ故ニ強風陸岸ヨリ吹キ且ツ温度昇騰スル場合ニハ氷塊間ニ漂流シ海岸ヲ離ル「アフリ」而シテ温度降下シ風向變セハ更ニ結氷ス西海岸「マウカ」「コスナイ」ノ如キハ唯海岸ニ散布セル凹洲附近ノ結氷スルヲ看ルノミニシテ海岸ハ更ニ結氷スル「ナシ」又「オホツスク」海ニ面セル本島東南海岸ニ於ケル「トシナイチヤ」「ボロナイ」河口「テルベ」ニエ「海」ハ五月中旬尙ホ結氷解ケサル「アフリ」

氣 壓 本島ニケ年間ノ氣壓ハ四百乃至六百「ミリメートル」ニシテ「ニコラエフスク」ニ均シク南島蘇里州ニ讓ルモ各年ニ於ケル高低ノ差ハ頗ル著シ數十年間薩島ニ要地ニ於ケル氣壓ヲ記スレハ左ノ如シ

地名	中 數	最 高 度	最 低 度	昇降極度ノ差
アレクサンドル	五六七	八八〇	三五七	五二三
十六年間ノ實測	五六〇	七五五	四二〇	三三五
十二年間ノ實測	四〇六	五九五	一四七	四四八
八年間ノ實測				

又千八百九十八年ニ於ケル「コルサコフ」外數ヶ所ニ於ケル四季平均氣壓ヲ調査スルニ左表ノ如シ

地名	冬	春	夏	秋	一ケ年平均
コルサコフ	五六六	一五七	一八五	一六三	五六二
ガルキノウラスコエ	六六	二〇〇	一一一	二六六	六六三
マウカ	三三	一五三	一一五	一九一	六六三
ナシ	一一九	一八一	一六六	二五四	七二〇
ウオスケレンスコエ	一〇三	一一八	七四	二〇〇	四九五
セラ					

第三 人口

本島千島交換前本島ニ居住シタル人種ハ日本人露西亞人「アイノ」人「ギリヤーク」人「オロチヨン」人「ツングース」人及「ヤクーツ」人ニシテ内、勢力ノ最モ盛ナリシモノハ日本人ニシテ露西亞人之レニ次キ而シテ雜居ノ結果日露人間ノ紛擾常ニ絶ヘス終ニ明治八年千島ト交換ノ條約締結セラレ爾來日本人ハ漁業ノ爲メ渡航スルノ外曾テ永住シタルモノナク從テ本島ニ於ケル露國ノ經營初メテ其緒ニ就タリ然レ露國政府カ本島拓殖ノ方針タル先ツ歐露ヨリ重罪犯人ヲ移殖シテ地方ノ開拓ニ從事セシメ本島ヲ以テ一大監獄島ト爲スヘキ計畫ニシテ土地ヲ開拓スルト同時ニ罪人ニシテ國家ノ害毒タル分子ヲ歐露ヨリ追放スヘキ「トナセリ」其政策タルニ見智巧ナルカ如クニシテ當初數年間ハ效果アルモノハ如クナリシモ年ヲ經ルニ從ヒ又大ニ有害無益ナルヲ發見スルニ至レリ蓋シ移殖セラレタル罪囚ハ固ヨリ勤勉貯蓄ノ精神ナク殺人強盜等ノ犯罪ハ彼等ノ常業ニシテ此ノ如キ人種ヲ驅テ比較的生産力寡少ナル本島ノ拓殖ニ就カシメ其成功ヲ望ムハ抑モ能ハサルヲ責ムルニ均シキノミナラス尙ホ他良民ノ移住ヲ阻害スル「ノ」頗ル大ニシテ露國政府三十年間ノ經營幾ント失敗ニ歸シタルハ固ヨリ當然ノ結果ト稱スヘシ若シ露國

政府ニシテ最初ヨリ移住セシムルニ良民ヲ以テシ本島ニ於テ將來發達ノ見込アル(キ礦業林業漁業ヲ獎勵シタリシナランニハ效果ノ觀ルヘキモノ蓋シ今日ト霄壤ノ差アルヘキヲ信ス且ツ罪囚タリシ殖民ハ元來着實堪久ノ性質ニ乏シキカ故ニ一旦刑期滿テ本島ヲ去ルノ權利ヲ得レハ忽チ歐露若クハ西伯利ニ復歸センコトヲ欲シ又跡ヲ本島ニ止ムルモノ稀レナルニ因リ本島ノ人口ハ十數年來會テ著シキ増加ヲ看サルカ如シ近年露國政府ハ茲ニ觀ル所アリ大ニ本島拓殖ノ制度ヲ改正シ罪囚ノ移殖ヲ廢止セントスルノ意アルモ經費其他ノ都合ニテ未タ斷行スルノ時機ニ達セストハ本島軍務知事カ親シク談話セシ所ナリ

別住民ノ區 左ニ本島在住露國人ヲ良民ト稱スヘキ自由民及流刑人ノ二種ニ別テ更ニ細別シテ其種類ヲ明カニス
(千八百九十八年一月一日ノ調査ニ據ル)

(一) 自由民

種別	別		計
	男	女	
志望ニ因リ流刑人タル夫又ハ妻ト同行シタルモノ	六	一、三〇八	一、三一四
同上	二、八一四	二、六四五	五、四五九
流刑民ノ兒女ニシテ農民トナリシモノ	二四三	九六	三三九
同上	二八	五三	八一
小計	三、〇九一	四、一〇二	七、一九三
文武官吏、下士卒及同上家族	一、〇三〇	一九五	二、二二五
同上	一九八	一八一	三七九
小計	二、二二八	三七六	二、六〇四
計	五、三一九	四、四七八	九、七九七

(二) 流刑人

種別	別		計
	男	女	
流刑罪人	六、三六六	七、一四	一三、五一〇
流刑農民	七、九七七	九、五八	一七、五五五
流刑民	五、四二七	七、二五	一二、六八二
計	一九、七七〇	二、三九七	二二、一六七
自由民及流刑人合計	二五、〇八九	六、八七五	三一、九六四
成年	二二、〇四九	三、九九六	二五、〇四五
未成年	三、〇四〇	二、八七九	五、九一九

自由民 前記自由民中官吏、兵卒及其家族兒女ヲ除ケハ他ハ皆ナ罪人ナラサルモ最モ罪人ニ密接シタル人種ニシテ其教育及生活ノ程度ニ鑑ルニ亦下級民タルヲ免レス然レモ露國人ニシテ本島住民中ノ良民ト稱スヘキモノハ此種族ニシテ彼等ハ商工業ヲ營ミ農業漁業ニ従事シ概シテ本島住民中健全ナルモノト稱スヘシ又本島住民中多數ヲ占ムルモ

流刑人 ノハ前掲流刑人中ノ流刑罪人及流刑殖民ノ二種ニシテ其階級及服役ニ關シ左ニ説述スヘシ

刑 期 流刑人ハ刑期ニ據リ左ノ三類ニ區別ス

- 第一類
- イ、無期
 - ロ、二十年以上
 - ハ、十五年乃至十九年
 - ニ、十二年乃至十四年
 - イ、十年乃至十二年
 - ロ、八年乃至九年
- 第二類

第三類 一、六年乃至七年
 二、四年乃至五年
 試験期 右刑期ヲ品行試験期改後期ノ二期ニ別テ試験期經過後ハ改後部ニ編入ス各罪囚ノ所定試験期年限ハ左ノ如シ
 第一類 無期流刑 八年
 二十年以上ノ流刑 五年
 十五年乃至十九年流刑 四年
 十二年乃至十四年流刑 二年
 十年乃至十二年及八年乃至九年 一年半
 流刑 一年半
 第三類 六年乃至七年流刑 一年半
 四年乃至五年流刑 一年
 短期流刑人ニシテ鑛坑探掘ニ使役スヘキモノニ對シテハ更ニ品行試験期ヲ短縮ス
 試験期中特ニ從順勤勉ナルモノハ改後部ニ編入セラレ改後部ノ罪囚ハ戒具ヲ裝セス且ツ第一類囚徒ハ三年第二類囚徒ハ二年第三類囚徒ハ一年經過後或ル制限ノ下ニ稍々居住結婚等ノ自由ヲ得セシム
 囚徒労働時間ハ夏季ハ十一時間冬季ハ十時間ヲ超ユヘカラス労働ヨリ生スル收入金ノ内十分ノ一ハ囚徒ニ與テ一年中七十日ハ労働ヲ免セラレ一日ノ給養左ノ如シ
 裸麥二斤半又ハ裸麥製麵包三斤
 牛肉(一週間四回) 四十「ゾロトニク」
 蕎麥引割又ハ米 十五「ゾロトニク」七十二「ドリーヤ」

副食物即チ馬鈴薯、甘藍、玉葱、胡椒、桂葉、牛哥
 牛肉ナキ時ハ鹽魚ヲ給シ又大祭日ニハ少量ノ火酒ヲ給ス
 左ニ本島各監獄ニ在ル囚徒數及看守數(千八百九十九年一月一日調査)ヲ示セハ左ノ如シ

州	合	看守及囚徒數		看守數		囚徒數	
		級上	級下	級上	級下	男	女
アフレクサンドル監獄	四七	一〇	三三	一〇	二七	一	二七
ツゾーニ監獄	五〇	三	四七	三	四四	一	四五
ルイコフ監獄	一〇	三	七	三	四	一	五
オノール監獄	一〇	三	七	三	四	一	五
デルビン監獄	一五	四	一一	四	七	一	八
州	計	二八	一〇	三三	二二	一〇	一三
州	計	二九	一一	三三	二二	一〇	一三
州	計	三〇	一二	三三	二二	一〇	一三
州	計	三一	一三	三三	二二	一〇	一三
州	計	三二	一四	三三	二二	一〇	一三
州	計	三三	一五	三三	二二	一〇	一三
州	計	三四	一六	三三	二二	一〇	一三
州	計	三五	一七	三三	二二	一〇	一三
州	計	三六	一八	三三	二二	一〇	一三
州	計	三七	一九	三三	二二	一〇	一三
州	計	三八	二〇	三三	二二	一〇	一三
州	計	三九	二一	三三	二二	一〇	一三
州	計	四〇	二二	三三	二二	一〇	一三
州	計	四一	二三	三三	二二	一〇	一三
州	計	四二	二四	三三	二二	一〇	一三
州	計	四三	二五	三三	二二	一〇	一三
州	計	四四	二六	三三	二二	一〇	一三
州	計	四五	二七	三三	二二	一〇	一三
州	計	四六	二八	三三	二二	一〇	一三
州	計	四七	二九	三三	二二	一〇	一三
州	計	四八	三〇	三三	二二	一〇	一三
州	計	四九	三一	三三	二二	一〇	一三
州	計	五〇	三二	三三	二二	一〇	一三
州	計	五一	三三	三三	二二	一〇	一三
州	計	五二	三四	三三	二二	一〇	一三
州	計	五三	三五	三三	二二	一〇	一三
州	計	五四	三六	三三	二二	一〇	一三
州	計	五五	三七	三三	二二	一〇	一三
州	計	五六	三八	三三	二二	一〇	一三
州	計	五七	三九	三三	二二	一〇	一三
州	計	五八	四〇	三三	二二	一〇	一三
州	計	五九	四一	三三	二二	一〇	一三
州	計	六〇	四二	三三	二二	一〇	一三
州	計	六一	四三	三三	二二	一〇	一三
州	計	六二	四四	三三	二二	一〇	一三
州	計	六三	四五	三三	二二	一〇	一三
州	計	六四	四六	三三	二二	一〇	一三
州	計	六五	四七	三三	二二	一〇	一三
州	計	六六	四八	三三	二二	一〇	一三
州	計	六七	四九	三三	二二	一〇	一三
州	計	六八	五〇	三三	二二	一〇	一三
州	計	六九	五一	三三	二二	一〇	一三
州	計	七〇	五二	三三	二二	一〇	一三
州	計	七一	五三	三三	二二	一〇	一三
州	計	七二	五四	三三	二二	一〇	一三
州	計	七三	五五	三三	二二	一〇	一三
州	計	七四	五六	三三	二二	一〇	一三
州	計	七五	五七	三三	二二	一〇	一三
州	計	七六	五八	三三	二二	一〇	一三
州	計	七七	五九	三三	二二	一〇	一三
州	計	七八	六〇	三三	二二	一〇	一三
州	計	七九	六一	三三	二二	一〇	一三
州	計	八〇	六二	三三	二二	一〇	一三
州	計	八一	六三	三三	二二	一〇	一三
州	計	八二	六四	三三	二二	一〇	一三
州	計	八三	六五	三三	二二	一〇	一三
州	計	八四	六六	三三	二二	一〇	一三
州	計	八五	六七	三三	二二	一〇	一三
州	計	八六	六八	三三	二二	一〇	一三
州	計	八七	六九	三三	二二	一〇	一三
州	計	八八	七〇	三三	二二	一〇	一三
州	計	八九	七一	三三	二二	一〇	一三
州	計	九〇	七二	三三	二二	一〇	一三
州	計	九一	七三	三三	二二	一〇	一三
州	計	九二	七四	三三	二二	一〇	一三
州	計	九三	七五	三三	二二	一〇	一三
州	計	九四	七六	三三	二二	一〇	一三
州	計	九五	七七	三三	二二	一〇	一三
州	計	九六	七八	三三	二二	一〇	一三
州	計	九七	七九	三三	二二	一〇	一三
州	計	九八	八〇	三三	二二	一〇	一三
州	計	九九	八一	三三	二二	一〇	一三
州	計	一〇〇	八二	三三	二二	一〇	一三

看守及囚徒數
 (備考) 本表記載ノ囚徒數ト前記流刑人中ノ流刑罪人ノ數ト符合セサルハ調査ノ年ノ異ナルニ依ル
 前記試験期及改後期中ナル囚徒ハ即チ流刑罪人ニシテ右兩刑期ヲ終リタルモノハ流刑殖民ト稱シ職工、市人、商人タル稱呼ヲ得ルヲ許サレサルモ地方官ノ證明ニ因リ黒龍江沿道總督ノ許可ニ依リ商業及其他營業ヲ爲スヲ得且

ツ黒龍江沿道ニ住居スルコトヲモ許可シ又農業上ニ必要ナル器具種子及牛馬ヲ貸與シ且ツ初年ニハ食料、衣服、靴等ヲ支給シ未成年者ニハ半人分、幼少者ニハ一ヶ月一留五十哥ヲ支給ス又獨身ノ殖民及農民ニハ同居ノ爲メ女囚又ハ殖民中ノ女子ヲ娶ルヲ許ス流刑殖民、農民及流囚ニ隨伴シタル自由民ニハ總テ租稅ヲ免除シ唯義務トシテ道路ノ修繕、官設選送所ナキ地ニ於ケル病者及公用旅行者ノ運送、囚徒ノ押送及公文ノ送達等ヲ課スルニ過キス千八百九十四年及九十六年兩度ノ詔勅ヲ以テ特赦令ヲ發布セラレ流刑殖民ハ刑期滿限ノ日ヨリ六年ヲ經又品行特ニ方正ナルモノハ所轄長官ノ上申ニ據リ刑期滿限ノ日ヨリ四年ヲ經レハ流刑農民ニ編入セラル、トナリ一タヒ農民トナレハ幾ント至ク自由民タル權利ヲ恢復シ露國帝都所在地タル聖彼得堡及「モスクワ」兩縣ヲ除ケハ全國内ニ住居スルヲ得復タ何等制限ヲ受ケス千八百九十九年ノ調査ニ據ルニ本島三州ニ於ケル農民ノ數ハ男女小兒合セテ一萬三千七百〇一人ニシテ該人員ノ多數ヲ占ムルモノハ即チ流刑農民及自由民ニシテ本島住民中稍有望ナル分ニ屬セリ左ニ農民ノ各州ニ配置セラレタル現況ヲ表示ス

州名	男	女	小兒	計
アレクサンドル州	一、四九六	九八〇	一、五四三	四、〇一九
ツイモフ州	二、〇〇七	八九一	一、七四七	四、六四五
コルコサフ州	三、〇五六	八七六	一、一〇五	五、〇三七
計	六、五五九	二、七四七	四、三九五	一三、七〇一
右人口男女ノ比例ヲ示セハ即チ左ノ如シ				
アレクサンドル州	男子 一〇〇ニ付	女子		
ツイモフ州	全	全	全	六五
コルコサフ州	全	全	全	四五
薩哈島	全	全	全	四二

MT 3.5.8.19 17

雜種人 露國ニ國籍ヲ有スル雜種人ハ露領歐亞兩洲内所ニ居住スルモノ頗ル多ク前記本島露國人タル流刑人中ニモ雜種人少カラズ彼等ハ自國ノ宗教タル回々教ヲ信奉シ舊國ノ習慣ヲ固守シ結婚葬祭等ニ國式ニ違テ之ヲ行ヒ且ツ商利ニ敏キヲ猶太人ニ次キ性質概シテ温良ナラス露國官廳ニ於テハ此等雜種人ヲ露國臣民中ニ算入シ其戸口ニ關シ別ニ統計ヲ備ヘサルニ因リ其詳細ヲ知ル能ハズ

異種人 本島在住異種人中最多數ヲ占ムルハ「ギリヤーク」及「アイノ」兩人種ニシテ特ニ「アイノ」人ハ本島南部ニ散在シ日本人及露人トノ關係最モ密接ナリ左ニ千八百九十八年ノ調査ニ係ル本島異種人各州ニ於ケル人口表ヲ掲ク

州名	ギリヤーク	アイノ	オロチオン	ツングーズ	ヤクーツ	計
アレクサンドル州	六四〇	—	—	五六	—	七〇〇
ツイモフ州	五〇六	—	二三四	四八	—	五五五
コルコサフ州	三九七	—	二〇六	一八	—	六五〇
計	一、〇八五	—	一七六	一五	—	一、二七六
合 計	一、九一二	—	四一〇	八六	—	二、四一〇

アイノ人 今ヲ距ル一九十七年即チ千八百〇八年、間宮林藏カ本島探險ノ節西海岸「リオンナイ」ヨリ「シラヌシ」ニ至ル間ニ於テ「アイノ」人ノ戸數百廿四人口八百六又東海岸「タライカ」ヨリ「アニワ」岬及「アニワ」灣一帯ノ海岸ニ於テ戸數三百十四人口二千四十一即チ合計四百三十八戸二千八百四十七人アリシト云フ之ヲ今日ノ人口現在數千二百九十六人ニ比スレハ同人種ノ減少頗ル著キモノアリ即チ左ニ現今各村落居住人口ノ詳細ヲ掲ク

MT 3.5.8.19 18

東 西 計	一 九 ス ス ナ イ	二 〇 チ フ カ ヤ イ	二 一 シ イ ヤ ン ツ イ	二 二 タ シ コ エ イ	二 三 ロ レ イ	二 四 オ ブ サ キ	二 五 ノ サ ム	二 六 コ ス チ	二 七 オ チ エ フ ボ コ	二 八 ト シ チ イ チ ヤ	二 九 ア イ ロ ツ ブ	東 西 計 海 岸 合 計	一 八 九 二	一 八 六	六 七 九	三 一 五	五 二 八	二 二 二	一 一 五	一 一 三	二 一 三	二 五 七	四 八	一 八
-------------	----------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	-----------------------	----------------------------	-----------------------	-----------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	--------	--------

(備考) 「アイノ」人口ニ本表ト前表ト差違アルハ調査ノ年異ナルニ因レリ又明治八年本島千島交換ノ際「アイノ」人ハ條約ニ準シ我北海道ニ移住シタルモノ八百四十三人内男四百十八人女四百二十五人アリシモ其後或ハ本島ニ復歸シ又ハ痘瘡ニ罹リ死亡シタルモノ多シト聞ク

人口ノ減

異人種ニ關スル人口ノ統計ハ現今ト雖モ正確ヲ期スヘカラス況ンヤ幾ント百年前ニ於テ間宮林藏カ獨力異境ニ入り幾多ノ辛酸ヲ經テ調査シタルコトナレハ固ヨリ精密ナル能ハサルヘキモ「アイノ」人種カ年ヲ追テ減少ノ傾向アルハ全ク事實ニシテ假ニ間宮林藏ノ調査ヲ以テ現在數ニ比スレハ其減少實ニ千五百三十五人即チ半数以上ニ達セリ現ニ「アイノ」海沿岸各地ニハ二三十年前マテハ「アイノ」人種ノ村落少カラサリシモ今ハ絶テ之ナシト云フ生存競争ノ結果劣等ノ人種カ優等ノ人種ノ爲メ窘逐セラレ其勢力ノ衰弱ト共ニ人口ノ減少スヘキハ歴史上ノ通則ニシテ「ア

傳染病

「アイノ」人カ曾テ本邦各地ヨリ北海道ニ驅逐セラレ終ニ本島ニ入り且ツ人口年々減少ノ傾向アルハ又自然ノ趨勢タリ「アイノ」人ハ醫藥ノ法ヲ知ラス一旦痘瘡其他傳染病カ彼等種族中ニ流行スルヤ最モ慘狀ヲ極メ人口ヲ減少スルコト頗ル多シ千八百九十四年及九十七年東西海岸ニ於テ痘瘡流行ノ時ハ百人若クハ百四十人死亡セシト云フ又同ノ種ノ風俗習慣カ人口増殖ニ妨害ヲ與フルコト少カラス例セハ早婚ノ弊ニシテ凡ソ男子十三女子十二ヲ結婚トシ且ツ妻ノ夫ヨリ長スルコト少カラス甚タシキハ妻ノ夫ヨリ長スルコト二十年ニ及フ者アリ「アイノ」人ハ長子死スレハ弟

露國施政

ノ結婚多キカ故ニ人口増殖上ニ及ホスベキ影響ハ恐ク著大ナルモノアルベシ從來此等異種人ニ對スル露國政府施政ノ方針ハ頗ル寛裕ニシテ諸般ノ税金ヲ免除スルノミナラス其舊慣古俗ハ變更スルヲ欲セス從テ生活上ノ改良進歩ハ實ニ觀ルヘキモノナシ然レトモ近年日本漁業者ノ本島ニ渡航スルモノ多キヲ加フルニ從ヒ或ハ時ニ「アイノ」人ヲ欺騙シ漁業ノ利益ヲ占ムルコトナキニアラサルモ「アイノ」人モ亦爲メニ利益ヲ蒙ルコト多キカ故ニ大ニ生活ノ

漁業ノ利

益 程度ヲ高メ其首長トモ稱スヘキモノハ食スルニ白米アリ臥スニ毛布アリ室内ニ時計ヲ懸ケルアリ家屋ノ如キ土屋ニ住居スルハ東海岸「タライカ」「トナイチヤ」兩湖附近ニ看ル所ニシテ西海岸ノ如キハ「アイノ」村落到ル處木造家屋ヲ觀ルコト比々皆テ是レナリ「アイノ」人ノ職業ハ漁業及獸獵ニシテ漁業ハ不完全ナル引網及鈎ヲ使用ス近年自

職

己ノ名義ヲ以テ漁場ヲ借受ケ之レヲ日本人ニ貸付シ利益ノ配當ヲ受ケ或ハ共同營業スルモノアリ又日本漁業者ニ雇ハレ賃銀若クハ米其他物品ヲ受クルモノアリ通常此等雇人ニ支給スルハ一漁期米一俵、綿入着物一枚、粗木綿半反、染木綿半反、手拭、火藥、衣服、煙草、煙管酒等ニシテ就中酒煙草ハ最モ彼等ノ嗜好スル所ニシテ露國地方廳カ嚴ニ酒類ノ密輸入ヲ禁スルニモ係ハラス日本人並ニ其他ノモノカ火酒ヲ輸入スルノ數ハ一ヶ年莫大ノ高ニ

獸

達スヘシ漁業ノ季節終リ十月中旬ニ至レバ「アイノ」人ハ獸獵ニ着手ス獸獵ハ重ニ黑貂、栗鼠、獺等ニシテ河ノ未タ結氷セサル前ニ毘ヲ以テ獵スルヲ常トス一獵期一人ノ獵獲高ハ黑貂六、七頭乃至十頭栗鼠五、六頭獺一、二頭

犬樞車

ニ過キズ從來「アイノ」人ハ各獵區ヲ定メ若シ其獵區ニ於テ自ラ獵セサル時バ「キリヤーク」人ニ貸渡シタル由テ
ルカ千八百九十四年黒龍江沿道獸獵規則發布セラレ獵區ヲ私有スル能ハス多クハ露國流罪殖民ノ爲メ占據セラレ
「アイノ」人ハ更ニ深ク山林中ニ獵區ヲ見出タザバ「ベカラサル」ニ至レリ「アイノ」人ハ釘ヲ用ヒス槓筋ヲ用ヒス
テ造リタル小舟ヲ操リ獸獵ノ爲メ海上ニ出テ或ハ三百餘里ヲ隔リタル「コルサコフ」間ヲ航海スルニ常チ
リ又冬季ニ至レバ犬樞車ヲ使用シ粗造ナル樞車ニ犬五六頭若クハ十二三頭ヲ繫キ東西兩海岸旅行者ノ用ニ供シ又
ハ「アレクサンドル」「コルサコフ」間數百露里ナル道程ノ郵便線路ヲ維持シ交通不便ナル本島各地ニ在ルモノニ對
シ多大ノ便宜ト利益ヲ與フルハ最モ彼等ニ向テ感謝セサルヲ得ズ從テ犬ハ「アイノ」人ニ取リ必要ナル動物ニシテ
毎戶數頭若クハ數十頭飼養セサルハナク「アイノ」人カ多ク干魚ヲ貯藏スルハ自ラ其食料ニ供スルノ外又犬ノ飼料
トナサンガタメナリ冬季天晴レ風暖カナルノ日犬樞車ヲ驅テ滿日皆雪ナル本島ノ山野ヲ跋涉スルハ温熱帶人ノ夢
想ニモ及ハサル壯快事タリ然レモ天候變テ告ケ風雪咫尺ヲ辨セス人煙ナキ深雪中ニ犬ト共ニ彷徨シ一二晝夜ニ及
フ時ハ飢寒交ミ至リ餓死若クハ凍死セザレバ眞ニ幸ナリトス

「キリヤーク」人

「キリヤーク」人ハ獨リ本島ニ居住スルノミナラス黒龍江下流及「オホツスク」海沿岸ノ大陸ニ散在シ或ハ亞米利加
ヨリ遷移シタルト云ヒ或ハ亞細亞固有ノ人種ナリト云ヒ今日マテ定論ナキモ本島ハ獸獵漁業ノ利ヲ追テ大陸ヨ
リ移住シ來リ「アレクサンドル」州及「ツイモフ」州ノ一部ニ占居シタルカ如クシ重ナル職業ハ漁業ニシテ又獸獵ヲ營
ム食物ハ魚類ニシテ鮭鱒ハ其重ナルモノトス又唯一ノ家畜ハ犬ニシテ「アイノ」人ニ均シク樞車ヲ牽カシム衣服及
住居ハ滿洲風俗ヲ混交シタル點多ク容貌ハ「ツングーズ」人ニ似タルモ同人種ノ如ク顔平廣ナラス頬骨高カラズ
頭髮鬚髯ノ多キハ「アイノ」人ニ同シ性質ハ「ツングーズ」人ノ如ク急激ニシテ人ヲ信用セス漸ク慣ル、ニ從ヒ人ヲ
容ル、モノ、如ク智能アリテ事ニ工ミナリ

露國殖民
トノ關係

本島露國殖民ノ増進スルニ從ヒ又漁業方法ノ改良セラル、ニ從ヒ「キリヤーク」人種ハ唯一ノ食料タル魚類ヲ得ル

漁獵

ノ困難ナルト露國殖民村落ニ接近セバ兩者間ニ紛擾ヲ生シ易ク而シテ其結果ハ常ニ彼等ノ不利ニ歸スヘキヲ以テ
成ルヘク遠ク露人ノ村落ヲ離レテ遷移スルニ至レリ前述ノ如ク「キリヤーク」人ハ多少本島北部ニ居住シ其南部
「コルサコフ」州内ニ在ル者ハ至テ少キカ故ニ彼等ト日本漁業者トハ未タ「アイノ」人トノ如キ密接ナル關係ヲ有セ
ス從テ「アイノ」人ノ如ク漁業上ノ利益ヲ占ムルモノナシ夏秋兩期ニ於テ貯藏シタル干魚ハ既ニ十二月ニ於テ盡ク
ルカ故ニ「キリヤーク」人ハ食料ニ缺乏ヲ生シ據ナク海邊ニ移リテ海上ノ結氷ニ孔ヲ穿テ「コマイ」ト稱スル小
魚ヲ捕テ食物ニ供ス三四月ニ至リ氷解クレバ海豹獵ニ着手ス海豹ノ肉ハ食物ニ供シ脂ハ煮焚ニ用ヒ皮ハ衣服及履
物トス不用ナル皮ハ質拂ヒ大サト班紋ノ如何ニ因リ露貨一留乃至三留ニ價ス又海驢大鯨ヲ捕フ夏期ニ至レバ最モ
重ナル食物材料タル鮭鱒ヲ漁ス總テ「キリヤーク」人ハ恰爾ニシテ特ニ漁獵ニ長セリ

「オロチ
ヨシ」人

「オロチヨシ」人種ハ「ツングーズ」種族ノ一派トシテ大陸ニテハ黒龍江上流沿岸ニ居住シ又沿海州「イムベラ」ト
ルスカヤ「海付近」ニ在テ其原始的有様ヲ保存セルカ本島ニ於ケル「オロチヨシ」人カ果シテ大陸ニ於ケル「オロチヨ
シ」人ト同シ種族ナルヘキヤ否ヤ果シテ同一種族ナリトセハ大陸ヨリ本島ニ遷移シタルモノナルヘシ鈴木陽之助
ハ多年研究ノ末「オロチヨシ」人ハ往古本島ニ在任シタルト稱セル「トシヤ」人種ノ殘種ニシテ南方ヨリハ「アイ
ノ」人、北方ヨリハ「キリヤーク」人ニ遷逐セラレ現今重ニ居住ヲ占ムル「ツイミ」谷地ニ避ケ其一部分ハ去リテ大
陸ニ渡リ「イムベラ」トルスカヤ「海」及黒龍江上流ニ散在シタルモノナラント云フ前記兩説ノ當否如何ハ今俄ニ斷
定シ難キモ元來「オロチヨシ」人ハ能力至テ乏シク最モ愚鈍ナリ夏冬ノ兩季漁獵ヲ爲スハ「アイノ」人「キリヤーク」
人ニ均シキモ其生活ノ程度極メテ低キカ故ニ居住衣服ハ汚穢ヲ極ム

「ツング
ーズ」人

「ツングーズ」人ハ西伯利北部「エニセイ」河及北方沼澤地ヨリ黒龍江及「オホツスク」海マテノ廣漠タル地方ニ彷徨
シ容貌ニ因リ南部「ツングーズ」北部「ツングーズ」トノ兩種族ニ別チ南部「ツングーズ」ハ身高少軀體ニ鼻直ニシテ
眼口小ナリ頬骨廣ク手足大ナルニ反シ北部「ツングーズ」ハ身軀手足皆小ナリ故ニ南部「ツングーズ」人ハ純粹ナル

ツングーズ人ニシテ北部ツングーズ人ハ他ノ種族トノ雜混ヨリ生シタルモノナラント云フ本島在住「ツング
ーズ」人ハ悉ク北部「ツングーズ」ニ屬スルナルベシ性質活潑ニシテ最能ク客ヲ遇シ盜賊強奪等ハ彼等ノ骨ヲ知
ラサル所ナリ彼等ハ亞細亞異人種中最モ遷移的ナリ河海ニ於テハ漁業、山林ニ於テハ黑貂獵ヲ營ミ馴鹿ハ彼等ノ
常ニ飼養スル所ニシテ牛馬ノ用ヲ爲スカ故ニ毎戸必ズ之ヲ飼養ス食物トシテ魚肉、熊肉、海豹肉ヲ用ユ又北方土
族ノ習慣トシテ獸脂、魚油ハ其常用品タリ一般ニ茶ヲ嗜好ス「ツングーズ」人ハ「ギリヤーク」人ニ均シク元來大陸
ノ人種ナリシモ獸獵及漁業特ニ黑貂獵ノ利ヲ追テ終ニ同獸ノ棲息地タル沿海州北部ニ來リ同北部ヨリ又本島ニ遷
移シタルモノ、如シ

「ヤク
ツ」人
本島在住ノ「ヤクツ」人ハ前表ニ示スカ如ク最少數ナルカ同人種ハ大陸ニ在テハ其數二十三萬ニ達シ智識稍
ニ發達シ各種ノ職業及商業ニ從事シ牧畜、農業、漁業ヲ營ミ「ツングーズ」人ヲ驅逐シテ「レーナ」河谷地ヲ占有シ
終ニ北方「ヤクツ」州一帯ノ地方ニ蔓延セシ程ナレハ本島他ノ異人種ニ比スレハ進歩ノ程度著シキモノアリテ將
來或ハ本島ニ於テ繁殖スルカ如キコトアランモ目下ノ處ニテハ至テ微々タル人種ナリ

「ツングーズ」人及「ヤクツ」人ニシテ沿海州ニ附屬シタルモノハ毎年税金ノ代用トシテ毛皮ヲ「ニコラエフスク」
市ヘ納付スルモ其他本島在住異人種ハ何等國稅及公稅ヲ納ムルコトナシ各人種ニハ特種固有ノ語アルモ多クハ「ア
イノ」語ニ通シ又少數者ハ露語及日本語ニ通セリ「オロチオン」人ハ「ツングーズ」語ヲ解スルモ「ツングーズ」人ハ
「オロチオン」語ヲ解セス

日本人
日本人ハ明治八年于島樺太交換後全ク本島ヲ去リ九年以後ニ至リテ單ニ漁業ノ爲メ夏期中渡航シタルモノニシテ
廿三年ニ至リ漁業規則ノ改正ト共ニ鯨漁ノ爲メ各漁場多少ノ漁夫ヲ殘シ冬籠セシムルノ必要ヲ生シ他ハ皆ナ四月
開氷ト同時ニ渡航シタルモノタリ左ニ明治九年以來毎年渡航シタル本邦漁夫ノ數ヲ掲ク

十一年	五八六
十二年	六一四
十三年	九四四
十四年	一、三二一
十五年	一、四五五
十六年	一、五八〇
十七年	一、五四八
十八年	四七五 <small>(本年渡航者ノ數ニ減セシハ漁業税金ノ増加 セシト或シテ漁場ニ於テ漁業ヲ禁セシニ因リ)</small>
十九年	四七〇
二十年	六〇六
二十一年	九〇九
二十二年	一、一二七
二十三年	一、二四三
二十四年	一、三三八
二十五年	一、四二二
二十六年	一、四九五
二十七年	一、五七三
二十八年	一、九六七
二十九年	二、二五八



二十九年	二、七八七
三十年	三、八五八
三十一年	四、四二四
三十二年	四、三四六
三十三年	二、九二七
三十四年	三、四八七
三十五年	六、一七九
三十六年	七、一八二

本表中三十五年三十六年ヲ除キテハ單ニ日本漁業者雇入漁夫ノ數ヲ擧ケタルモノニシテ露國漁業者雇入ニ係ル日本漁夫ノ數詳カナラサルモ實際渡航シタル漁夫ハ頗ル多カリシナラン又右ノ外「タムラオ」方面漁業ノ爲メ渡航セシ人員毎年三百名ヲ下ラス故ニ冬季在留及夏期渡航ノ日本人ヲ合セ約一萬人ト見做シ大差ナカルヘク尙ホ此外商業ノ爲メ「コルサコフ」及「アレクサンドロフスク」ニ在留シタルモノ五十名内外アリ

第四 市 邑

本島中都市ト稱スヘキモノ「アリア」アレクサンドロフスク「ハ」アレクサンドロフスク州ノ首都タルト共ニ本島ノ首府ニシテ軍務知事ノ駐在地タリ「コルサコフ」ハ南部ノ樞要地ニシテ「コルサコフ」州ノ首都タリ「レイコフ」ハ「ツイモフ」州ノ首都ニシテ本島ノ中央ニ位ス右ニ都ハ「西海岸」ボゴビト「ラザレフ」岬間海底電線ヲ以テ大陸ト連絡ス
 「アレクサンドロフスク」

本島中部難廻海峡ニ面セル西海岸ニ大ナル灣形ヲ成セル所アリ其南端ノ岬ヲ「ジョン」キイエルト稱シ燈臺ノアル所ニシテ灣曲大ニ過キ北風又ハ北西風ニ對シ全ク開放セリ「アレクサンドロフスク」ハ此海岸ヲ南ニ距ル約一露里半「ツイカ」河ニ沿テ平坦ナル高地ニ在リ東經百四十三度北緯五十五度ニ位シ今ヲ去ル二十三年前千八百八十一年ノ開設ニ係ル「マイヤ」アレクサンドロフカ「及」コルサコフカ「兩村ト相連リ面積數平方露里ニ互リ市街整然稍々觀ルヘキモノアリ重ナル建物ハ露國風木造ナルモ尙ホ聊カ府ノ體裁ヲ飾ルニ足ル海岸埠頭ハ輕便鐵軌ヲ通シ貨物ヲ運輸ヲ助ク埠頭ニ於ケル棧橋ハ「工」字形ヲ成シ滿潮時ニ於ケル水線上ノ高サニ「サアジエン」廣サ十「サアジエン」トス休憩所及事務所ヲ設ケ又汽罐ヲ備付ケ五十噸馬力ノ起重機ヲ使用シ貨物ノ揚卸ヲ便ニス

官衙及公共建物ノ重ナルモノハ左ノ如シ

- | | | | |
|-------------------|---------|---------|-------|
| 軍務知事官廳 | 全官舎 | 州廳即チ警察署 | 寺院 |
| 衛戍司令部 | 兵營 | 陸軍病院 | 監獄 |
| 監獄付病院 | 全倉庫 | 中央倉庫 | 郵便電信局 |
| 消防隊 | 皇太子紀念堂 | 孤兒院 | 博物館 |
| 圖書館 | 氣象臺 | 實業學校 | 電話交換局 |
| サハリン俱樂部 | 官設物品販賣所 | 工場 | |
| 又工場内ノ工場ヲ細別スレバ左ノ如シ | | | |
| 蒸氣製粉所 | 鑄鐵場 | 蒸氣鋸工場 | 鍛冶場 |
| 鑄工場 | 桶工場 | 木工場 | |
- 監獄 流罪島タル本島ノ重ナル監獄ハ當府ノ中央ニアリ「アレクサンドロフスク」監獄ト稱シ本島内模範監獄トス木造ニシテ前面監獄長官舎ニ充ツルニ階造ノ部分ヲ除ケ「他」ハ皆平家ニシテ屋根ハ鐵板ニテ蔽フ囚徒ハ二部ニ別チ一ヲ

改後期ニアルモノトシテ試験期ニアルモノトス第二部ニ属スル因徒ハ巡査之ヲ監視シ第二部ニ属スルモノハ地方衛戍兵營ヨリ派遣スル哨兵之ヲ監督スアレクサンドロフスク監獄囚徒ノ數ハ三千内外ナルヘキモ實際監獄内ニアルハ數百ニ過ギスシテ餘ハ各地ニ派遣シ各種ノ勞働ニ就カシム

商店 商店ハ官設物品販賣所ノ外「ボロヂン」兄弟商館「ランスベルグ」「クリモウエツキイ」商會「エサヤチツ」等アリ又東「シベリヤ」各地ニ商權ヲ握レル「クンスト、アリベルス」商館「チエーリン」商館露國保險會社等ノ支配人アリテ營業ス

本府ノ戸數約五百外ニ官廳及官舎約三百人口約三千(但シ兵員及流刑人ハ算入セス)

本府陸上ニ於ケル位置ハ本島ノ中央部ヲ占メ地形廣潤ニシテ大ナル都府ヲ建ツルニ足ルヘク西ハ近ク捷報海峡ニ臨ミ南東「ツイエモフ」州ノ首府タル「ルイコフ」トハ馬車道ヲ以テ相通シ「コルサコフ」港トハ距離稍ミ隔リ道路亦不完全ナルモ冬期結氷ノ際ヲ除クハ定期汽船ノ便アリテ海上ノ交通左マテ不便ヲ感セサルモ大體其位置北ニ偏スルカ故ニ寒氣強ク海上ノ結氷幾ント五ヶ月ニ亘リ且ツ港灣開放シ東南風ハ「ジョン、キイエル」岬ニ因リ防キ得ヘキモ西北風一タヒ起ル時ハ危險最モ多ク船舶ハ少時モ碇繋スル能ハス直ニ前岸ナル大陸ノ「ヂカストリー」灣ニ避難セサルヘカラス故ニ碇地トシテハ眞ニ價値ナキモノトス露國政府ハ曾テ本港ニ防波堤築造ノ計畫ヲ成セシモ成効ノ見込ナキニ因リ終ニ中止スルニ至レリ

「ルイコフ」州ノ首府ニシテ「アレクサンドロフスク」府ヲ東南ニ距ル七十八露里地勢平坦「ツイエミ」河ノ右岸ニアリテ其位置我札幌ニ髣髴タリ戸數約四百五十人口約二千(兵員及流刑人ハ之ヲ除ク)ヲ算ス官衙ノ重ナルモノハ州廳即チ警察署、寺院、郵便電信局、兵營、陸軍病院、監獄等ニシテ市街正シク殷賑ナルハ「アレクサンドロフスク」ニ亞ク附近地方ハ農業開拓殖ノ業ハ將來有望ナルヘキモ寒氣最モ嚴酷ナルニ因リ之ヲ南部「コルサコフ」ニ比スレハ市街トシテノ價値少シトス日露開戦後ハ「アレクサンドロフスク」ヨリ戦局ニ關係ナキ官衙ヲ此地ニ遷シ且ツ避難者ノ來住スルモノ多キカクテ意外ノ繁榮ヲ極ムト云フ

「コルサコフ」港カ本島ニ於テ最重要ノ地位ヲ占ムルハ比較的氣候ノ嚴酷ナラサルヲ、港灣ハ不完全ニシテ決シテ好錫地ト稱スヘカラサルモ本島中他ニ適當ノ港口ナキタメ本港カ港灣トシテ比較的價値アルヲ其位置最モ日本ニ接近シ本島生産ノ最重要タル海産物ノ集散地タルヲ等ニ職由スルモノニシテ特ニ千島本島交換前ハ日本行政廳ノ所在地ニシテ南方補給ト稱スル地ハ明治八年マテ本邦人カ占據シタル所ナレハ其跡一々算スヘク目下此部ニハ日本領事館、日本商店、露國官倉庫等アリ之ヨリ丘陵ヲ越ヘ又ハ海岸道路ニヨリ北ニ至レハ本港重ナル市街ノ在ル所ニシテ州廳、寺院、兵營、陸軍病院、郵便電信局、監獄、全病院及官宅等アリ稍々市街ノ林蔭ヲ備フ且本港ヨリ「ボロアントマリ」ヲ經テ南方「アニワ」灣沿岸各地ニ通スル道路アリ又北方「ベルツヤ、バーヂ」ヲサラウイヨフカ「ラヂイミ」ロフカ等ヲ經テ東海岸ナル「ナイブチ」ニ出ツヘキ驛路アリ道路稍々整備シ車馬ヲ通スヘシ本港ノ戸數ハ約二百外ニ官廳官舎約百人口約一千ニシテ夏期漁業ノ盛時ニハ船舶常ニ輻湊シ本邦漁業者ノ出入頗ル頻繁ヲ極ム

本港市街ノ陸上ニ於ケル缺點ハ市街ノ中央ニ丘陵アリテ市ヲ縦斷シ且ツ其地區狹小ニシテ大市街ヲ造ルニ足ラサルニアリ然レモ本港付近ニ起伏セル丘陵ニシテ面積頗ル廣潤、大市街ヲ設クルニ足ルヘキモノ「ニシテ足ラス」コルサコフ「港ト」ボロアントマリ「間ノ高地」「コルサコフ」ト「ベルツヤ、バーヂ」間ノ高地及「コルサコフ」港ノ背部ナル丘陵等皆格好ノ市街地タルヲ得ヘク若シ精細ノ調査ヲ經ハ必スヤ現今ノ市街ニ優ルヘキ位置ヲ見出スヲ得ヘシ且ツ當港ハ背後ニ「ススヤ」河「ナイブチ」河ノ富饒ナル流域ヲ控ヘ物資供給ノ便アリ而シテ海上ノ利便如何ヲ顧ミルニ本港燈臺下、檢疫所及「ボロアントマリ」ノ海岸ハ門洲相連リ棧橋ヨリ通スル一條ノ航路ヲ除ケハ海岸五六丁間ハ船舶ノ碇繋ヲ許サス且ツ本港ニテハ西北風威最モ猛烈ニシテ若シ同風強ク吹ク時ハ船舶ハ碇留スルヲ得ス

要築港ノ必

シテ遠ク「リニエ」タカ「河口」ニ避ケサルヲ得ス故ニ本港ノ安全ヲ謀ラントセシ西北風ヲ防クノ必要アリ而シテ之ヲ防クノ途ハ防波堤ヲ築クヨリ外策ナカルヘシ若シ燈臺下ナル門洲ノ在所ヨリ南東ニ向テ防波堤ヲ築カハ其長サ多キヲ要セス從テ費用少額ナルヘキモ本島首要港ノ築港トシテ將來不充分ノ儀アルヲ免レサルヘシ若シ北ハ「ベ」ルワギ、バ「ド」ザ「岬」ヨリ南ハ「ボ」ロ「ア」ント「マ」リ「岬」ヨリ防波堤ヲ築カハ規模頗ル大ニシテ船舶ノ碇繋ニハ遺憾ナカ
ルヘキモ「バ」ド「ザ」岬ヨリ南ハ「ボ」ロ「ア」ント「マ」リ「岬」ヨリ防波堤ヲ築カハ規模頗ル大ニシテ船舶ノ碇繋ニハ遺憾ナカ
ニ此點ハ精密ナル調査ヲ要スベシ海上設備ノ如何ニ係ハラス陸上ニ於ケル本港ノ位置ハ必ズ本島ノ首都ト爲スヘ
キ價值アルハ何人モ争ハサル所ナルヘシ露國政府カ本港ノ利便ヲ措テ首府ヲ「アレクサンドロフスク」ニ定メタル
ハ大陸ト交通上ノ便宜アルト不開地ニ首府ヲ定メ本島北部中部ノ開拓ヲ獎勵セントシタルニハアラサルカ若シ單
ニ本島拓殖上ニ重キヲ置カハ「ル」イ「コ」フ「ヲ」以テ首都トナスモ不適當ナラザルヘキモ交通ノ便否、氣候ノ適否等ニ
鑑ル時ハ「コ」ル「サ」コ「フ」港ノ「アレクサンドロフスク」ルイ「コ」フニ優ルハ復タ争フヘカラサルナリ

殖民村落

殖民村落

前記三郡府ヲ除ケハ他ハ皆寂寥タル寒村僻邑ニシテ東西海岸、「ア」ニ「ツ」海岸ニ配置セラレ或ハ河流ニ沿テ又ハ山
間ノ谷地ニシテ拓殖ニ適スヘキ地ヲ擇ヒ且ツ大韓露國政府カ本島殖民村落ヲ開設スルニハ「一」ニ本島各地ノ連絡ヲ
通シ交通ノ便宜ヲ謀ルノ主意ニ出テタリ斯ノ如キ村落ノ數ハ左ノ如シ

- 「アレクサンドロフスク」州 三二七
- 「ツイモフ」州 二八
- 「コルサコフ」州 六八

右百三十三ヶ村ノ配置ヲ觀ルニ「アレクサンドロフスク」州ニ在テハ南ハ「ナギシ」河ニ初マ本島西海岸ニ沿テ

農村一覽

薩哈噠島殖民農村一覽表

「アレクサンドル」州

町	村	名	開基年	戸數	建物數	人口	宅地	畑地	牧地
アレクサンドル市	マール	アレクサンドロフカ	一八八二	四五	一八〇	一〇六九	四〇〇	八六	一六三五
	マール	アレクサンドロフカ	一八八九	一九	五三	五三	一〇	三〇	一五五〇
	マール	アレクサンドロフカ	一八八六	六三	三五	一七	四	三	一〇〇七
	ボロ	ウイシカ	一八九四	二一	三三	四	一	一	一〇〇〇
	アル	コーウオ	一八八三	一八	二二	三	一	一	一〇〇〇
	全	第一	一八八五	三五	三三	二七	一〇	一	一五五〇
	全	第二	一八八五	二五	一九	八	一	一	一五五〇
	全	第三	一八八五	一〇	五〇	八	一	一	一五五〇
	コン	スタンチノフカ	一八九二	二二	二九	五〇	四	一	一〇〇〇
	ロジ	デストウエン	一八九二	二二	二九	五〇	四	一	一〇〇〇
	ム	ガ	一八九二	二二	二九	五〇	四	一	一〇〇〇
	タ	ン	一八九二	二二	二九	五〇	四	一	一〇〇〇
	ギ	チ	一八九二	二二	二九	五〇	四	一	一〇〇〇

ル	アイ	コ	フ	一八〇	四三	一	二六	三三	一四〇	七六	二〇〇
マ	アル	イ	ヤ、ロン	ガ	リ	一八〇	三二	一	一六	一〇	一〇〇
ワ	エル	フ	ニ	イ、ボ	ロ	一八〇	三三	一	一五	一	一〇〇
タ	ウ	ラ	ガ	ン	一八〇	四	一	一	一	一	一〇〇
ダ	ル	ウ	イ	モ	ウ	一八〇	四	一	一	一	一〇〇
マ	ロ	ツ	イ	モ	ウ	一八〇	四	一	一	一	一〇〇
ア	ンド	レ	ニ	イ	フ	一八〇	四	一	一	一	一〇〇
ハ	ム	ダ	ダ	サ	第一	一八〇	四	一	一	一	一〇〇
ハ	ム	ダ	ダ	サ	第二	一八〇	四	一	一	一	一〇〇
オ	ル	ビ	ン	ス	コ	一八〇	四	一	一	一	一〇〇
ウ	オ	ス	ク	レ	ン	ス	一八〇	四	一	一	一〇〇
ウ	オ	ス	ク	レ	ン	ス	一八〇	四	一	一	一〇〇
ス	ラ	イ	ウ	オ	一八〇	四	一	一	一	一〇〇	
オ	ー	ゼ	ル	ノ	エ	一八〇	四	一	一	一〇〇	
ニ	ー	ウ	ニ	イ	アル	ム	一八〇	四	一	一〇〇	
ウ	エル	フ	ニ	イ	アル	ム	一八〇	四	一	一〇〇	
ソ	ボ	リ	イ	ノ	エ	一八〇	四	一	一	一〇〇	

「ツイモフ」州

計	三	七	ゲ	村	一八〇	一五七	一七	四〇九	四二	九五	四〇	一七	六八	三	八
---	---	---	---	---	-----	-----	----	-----	----	----	----	----	----	---	---

MT 3.5.8.19 34

ズ	ナ	ミ	ヨ	ン	一八〇	三三	一	三三	三	一	一〇〇	
ホ	ラ	ン	バ	ウ	一八〇	三三	一	三三	三	一	一〇〇	
ツ	ラ	ン	バ	ウ	一八〇	三三	一	三三	三	一	一〇〇	
フ	ヤ	フ	ツ	一八〇	三三	一	三三	三	一	一〇〇		
コ	ル	サ	コ	フ	一八〇	三三	一	三三	三	一	一〇〇	
ノ	ウ	オ	ミ	ハ	イ	一八〇	三三	一	三三	三	一〇〇	
ク	ラ	ス	ヌ	イ	ヤ	一八〇	三三	一	三三	三	一〇〇	
ブ	タ	コ	ー	ウ	オ	一八〇	三三	一	三三	三	一〇〇	
ザ	ガ	リ	ー	一八〇	三三	一	三三	三	一	一〇〇		
ニ	コ	ラ	エ	フ	ス	一八〇	三三	一	三三	三	一〇〇	
ウ	ラ	デ	イ	ミ	ロ	一八〇	三三	一	三三	三	一〇〇	
チ	ス	キ	ズ	一八〇	三三	一	三三	三	一	一〇〇		
ア	グ	チ	ウ	一八〇	三三	一	三三	三	一	一〇〇		
チ	ヨ	ル	ノ	レ	エ	一八〇	三三	一	三三	三	一〇〇	
ポ	リ	イ	ソ	フ	一八〇	三三	一	三三	三	一	一〇〇	
ボ	シ	エ	チ	イ	一八〇	三三	一	三三	三	一	一〇〇	
ス	ラ	ウ	イ	ヤ	一八〇	三三	一	三三	三	一	一〇〇	
ド	ブ	ロ	ツ	ウ	オ	一八〇	三三	一	三三	三	一〇〇	
タ	ス	チ	ア	グ	チ	ウ	一八〇	三三	一	三三	三	一〇〇
ヤ	ー	セ	ン	キ	一八〇	三三	一	三三	三	一	一〇〇	
ノ	イ	シ	一八〇	三三	一	三三	三	一	一〇〇			
リ	ス	ト	ウ	イ	ヤ	一八〇	三三	一	三三	三	一〇〇	
カ	オ	シ	一八〇	三三	一	三三	三	一	一〇〇			

MT 3.5.8.19 33

セ	マ	ニ	マ	コ	ダ	サ	ル	リ	ゴ	ホ	ツ	ベ	フ	ペ	ボ	リ	マ	ク	ハ
マ	コ	ラ	ラ	ス	ス	ウ	イ	ナ	バ	ニ	エ	オ	エ	ス	ト	ウ	エ	ニ	イ
グ	ン	コ	エ	タ	コ	エ	カ	イ	コ	エ	デ	エ	ス	ト	ウ	エ	ニ	イ	カ
マ	コ	ラ	ラ	ス	ス	ウ	イ	ナ	バ	ニ	エ	オ	エ	ス	ト	ウ	エ	ニ	イ
マ	コ	ラ	ラ	ス	ス	ウ	イ	ナ	バ	ニ	エ	オ	エ	ス	ト	ウ	エ	ニ	イ
マ	コ	ラ	ラ	ス	ス	ウ	イ	ナ	バ	ニ	エ	オ	エ	ス	ト	ウ	エ	ニ	イ
マ	コ	ラ	ラ	ス	ス	ウ	イ	ナ	バ	ニ	エ	オ	エ	ス	ト	ウ	エ	ニ	イ
マ	コ	ラ	ラ	ス	ス	ウ	イ	ナ	バ	ニ	エ	オ	エ	ス	ト	ウ	エ	ニ	イ
マ	コ	ラ	ラ	ス	ス	ウ	イ	ナ	バ	ニ	エ	オ	エ	ス	ト	ウ	エ	ニ	イ
マ	コ	ラ	ラ	ス	ス	ウ	イ	ナ	バ	ニ	エ	オ	エ	ス	ト	ウ	エ	ニ	イ

MT 3.5.8.19 36

コ	チ	サ	ミ	ナ	ウ	ウ	ノ	ウ	ガ
ル	フ	ラ	ツ	ラ	ラ	ラ	ウ	ラ	ル
サ	メ	ウ	ツ	デ	ラ	ラ	ウ	ラ	ル
コ	エ	イ	フ	ス	コ	エ	コ	エ	コ
コ	エ	イ	フ	ス	コ	エ	コ	エ	コ
コ	エ	イ	フ	ス	コ	エ	コ	エ	コ
コ	エ	イ	フ	ス	コ	エ	コ	エ	コ
コ	エ	イ	フ	ス	コ	エ	コ	エ	コ
コ	エ	イ	フ	ス	コ	エ	コ	エ	コ
コ	エ	イ	フ	ス	コ	エ	コ	エ	コ

MT 3.5.8.19 35

「コルサコフ」州
 (備考) 本州ノ人口ハ千八百九十七年末ニ於テ四、六四五人即チ本表ニ掲載シタルモノヨリ二九四人ヲ増セル
 モ之ヲ各村落ニ分配シタル人員詳カナラサルニ因リ本表ニ掲クル能ハス故ニ前記人口ノ部ノ農民數ト
 符合セス

ア	カ	サ	ク	ベ	ア	メ	ア	ア	計
ド	ザ	オ	ソ	ク	ゲ	ド	ガ	ブ	二
ツ	ル	ロ	ル	ソ	ソ	ド	ラ	ラ	八
イ	キ	イ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	ケ
ミ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	村
ミ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	村
ミ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	村
ミ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	村
ミ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	村
ミ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	村



ブルキ	一八五	二六	一〇七	二四三	二四	二八七	三四
ロノコ	一八四	七〇	一〇五	二二五	二六	三二〇	二八七
ツツコ	一八四	二四	一〇五	三三〇	二五	四七五	三八五
ウオコ	一八四	一七	二〇〇	二〇〇	二二	二五〇	二五〇
ブラコ	一八四	七	二〇〇	三〇〇	一〇	二二五	二二五
ベトコ	一八四	三	二〇〇	二〇〇	三	二二五	二二五
ウオコ	一八四	三	二〇〇	二〇〇	三	二二五	二二五
ウオコ	一八四	三	二〇〇	二〇〇	三	二二五	二二五
ウオコ	一八四	三	二〇〇	二〇〇	三	二二五	二二五
ウオコ	一八四	三	二〇〇	二〇〇	三	二二五	二二五
ウオコ	一八四	三	二〇〇	二〇〇	三	二二五	二二五
ウオコ	一八四	三	二〇〇	二〇〇	三	二二五	二二五
ウオコ	一八四	三	二〇〇	二〇〇	三	二二五	二二五
ウオコ	一八四	三	二〇〇	二〇〇	三	二二五	二二五
ウオコ	一八四	三	二〇〇	二〇〇	三	二二五	二二五
ウオコ	一八四	三	二〇〇	二〇〇	三	二二五	二二五
ウオコ	一八四	三	二〇〇	二〇〇	三	二二五	二二五
ウオコ	一八四	三	二〇〇	二〇〇	三	二二五	二二五
ウオコ	一八四	三	二〇〇	二〇〇	三	二二五	二二五
ウオコ	一八四	三	二〇〇	二〇〇	三	二二五	二二五
ウオコ	一八四	三	二〇〇	二〇〇	三	二二五	二二五
ウオコ	一八四	三	二〇〇	二〇〇	三	二二五	二二五
ウオコ	一八四	三	二〇〇	二〇〇	三	二二五	二二五
ウオコ	一八四	三	二〇〇	二〇〇	三	二二五	二二五
ウオコ	一八四	三	二〇〇	二〇〇	三	二二五	二二五
ウオコ	一八四	三	二〇〇	二〇〇	三	二二五	二二五
ウオコ	一八四	三	二〇〇	二〇〇	三	二二五	二二五

メレ	一八七	四	一五	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
アラ	一八七	四	一五	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
ムラ	一八七	四	一五	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
セラ	一八七	四	一五	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
ンロ	一八七	四	一五	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
ズナ	一八七	四	一五	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
アホ	一八七	四	一五	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
ベレ	一八七	四	一五	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
ツ	一八七	四	一五	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
計六	一八七	四	一五	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
計八	一八七	四	一五	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
計一	一八七	四	一五	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
計三	一八七	四	一五	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
計ケ	一八七	四	一五	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
計村	一八七	四	一五	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
計三	一八七	四	一五	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
計ケ	一八七	四	一五	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
計村	一八七	四	一五	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇

第五 統治

管轄 本島、司法大臣内務大臣ノ管轄ニシテ黒龍江沿道總督ノ直轄ニ屬ス島長官タル軍務知事ハ陸軍少將若クハ中將ヲ以テ補命シ本島行政軍政ノ專權ヲ有ス其權限タル西伯利内各州軍務知事ニ均シ全島ヲ分テ三州ト爲シ州長官之ヲ管轄シ其軍政ニ關シテハ別ニ守備隊長アリテ統轄シ軍務知事ハ守備隊司令官ノ名ヲ以テ之ヲ統轄ス左ニ本島行政規則、職員及俸給表、知事ノ支出ニ係ル經費、守備隊職員及俸給表、守備隊經費ノ諸表ヲ掲ケ本島行政軍政ノ組織及從來露國カ本島經營ノ爲メ支消セル經費ノ概略ヲ示ス

千八百八十四年五月十五日裁可

薩哈噠島行政規則

第一條 本島ノ統轄ハ黒龍江沿道總督ニ屬ス地方行政ハ陸軍將官ヨリ任命セラルヘキ軍務知事ニ委任ス (本規則後ハ黒龍江沿道總督ト稱セシテ東、西、伯利、總督ト稱シ軍務知事ハ島長官ト稱セリ)

第二條 軍務知事ニ直接隸屬スルモノハ左ノ如シ

知事官房長、警務部長、農事監督官、建築技師、測量技師

但シ知事ハ必要ニ應ジ官房ニ定員外官吏二名マテテ増員シ得ヘシ且ツ左ノ規定ニ據ルヘシ
該官吏ニハ沿海州内在勤一般文官補助規則ヲ適用スヘシ

定員外トシテ二ケ年以上ヲ勤績セシムルヲ得ス

第三條 全島ヲ三州ニ分チ「アレクサンドル」「ツイモフ」「コルサコフ」トス各州ノ境界ヲ定メ州ヲ都ニ區分スルハ
黒龍江沿道總督ノ職權ニ屬ス

第四條 各州ノ行政ハ州長官及州警察署ヲ以テ組織ス

第五條 軍務知事ハ内務大臣ノ具申ニ因リ國務院及陸軍部内ニ勅令シテ任免ス

軍務知事ハ以下各條ニ定ムル外縣知事、縣參事會及其他縣行政機關ニ屬スヘキ權限及職責ヲ有ス

第六條 軍務知事疾病又ハ不在ノ時ハ知事行政上ノ職務ハ總督選任ノ官吏ヲ以テ代理セシム

第七條 軍務知事ノ權限ハ左ノ如シ

一、島内文官ノ任免但シ警務部長農事監督官、建築技師、測量技師及州ノ副知事ハ此限ニアラス

二、文官ニ賜暇ヲ許可スルヲ但シ賜暇中任地ヲ距ルコト一千五百露里ノ地ニ到ルヲ許サレタルモノハ俸給支給ノ
儘ナレハ六ケ月間、無俸給ナレハ一ケ年間

三、一般官吏ノ賞與ヲ總督ニ具申スルコト

四、官吏俸給豫算額ヨリ剩餘金ヲ生シタル時ハ賞與トシテ官吏ニ與ヘ且ツ總督ニ具申スルコト但シ警務部長及看
守俸給剩餘金ハ此限ニアラス

警務部長、農事監督官、建築技師ハ總督ノ具申ニ因リ州副知事ハ沿海州知事ノ具申ニ因リ各所轄大臣ニ於

テ任免ス測量技師ハ總督之ヲ任免ス

第八條 軍務知事ハ新道ノ開鑿、建築等ノ設計及豫算額ヲ認定ス但シ之レニ要スル材料及現金ハ各起業ニ付一
萬留ヲ超過スルヲ許サス

第九條 軍務知事ハ本島在任者ニシテ流刑人及殖民ニ對シ有害ナリト認ムル時ハ爾後其在任ヲ禁止スルノ權ヲ有
ス如此處分ヲ爲シタル時ハ直ニ總督ニ具申スヘシ

第十條 警務部長ハ法律上各縣警務部ノ爲メ定メラレタル物品ヲ配付スヘシ右ニ關スル權限ハ縣警務部長ニ同シ

第十一條 各州警務ノ職ハ軍務知事ノ認可ヲ經警務部長ノ命シタル地方病院醫官ノ内ヨリ之ヲ兼務ス

第十二條 本島郵便事務ハ北部ニ於テハ軍務知事ノ命シタル知事官房勤務員一名ニ南部ニ於テハ「コルサコフ」州
警察署書記官ニ取扱ハシム(現令ニ於テハ「アレクサンドル」「ツイモフ」其他軍ナレ土地ニハ郵便電信局ヲ設ケ各々
事務ノ官吏技手ニテ事務ヲ取扱フカ故ニ本條ノ如キ規定ハ既ニ廢止ニ歸シタルモノトス)

第十三條 各州ノ監獄及殖民村落ハ州長官ノ所轄ニ屬シ其庶務會計ハ州警察署ニ於テ取扱フ

第十四條 各州警察署ハ州長官ヲ以テ主任官トシ左ノ職員ヨリ組織ス(イ)「アレクサンドル」警察署ハ「アレクサ
ンドル」監獄長及「ジョンキイエ」監獄長并ニ同副長(ロ)「ツイモフ」警察署ハ「ツイモフ」監獄長及全副長(ハ)
「コルサコフ」警察署ハ「コルサコフ」監獄長及全副長(本條警察署職員ノ組織ハ爾後改正セラレ現
令ノ組織ハ別紙ニ記載シタルカ如シ)

第十五條 薩哈噠島各州警察署ハ一般西伯利地方警察署カ有スル權限職責ヲ有シ且ツ左記ノ事項ヲ管掌ス(イ)三
拾留ヲ超過セサル民事訴訟、且ツ警察署ハ西伯利地方裁判所訴訟法ニ準シ該訴訟法ニ關シ最終ノ裁判ヲ行フ

(ロ)商法ノ規定ニ因リ鑑定人及公證人ノ職務但シ本條(イ)及(ロ)項ニ掲ケタル規定ハ西伯利裁判制度制定ニ至
ルマテ臨時有効ノモノトス(千八百九十七年露國政府ハ四伯利司法制度ヲ改革シ陪審制度ヲ實行シタル結果薩哈噠島ニ於テモ同制度
實施セラレタルカ故ニ本條並ニ本條以下各條中司法裁判ニ關スル條項ハ目下實施セラレサルモノトス)

第十六條 薩哈噠島ニ於テ生シタル裁判事件ハ沿海州裁判所ニ基キ地方裁判所ノ管轄ニ屬シ沿海州地方裁判所
ニ於テ審理スヘシ但シ本則第十五條ニ記載シタル訴訟ヲ除ク

第十七條 訴訟又ハ出願ノ諸件登記ニ要スル法定帳簿ハ軍務知事官房ヨリ各警察署ニ配付シ一ケ年經過後ハ保存ノ爲メ返納セシメ知事官房長之ヲ檢閱ス

第十八條 監獄長及殖民監督官ハ西伯利各州縣ニ於ケル郡會議員ノ職責及權限ヲ有ス

第十九條 監獄ノ取締ハ看守長及看守ノ職務トス看守長ハ本職ノ外在勤地警察吏ノ職ヲ兼ス

第二十條 監獄看守ノ缺員ハ止ムラ得サル場合ニ限り衛戍兵ヲ以テ補充スルヲ得

第二十一條 内務省所轄ノ官吏ニシテ本島ニ在勤スル者ノ職務及該官吏間ノ關係ニ付詳細ナル規定ハ黑龍江沿道總督立案シ内務大臣カ認可シタル特別訓令ニ載ス

第二十二條 本島ニ在ル流刑人ハ軍務知事ノ命令ニ依リ各監獄ニ配置シ地方ノ需用ト時季トヲ參酌シ勞役ニ就カシム

第二十三條 流刑人及殖民ノ科料其他ノ處分ニ付テハ流刑條例ニ據ルヘシ

(イ)該條例ニ於テ鑛山監督廳稅務管理所及知事ニ屬スル權限ハ軍務知事之レヲ行フ

(ロ)各地方製造所及鑛山管理所ノ權限ハ各州長官ニ屬ス

(ハ)村會議員及村長ノ權限ハ監獄長及殖民監督官ニ屬ス

(ニ)警察裁判權ハ各州警察署ニ屬シ其判決ハ軍務知事ノ認可ヲ經テ執行ス

薩哈噠島行政職員及俸給表
(千八百九十九年ノ現在ニ基キ其後改正アリタルモノハ之ヲ改ム)

職名官等	俸給			備考
	年俸	食卓料	其他給與	
軍務知事	4,500	2,500	3,000	三十五年俸食卓料ヲ改正ス
副知事	2,000	1,000	1,000	三十五年初メテ此額ヲ設ケ

中央官廳	
副知事	2,000
知事	4,500

職名官等	年俸	食卓料	其他給與	備考
軍務知事官房長	1,500	500	3,000	
軍務官房長	1,200	400	1,000	
軍務官	1,000	300	1,000	
事務官	800	200	1,000	
事務官代	700	150	1,000	
主計官	600	100	1,000	
主計官補	500	100	1,000	
全事官	400	100	1,000	
全事官補	300	100	1,000	
編修官	200	100	1,000	出納官吏ヲ兼ス
編修官秘書官	100	100	1,000	陸軍尉官ヲ以テ補ス
知事官房員外員	100	100	1,000	無俸給
日本「キリヤク」(アイノ)翻譯官	100	100	1,000	
醫務部長	1,000	1,000	1,000	「アレクサンドル」州病院長ヲ兼ス
醫務助官	800	500	1,000	
全藥手	600	300	1,000	
全藥手	500	300	1,000	
獸醫官	400	300	1,000	
農事監督	300	300	1,000	
建築師	200	300	1,000	
鑛山技師	1,500	1,000	1,000	
技師	1,000	1,000	1,000	
技師手	600	500	1,000	

長 官 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	「コルサコフ」州	長 官 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	次長 官 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	警務 署 記 官 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	主計 官 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	第一 區 民 監 督 官 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	第二 區 民 監 督 官 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	病 院 醫 官 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	産 院 醫 官 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	ル イ コ フ 監 獄 長 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	全 ル ビ ン 監 獄 長 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	全 ノ ル 監 獄 長 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	全 副 監 獄 長 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	小計 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五
--	----------	--	---	---	---	---	---	--	--	---	---	--	---	--

MT 3.5.8.19 44

「ツイモン」州

長 官 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	次長 官 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	警務 署 記 官 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	主計 官 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	第一 區 民 監 督 官 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	第二 區 民 監 督 官 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	病 院 醫 官 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	産 院 醫 官 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	アレク サ ン ド ル 監 獄 長 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	全 副 監 獄 長 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	全 副 監 獄 長 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	小計 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五
--	---	---	---	---	---	--	--	--	---	---	--

「アレクサンドル」州

測 量 官 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	中央 倉 庫 主 管 官 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	鍵 書 掛 記 同 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五	全 計 六 一 〇〇 一 〇〇 二 五 五
---	---	---	--

MT 3.5.8.19 43

〇四

3-1776

0306

檢査官 六 1,000 1,000 1,000 1,000 1,000

會計檢査院所管官吏
「アレクサンドル州」

金庫長	七	1,000	500	300	1,000
主計官	八	600	400	200	1,000
補助官	一〇	300	300	200	1,000
小計		600	1,000	700	3,000

大蔵省所管官吏「サハイン」支金庫

「コルサコフ」監獄寺院僧官	1,000		100	1,100
「アレクサンドル」監獄寺院僧官	1,000			1,000
「ガルキノワラスク」寺院僧官	1,000			1,000
僧官小計				3,100

「コルサコフ」州

「ルイコフ」監獄寺院僧官	1,000		100	1,100
「デルビン」監獄寺院僧官	1,000			1,000
「オノル」監獄寺院僧官	1,000			1,000

「ツイモフ」州

「カムツカ」第十二級監獄寺院僧官	1,000		100	1,100
「アレクサンドル」監獄寺院僧官	1,000			1,000
「コルサコフ」寺院僧官	1,000		100	1,100
「ツオミハイロフ」寺院僧官	1,000			1,000
「ツィエ」寺院僧官	1,000			1,000

「アレクサンドル州」

次長	七	200			200
警務書記官	九	200			200
主計官	一〇	200			200
第一區殖民監督官	八	200			200
第二區殖民監督官	八	200			200
醫院官	八	1,000			1,000
産婆官	八	200			200
「コルサコフ」監獄長	一〇	1,000			1,000
副監獄長	一〇	200			200
「タライカ」監獄長	一〇	200			200
副監獄長	一〇	200			200
「タライカ」監獄付醫官	一〇	1,000			1,000
小計		6,000	300	300	6,600
合計		1,000	300	300	1,600

MT 3.5.8.19

46

MT 3.5.8.19

45

3-1776

0307

「コルサコフ」州

計	檢査官掛補	九	八	一〇〇〇	六〇〇	五〇〇	一、五〇〇	三〇〇〇
小計								四四

郵便電信官吏

「サハリン」郵便電信局

計	檢査官掛補	九	八	一〇〇〇	六〇〇	五〇〇	一、五〇〇	三〇〇〇
小計								四四

「チフメチフ」六等郵便電信局

局長	八	六〇〇	三〇〇	五〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
副局長	七	八〇〇	四〇〇	三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
技師	九	四〇〇	二〇〇	一〇〇	三〇〇	三〇〇	一、〇〇〇
全計		二、〇〇〇	一、〇〇〇	七〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	六、〇〇〇

「チフメチフ」六等郵便電信局

局長	八	六〇〇	三〇〇	五〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
副局長	七	八〇〇	四〇〇	三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
技師	九	四〇〇	二〇〇	一〇〇	三〇〇	三〇〇	一、〇〇〇
全計		二、〇〇〇	一、〇〇〇	七〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	六、〇〇〇

「コルサコフ」五等郵便電信局

局長	八	六〇〇	三〇〇	五〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
副局長	九	五〇〇	二〇〇	一〇〇	三〇〇	三〇〇	一、〇〇〇
同局員	三	四〇〇	二〇〇	一〇〇	三〇〇	三〇〇	一、〇〇〇
小計		一、五〇〇	七〇〇	三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇

司法官吏

浦潮斯德地方裁判所副檢事

第一區裁判所判事	七	一、〇〇〇	五〇〇	一、一〇〇	三、〇〇〇
第二區裁判所判事	六	一、〇〇〇	五〇〇	一、一〇〇	二、〇〇〇
「タイモフ」州區裁判所員外判事	六	一、〇〇〇	五〇〇	一、一〇〇	二、〇〇〇
小計		三、〇〇〇	一、五〇〇	三、三〇〇	七、〇〇〇
俸給合計					二〇、一〇〇

行政經費

薩哈噠島軍務知事ノ支出ニ係ル經費 (千八百九十九年分)

官廳經費	一三〇,〇〇〇
囚徒看守費	七五,〇〇〇
囚徒作業費	三〇,〇〇〇
監獄點燈費	六,〇〇〇
合計	一四一,〇〇〇

MT 3.5.8.19

48

MT 3.5.8.19

47

陸軍職員
及俸給

先任	副官	五九〇	六六〇	四七五	一六八七五		
副官	官	四六〇	三六〇	三三五	二六八五〇	聯隊軍法會議書記ヲ兼ス	
司令官						司令官ハ軍務知事ヲ兼スル	
薩哈味島守備兵司令官						カ故ニ俸給ハ茲ニ掲ケス	
守備隊職員及俸給							
年俸							
食卓							
其他給與							
計							
官吏俸給及諸經費合計							七二、六八二、九九
消毒費							一一、〇〇〇
囚徒費							一三〇、〇〇〇
内 譯							〇〇〇留四徒家族食料二〇、〇〇〇留
裸麥							一〇、〇〇〇留生牛肉一五、〇〇〇留魚肉三〇、〇〇〇留加味食品一五、〇〇〇
被服修繕費							三、〇〇〇
病院費							二〇、〇〇〇
器具器械購入費及勞役家畜食料費							五〇、〇〇〇
雜費、剃髮費、貨物積卸費、水車費、逃走人捕縛費							一五、〇〇〇
運搬費							二五、〇〇〇
育兒院費							六、〇〇〇
結婚補助費							一、五〇〇
官吏出張費							二、〇〇〇
官吏加俸							八、九七五
看守加俸							七、一九〇
計							五一、六六四、九九

MT 3.5.8.19 49

守備隊
「アレクサンドル」守備隊

長	七五〇	一五七五	一、一〇〇〇	三、五〇〇	陸軍中佐
後任	四六〇	一〇〇〇	三三五	一、一〇〇	
陸軍醫務長	六二〇	八九〇	一六五〇	三〇六七〇	「アレクサンドル」病院院長
陸軍醫務校	四六〇	一〇〇〇	三三五	一、一〇〇	
陸軍醫務校	四六〇	一〇〇〇	三三五	一、一〇〇	
陸軍醫務校	四六〇	一〇〇〇	三三五	一、一〇〇	

「ツエ」守備隊

長	七五〇	一五七五	一、一〇〇〇	三、五〇〇	陸軍中佐
後任	四六〇	一〇〇〇	三三五	一、一〇〇	
陸軍醫務校	四六〇	一〇〇〇	三三五	一、一〇〇	
陸軍醫務校	四六〇	一〇〇〇	三三五	一、一〇〇	
陸軍醫務校	四六〇	一〇〇〇	三三五	一、一〇〇	

「ツイモン」守備隊

長	七五〇	一五七五	一、一〇〇〇	三、五〇〇	陸軍中佐
後任	四六〇	一〇〇〇	三三五	一、一〇〇	
陸軍醫務校	四六〇	一〇〇〇	三三五	一、一〇〇	
陸軍醫務校	四六〇	一〇〇〇	三三五	一、一〇〇	
陸軍醫務校	四六〇	一〇〇〇	三三五	一、一〇〇	

派遣將校

後任	四六〇	一〇〇〇	三三五	一、一〇〇	
陸軍醫務校	四六〇	一〇〇〇	三三五	一、一〇〇	

四七

MT 3.5.8.19 50

「コルサコフ」守備隊

長	七五〇〇	一五五〇〇	一三〇〇〇	三三〇〇〇	陸軍中佐
後任	四八〇〇	三〇〇〇	三三〇〇	一三〇〇〇	
全	四六〇〇	二七六〇〇	三三〇〇	一〇七六〇	
後任	四六〇〇	四六八〇	五七三、五	一五八八、五	

陸軍所轄員

「アレクサンドル」糧食庫主管	六〇〇〇〇	三〇〇〇〇	四八二五〇	一三八二五〇	
「ジョンキエニル」燈臺主管	六〇〇〇〇			九〇〇〇〇	
「クリリオン」燈臺主管	一一〇〇〇〇			一一〇〇〇〇	
計				三六一九六、五	

陸軍經費

薩哈連島守備兵經費 (千八百九十八年調査)

將校俸給及食卓料	二五、六八四、四
官宅費第五等及第二等	四、六八九、三
食料(二食支給ノ分)	五、九四八、〇
下士卒病院食料	五、五一五、〇
加味食品費	六四、九六五、五
派遣下士卒食料	六〇、八九二、
防寒具調製費	五、七五〇、八
司令部家居借料及下士卒宿舍料	一〇、六三六、七
糧食運搬費	一、六五七、三
寝具費	二七五、六
下士卒俸給	一〇、〇五二、五
電信料	六二七、〇

事務所費	八〇〇〇
下士卒教授費	六八五〇
小計	一三八、四七六、四

「アレクサンドル」糧食倉庫費

倉庫主管俸給食卓料	九〇〇〇
同上加俸	四五〇〇
同上官舎料	三〇〇〇
同上食料	一八二五〇
書記及番人給料	八二七〇
雑給	一〇〇〇
事務所費	二〇〇〇
小計	二一〇、三五三〇
合計	一四〇、五一一七八
陸軍經費合計	一七六、七〇七八三
行政及陸軍經費合計	八八九、三九〇八二

行政及軍政經費額

(備考) (一)守備隊職員俸給合計ハ三六、一九六留五哥ニシテ經費ノ内ニ又將校俸給及食卓料二五、六八四留四五哥トアリ右金額ハ同一ノモノナルヤ別途ノモノナルヤ明カナラザルニ付原文ノ儘ヲ存ス

(二)前表記載外ノ本島經費ニシテ其詳細ヲ知ル能ハサルモノ極メテ多ク其金額約四五十萬留ニ達スベシト聞ク

守備兵數 又本島ニ配置セル守備兵ハ約千五百人ニシテ此外ニ砲兵三中隊アリ其配置即チ左ノ如シ

司令部	定員	現員
「アレクサンドル」糧食庫	一八四	一六三
「アレクサンドル」守備隊	三四三	四四九
「ブイエ」守備隊	三三七	三一四
「ツイモフ」守備隊	三三七	三二五
「コルサコフ」守備隊	三三一	三二五
「ジョンキエル」燈臺	一四	一四
「クリリオン」燈臺	一二	一二
計	一、二九六	一、四四八

砲兵ハ「アレクサンドル」ニ約「中隊」「コルサコフ」ニ「中隊」アリ
豫備兵及國民軍

「アレクサンドル」州	豫備兵	國民軍
「ツイモフ」州	六一	一四
「コルサコフ」州	四七	四
計	一四六	一八

本表ハ日露開戦前ノ調査ニ係ルモノニシテ其後本島義勇兵ノ組織アリ其數ハ詳ラカナラサルモ凡ソ五千内外ナラントハ最近ノ報知ナリ
又千九百四年十二月二日勅令第七〇六號ニ據レハ「アレクサンドロフスク」守備隊ハ千八百九十三年第六九號布達ニ基キ四個中隊ヨリ成立スル獨立豫備大隊ニ改正セリト云フ

MT 3.5.8.19

第六 生産

農 産

明治八年本島カ露國版圖ニ入ルヤ露國政府ハ罪囚ヲ移シテ一大監獄島トナシ調査ノ結果農業ノ起スヘキヲ看ルヤ開墾ニ着手セシメシカ今日マテ成績ノ觀ルヘキモノ至テ少シ千八百九十七年ノ調査ニ據レハ全島ノ開墾地約五、一一五「デシヤチン」ニシテ之レヲ三州ニ區別セハ左ノ如シ

開墾地ノ面積

- 「アレクサンドロフスク」州 一、五〇五「デシヤチン」
- 「ツイモフ」州 一、九〇〇
- 「コルサコフ」州 一、七一〇

收穫ノ比

- 又同年穀物收穫ノ播種高ニ對スル割合ヲ左ニ掲ケテ各州及全島ニ於ケル生産力ヲ示ス
- 「アレクサンドロフスク」州 四、四三
- 「ツイモフ」州 五、四八
- 「コルサコフ」州 八、七四
- 全島 六、三五

「アレクサンドロフスク」州ハ播種高「ブード」ニ對シ收穫高四「ブード」四三「フント」ツイモフ州ハ五「ブード」四八「フント」コルサコフ州ハ八「ブード」七四「フント」全島ニ於テハ六「ブード」三五「フント」ニシテ數量ヲ以テ之ヲ示セハ即チ全島ノ播種高ハ三三、三五九「ブード」四分ノ一ニシテ其收穫ハ二一、七二六「ブード」二分ノ一ナリトス該表ニ據リテ看レハ「コルサコフ」州ハ收穫割合ノ最モ優レルヲ知ルニ足ルヘシ但シ開墾地ノ多少ヲ以テ論セハ「ツイモフ」州第一ニシテ同州ハ本島中最モ農事ノ發達シタル地方ト稱スヘシ

MT 3.6.8.19

54

州	名	粒	穀	馬	鈴	薯
州	アレクサンドル州	二八、四一〇	一三一、一四二			
州	ツイモフ州	六一、六一〇	二八、七五三			
州	コルサコフ州	八八、三五六	一四五、〇六五			

前表收穫高中ヨリ翌年度播種用ノ分ヲ差引キタル數量ヲ示セハ左ノ如シ

此計數ヲ本島三州村落住民ニ對シ割付スレハ一人ニ付左ノ割合ヲ得但シ小兒ハ二人ヲ以テ一人ト算ス

州	名	粒	穀	馬	鈴	薯
州	アレクサンドル州	一六	八			
州	ツイモフ州					
州	コルサコフ州					

MT 3.5.8.19

61

穀物及馬鈴薯ノ價格

前記本島穀物及馬鈴薯總收穫高ニ乘スルニ「ブロード」ニ對スル平均ノ市價ヲ以テシ其價格ヲ舉ケレハ即チ別表ノ如シ

州	名	粒	穀	馬	鈴	薯
州	アレクサンドル州	一、九	一、五二六			
州	ツイモフ州	一、〇	一、〇			
州	コルサコフ州	一、〇	一、〇			

蔬菜

又蔬菜類ハ甘藍及胡瓜最モ地味ニ適シ餘ハ些々タルモノニシテ特ニ記載スヘキ價值ナシ左ニ播種及收穫表ヲ掲ケテ參考ニ供ス

種	類	單	價	收	種	價
秋蒔	裸麥	一、〇〇〇	一、五二六			
春蒔	小麥	一、〇〇〇	一、〇			
春蒔	裸麥	一、〇〇〇	一、〇			
大蒔	麥	一、〇〇〇	一、〇			
燕麥	麥	一、〇〇〇	一、〇			
馬鈴薯	薯	一、〇〇〇	一、〇			

MT 3.5.8.19

62

種	特ニ單位ヲ記載セサル數字ハ畝數トス	特ニ單位ヲ記載セサル數字ハ布度ヲ示ス
胡蘿蔔	一八二	三三〇
葱	一七〇	三五四
瓜	一七〇	二三八
收		
甘藍	七九、三七六	一一七、〇九〇
長蕪菁	四七三	二、七三三
蘿菁	四四	七六〇
蕪菁	九八	一八
甜菜	二四八	四四四
胡蘿蔔	八七	二〇八
葱	一四七	一三三
瓜	七九、六四〇	一四、二二九
稜		
特ニ單位ヲ記載セサル數字ハ布度ヲ示ス		

家畜 (千八百九十七年調査)

此外、尚ホ各監獄ニ於テ囚人ヲ使役シ蔬菜ヲ栽培スルモ其收穫高ハ判明セサルニ付茲ニハ之ヲ缺ケリ
前記蔬菜類中重ナルモノハ甘藍、長蕪菁及胡瓜ニシテ甘藍ノ收穫二七四、九八五、ツエドローニシテ此價一三七、
四九二留五〇哥長蕪菁ノ收穫五、五六九、ブードニシテ二、二七留七〇哥胡瓜收穫二六三七、五九個ニシテ此
ノ價三、九五六留三八哥ト算シ合計一四三、六七六留五八哥ニシテ之レニ他蔬菜ノ價格及監獄栽培ノ蔬菜ヲ合計セ
ハ全島ニ於テ恐ク十五萬留ヲ得ヘシ
本島内山間ノ懸谷及河畔ノ地ニシテ牧草繁茂シ自然牧畜ニ適スルノ地少カラス若シ充分之レニ加フルニ人力ヲ以
テセハ本島内好望ノ一事業タルヘシ現ニ本島ニ於ケル食用家畜ハ他ヨリ仰キタルヲナシ左ニ本島各州ニ於ケル家
畜ノ數ヲ掲ク

種類	州名	頭數	一頭ノ價	平均價格	總價格
牛	アレクサンドル州	五六	六一六	二〇四	八七六
牛	ツィモフ州	六三〇	一一、一八〇	一、三六六	三、一九六
牛	コレサコフ州	七四九	二、四三三	二、〇三七	五、二一九
馬		四六八	七〇七	七六二	一、九三七
馬		一一一	三九七	六五〇	一、一七八
羊		一一五	六	四	一一五
羊		五七四	一、三〇六	一、二七八	三、一五八
計					

種類	頭數	一頭ノ價	平均價格	總價格
牛	八七六	四〇乃至七五	五七、五〇	五〇、三七〇、〇〇
牛	三、一九六	五〇乃至一二〇	八五、〇〇	二七、一六六、〇〇
牛	五、二一九	一〇乃至二五	一七、五〇	九一、三三二、五〇
馬	一、九三七	四〇乃至一〇〇	七〇、〇〇	一三五、五九〇、〇〇
馬	一一七	一五乃至二五	二〇、〇〇	二、三五〇、〇〇
馬	一一五	一五乃至二五	二〇、〇〇	二、三五〇、〇〇
羊	三、一五八	一二乃至三〇	二一、〇〇	六六、三三八、〇〇
羊	一五、六八九		二一、〇〇	六四、一三三〇、五〇
計				

右家畜ノ價格ヲ計算スレハ凡ツ左ノ如シ

尚ホ本島生産物ノ數量ヲ調査スルニ千八百九十七年ノ生産高ハ
「アレクサンドル」州
一六四、九二二
六一

「ツイモフ」州
 「コルサコフ」州
 「サガレン」全島
 葛林ノ價格ハ時季ニ因リテ差異アリルニ「ブード」ニ付秋季二〇哥冬季二五哥春季四〇哥ニシテ平均二八哥三トナル今假ニ二八哥トシ前記ノ葛林ヲ算出スレハ三二〇、五九〇留二八哥トナル
 以上記載スル所ニ據リ本島ニ於ケル各種農産物ノ價格ヲ列記スレハ即チ左ノ如シ

穀物	約 二八五、三八七、三〇〇
蔬菜	約 一五〇、〇〇〇、〇〇〇
家畜	六四一、三三〇、五〇〇
森林	三一〇、五九〇、二八
計	約 一、三八七、三〇八、〇〇八

沿革

本島ニ於ケル本邦人漁業ノ沿革タルヤ遠ク百數十年前ニ在リ舊記ニ據ルニ寶曆二年（一五五年前）松前藩初メテ楠溪（現在「コルサコフ」ノ一部）外ニケル處ニ漁場ヲ開ク寛政七年（一一〇年前）漁場受負人伊達林右衛門橋原小右衛門等横濱ニ至リ漁業ヲ營ムトアルヲ以テ嚆矢トス爾來幾多ノ變遷ヲ歴テ明治八年樺太千島交換ニ際シ出漁者ハ漁業ヲ斷念シ引揚ケタルモ九年舊場所ニテ營業苦シカラサル旨太政官ヨリ達セラレタルニ付漁業者十三人出漁セリ當時本島漁業ハ總テ無税ニシテ十六年ニ至リ露國地方廳ハ初メテ魚類一「ブート」ニ付五十哥ノ漁稅ヲ課セシカ帝國領事ヨリ交渉シ之ヲ輕減セシメ其後種種變遷アリ三十二年ニ至リ黒龍江沿道總督ハ海產假規則ヲ改正シ同規則中第十三條ニ於テ漁業ニ關シ露國人ハ外國人ニ對シ優先權ヲ有スヘシト定メ尙ホ鹹魚ノ「ブード」ニ付露國

MT 3.5.8.19 65

輸入鹹魚ノ積重稅法

人ヨリ五哥外國人ヨリ七哥ヲ徵收スヘシトノ新規定ヲ設ケ爲メ本島出漁本邦人ニ大打撃ヲ加ヘタルノミナラス或ハ魚族保護ノ名義ヲ以テ二百六十九漁場ノ内百二十餘場ノ閉鎖ヲ命ジ或ハ「テルベニエ」海「アニワ」海内好望ノ漁場ヲ露人「クラマレンコ」ニ特許セシ等日本出漁者ニ對シ最モ不利ヲ極メシカ故ニ帝國政府ヨリ交渉ヲ開キ前記新規則中優先權ノ條項ヲ實施ヲ延期セシメ且ツ税金ハ日露人トモ均一ニ改メシメ又帝國議會ハ外國輸入鹹魚及ノ積ニ對シ臨時重稅ヲ賦課シ得ル法律案ヲ議決シタル等本島漁業問題ハ端ナク一騷擾ヲ惹起セリ是レヨリ先キ帝國政府ハ本島漁業ニ關シ露國政府ト彼我相互ノ利益ヲ永遠ニ保持スベキ目的ヲ以テ二十八年中漁業條約締結ノ提議ヲ爲セシモ露國政府ノ同意スル所トナラズ斯ノ如クニシテ政府ハ毎年交渉シ一年限リ營業ノ許可ヲ得セシムル「トナリ」來リシガ三十四年十一月露國ハ更ニ漁業規則ヲ改正シ大體本島ニ於ケル外國人ノ營業ヲ禁止シ唯々南部沿岸從來營業ノ漁場ニ限リ當分ノ内許可スベキト定メ尙ホ鮭鱒漁場ニ於テハ一切外國漁夫ノ使用ヲ禁止セリ此改正タル全ク本邦人排斥ノ目的ニ出デシモノナルカ帝國政府ハ其不便ヲ鳴ラシ更ニ前記漁業條約締結ヲ露國政府ニ迫リ又帝國議會ハ外國領海水產組合法ヲ可決シ露國漁業者ニ漁業上不利ヲ感セシメタルニ因リ漁業條約問題ハ追テ審議スベキトシ差當リ露國領海ニ向テハ我水產組合法ヲ實施セザルヘシトノ條件ノ下ニ一ヶ年宛漁業繼續ノ承諾ヲ得斯ノ如クニシテ二十六年ニ至ルマテ本島出漁本邦人ハ其營業ヲ繼續シ來レリ是レ本島漁業沿革ノ大要トス

外國領海水產組合法

本島生産中海産ハ最重要ナルモノニシテ鮭ノ如キ其豐富ナル我北海道ヲ除テハ東洋ニ於テ他ニ類例ヲ見ス鮭ニ次テ鮭鱒及昆布ヲ以テ主要ナルモノトシ鱈、鰯、鰺亦多シ鮭ハ「クリリオン」岬ヨリ「アレクサンドロフスク」港ニ至ル西海岸ニ帶「アニワ」海沿岸及「アニワ」岬ヨリ「セリユートラ」ニ至ル東海岸ニ群來シ西海岸ノ如キ漁期ニ當リ景況極メテ壯大ニシテ海面總テ白色ヲ呈ス鮭ノ來遊ニ春秋二季アリ春季最モ盛ニシテ漁業者カ漁撈ニ從事スルハ春季ニ限レリ又鮭ニ二種アリ一ハ普通ノ鮭ニシテ「ラ」小鮭ト稱シ其ニ北海道産ニ異ナラス小鮭ハ來遊少ナ

MT 3.5.8.19 66

十年間生
産高

年次	漁場数	漁獲高
明治廿七年	七一	三一、八八四
廿八年	八四	三三、九九二
廿九年	一六	四一、六三五
全		

六四

ク且ツ其漁期後ル、ヲ以テ捕獲スルモノ少シ鯨ノ群來ハ北海道ニ均シク西海岸ニ多クシテ東海岸ニ少ク且ツ南ヨリ北ニ進ムニ從テ群來稀薄トナリ西海岸ニ在テハ「マツカ」「クスタイ」付近ヲ以テ最好漁場トシ「アレグサ」ドロマスタク」以北ニ於テハ來游ヲ認メサルカ如シ又東海岸ニ於テハ「ワレ」ノボリボ」ヲ以テ最好漁場トシ「セリユート」ヲ以テ北ニ至レハ鯨ノ來游少シ鮭、ハ「テルベ、エニエ」灣「タムラオ」沿岸及「ヌイ」灣等重ナル漁場ニシテ鯨ノ來游ハ鯨ニ反シ北ニ多クシテ南ニ少シ故ニ「テルベ、エニエ」灣及「タムラオ」方面ハ最好漁場ニシテ南部沿岸ハ總テ來游少シ是レ蓋シ主トシテ潮流及河川ニ關係セルモノトス鯨ニ亦二種アリ普通秋期來游シ又夏期來游スルモノアリ夏期來游スルヲ時不知ト稱ス前者ニ比スレハ後者ハ形體小ナリ鯨ハ鯨ニ比スレハ來游多ク東海岸「テルベ、エニエ」灣「タムラオ」等總テ好漁場ニシテ「タムラオ」ノ如キハ鯨魚饒多ニシテ鯨ハ比較的價格廉ナルカ故ニ捕獲スルモ收支相償ハサルカ故ニ漁獲スルモノ少シ本島産鯨ハ北海道産ニ比スレハ形體稍々少ナリ昆布ハ東西兩岸及「アニワ」灣到ル處ニ生産スヘキモ今日マテ採取シタルハ重ニ西海岸ニ在リ品質ハ我北海道産ニ比スレハ概シテ劣等ナリ毎年北清地方ニ輸出ス鯨ハ沿海到ル處回游多キモ從來之レカ捕獲ニ從事シタルハ少ク僅ニ三十一年以來「アニワ」灣内ニ於テ本邦人カ小規模ヲ以テ獵獲シタルニ過キサルカ故ニ未タ其生産ノ實況ヲ詳悉スル能ハサルモ其種類ハ多クハ小鯨ニシテ又稀ニ座頭、長鬚ノ類ノ來游ヲ認ムト云フ鯨、鯨ノ生産頗ル多キモ其生産ニ就キ研究シタルモノナキニ因リ茲ニ記述スル能ハス左ニ鯨、鯨、鯨及昆布ニ關スル「コルサコ」駐在帝國領事明治三十六年度報告ヲ摘載シテ十數年間本島魚類生産ノ消長ヲ明カニス

MT. 3.5.8.19

67

年次	鯨	鮭	鯨	昆布	計
全	卅六	九	九	九	九
全	卅五	七	七	七	七
全	卅四	六	六	六	六
全	卅三	五	五	五	五
全	卅二	四	四	四	四
全	卅一	三	三	三	三
全	卅	二	二	二	二
全	廿九	一	一	一	一
全	廿八	〇	〇	〇	〇
全	廿七	九	九	九	九

右計數ニ因テ看レハ年々漁場數ノ増減如何ニ係ハラズ收穫高ノ増進スルヲ知ルニ足ルヘシ又本島漁業ハ二十九年マテハ鯨鯨等紅魚ノ漁獲多數ヲ占メタリシニ西海岸漁場ノ増進ト共ニ鯨漁ノ發達著シク爾來年々鯨鯨ノ増減アルニ係ハラズ鯨漁ハ長足ノ進歩ヲ爲シ終ニ本年ニ至リテハ十八萬八十餘石ニ達シ之ヲ十二年前ナル二十五年ノ漁獲高一萬餘石ニ對照シ其進歩ノ驚クヘキヲ看ルヘシ左ニ廿五年以來本島漁業中ノ大宗タル鯨鮭鯨及昆布ノ日露人漁獲高日本人漁獲高露人漁獲高ノ三表ヲ掲ケテ其趨勢ヲ示ス

日露人漁獲高

年次	鯨	鮭	鯨	昆布	計
廿五年	10,478	7,568	20,646	3,400,000	3,785,242
廿六年	14,980	7,036	17,745	3,700,000	3,907,061
廿七年	8,770	5,953	17,710	3,848,685	3,921,368
廿八年	6,563	7,695	19,761	3,921,368	3,921,368
廿九年	27,865	19,910	11,346	5,190,000	7,855,221
卅年	33,551	19,910	11,346	5,190,000	7,855,221
卅一年	57,699	23,317	11,959	6,000,000	8,994,975

MT. 3.5.8.19

68

全島ノ生
産高及
格

(備考) 廿七、八兩年ハ不明ナリ
前頭統計表ハ本島中「タムラオ」スイ「海方面ノ漁獲高及魚油ヲ除キタル數ナリ又左ニ最近卅六年ニ於ケル本島海
産物ノ數量及其見積價格ヲ掲クレハ左ノ如シ

種	類	數	量	價	
				昆	布
鯨	粕		一八八、四五八、一六六		一九七八、八一〇、七四三
鮭			二九、九四五、八二八		三八八、二二五、〇四
鱒			二八、五六〇、八八五		三二〇、七三四、七三五
鱈			六、四〇九、二〇〇		二八、八四一、四〇〇
魚	油		四、五一三、八〇〇		六七、七〇七、〇〇〇
計	布		二五七、八八七、八五九		二、七七四、三一六、三八二

MT 3.5.8.19

70

日本人漁獲高

年次	鯨		鮭		鱒		計
	計	量	計	量	計	量	
廿五年	三、三一七、九五〇	二、五一六、八二〇	二〇、四一七、八八〇	二六、二五二、六五〇	四、九一八、八〇〇	二八、七〇七、〇二二	二六、二五二、六五〇
廿六年	四、九一八、八〇〇	七、〇二二、六六〇	一六、七六四、五五二	二一、八八四、八八五	八、七四七、九〇〇	三三、九九二、五八二	二一、八八四、八八五
廿七年	八、七四七、九〇〇	五、九一五、三七五	一七、三三二、三二〇	三三、九九二、五八二	六、六五六、八二九	四一、六〇九、〇七五	三三、九九二、五八二
廿八年	六、六五六、八二九	七、六一九、五九〇	一九、七一六、一六三	四一、六〇九、〇七五	一、二〇九、二〇八五	五〇、四二八、三六五	四一、六〇九、〇七五
廿九年	一、二〇九、二〇八五	九、三九一、七四〇	一〇、二二四、六三〇	五〇、四二八、三六五	一、六、五九二、〇八五	五〇、一七三、九八〇	五〇、一七三、九八〇
卅一年	三、二六〇、九二九〇	八、五八九、七〇七	三四、二四六、五七三	七、七〇六、五七七〇	三、二六〇、九二九〇	七、七〇六、五七七〇	七、七〇六、五七七〇
卅二年	四、五七二、六五七〇	六、三三三、七七〇	一一、二二八、九二〇	五、七、一三七、四七五	四、〇七二、一〇九三	五、七、一三七、四七五	五、七、一三七、四七五
卅三年	四、〇七二、一〇九三	七、七一九、三三三	八、六九七、〇四九	六、七、九〇八、五四五	四、〇七二、一〇九三	八、一、九三九、一三〇	六、七、九〇八、五四五
卅四年	五、二一九二、六七八	三、〇八九、三九九	一、八三二、六四八	八、一、九三九、一三〇	五、二一九二、六七八	一、〇、九四三、四六九	八、一、九三九、一三〇
卅五年	六、一四〇、一三五〇	二、二一七、九三二	一、六八六、一八六四	六、六五五、三三、五〇六	六、一四〇、一三五〇	二、〇、九一八、四三六	六、六五五、三三、五〇六
卅六年	九、〇一三、五〇八	二、五五九、三二五	二、〇九一、八四三、六七		九、〇一三、五〇八		
卅七年	三、七四九、九〇七、二八	八、一三三、五八、四一一	二、〇九一、八四三、六七		三、七四九、九〇七、二八		

MT 3.5.8.19

8869

但露人ノ漁獲高ニ關スル統計ハ材料不備ナルヲ以テ時ニ精確ヲ缺クルコトアルヘシ

年次	鯨		鮭		鱒		計
	計	量	計	量	計	量	
卅二年	九、九七五、七〇	二、四四三、二一〇	四、五五〇、〇〇〇	一、三三三、七〇	一、三三三、七〇	一、三三三、七〇	一、三三三、七〇
卅三年	九、九七五、七〇	二、四四三、二一〇	四、五五〇、〇〇〇	一、三三三、七〇	一、三三三、七〇	一、三三三、七〇	一、三三三、七〇
卅四年	九、九七五、七〇	二、四四三、二一〇	四、五五〇、〇〇〇	一、三三三、七〇	一、三三三、七〇	一、三三三、七〇	一、三三三、七〇
卅五年	九、九七五、七〇	二、四四三、二一〇	四、五五〇、〇〇〇	一、三三三、七〇	一、三三三、七〇	一、三三三、七〇	一、三三三、七〇
卅六年	九、九七五、七〇	二、四四三、二一〇	四、五五〇、〇〇〇	一、三三三、七〇	一、三三三、七〇	一、三三三、七〇	一、三三三、七〇
卅七年	九、九七五、七〇	二、四四三、二一〇	四、五五〇、〇〇〇	一、三三三、七〇	一、三三三、七〇	一、三三三、七〇	一、三三三、七〇
計	七、九〇五、六六一	二、三〇九、三二六	三、七〇六、八八	一、一七、六四七	一、一七、六四七	一、一七、六四七	一、一七、六四七

六六

尙ホ日露兩國人カ漁業ノ爲メ露國々庫(納ムベキ税種ハ輸出布度税、漁場税、營業税、番頭税、印紙税、地稅、釜稅、伐木稅、人夫薪稅等ニシテ千九百年乃至千九百二年三年間ノ納稅額ヲ左ニ掲ク但シ「タムラオ」及「スイ」兩方面ハ之レニ算入セス

年次	日本	露國	計
千九百一年	五六、七三七	三六、六四三	九三、三八〇
千九百二年	五七、九四六	四〇、〇六三	九八、〇〇九
千九百三年	六九、六四二	四九、八二九	一一九、四七一

日露漁業者ノ現狀

上來記述スル處ニ依テ觀察スルニ本島ニ於ケル漁業ハ日露人幾ント伯仲ノ間ニ在ルカ如キモ露國漁業者中資產アリ自ラ營業スルモノ少ク「セミヨ」ノフ、デンビイ」ノ商會、「ピリチ」、「クラマレン」等ヲ除ケハ他ハ皆漁場ヲ日本人ニ貸與シ漁業者タルハ唯「名義」ノミニシテ實際營業セサルモノ多シ普通商農民ハ勿論陸軍將校ハ其夫人ノ名義ヲ以テ文官ハ自ラ其名義ヲ以テ漁業ヲ出願シ若クハ競争入札ニ加入シ落札ノ上ハ之ヲ日本人ニ貸與シテ貸貸ヲ受ク故ニ露人漁場七八ヶ所ノ内二十五ヶ所ハ日本人ニ貸與セリ又「セミヨ」ノフ、デンビイ」商會、「ピリチ」ト雖モ往々漁場ヲ日本人ニ貸付シ好シ貸付セサルモ日本人ヲ雇テ其漁場ヲ管理セシム故ニ本島ニ於ケル漁業ノ經營ハ凡ソ日本人七分露人三分ノ割合ナリトス是レ蓋シ東洋ニ於ケル漁業ハ露人未タ經驗ニ乏シク且ツ歐露ト遠隔シ事業經營上萬端便宜ヲ缺クノミナラス其漁獲物ノ販路ハ今日ニテハ専ラ本邦ニ存スルト其使用漁具等總テ日本ニ仰カサルヲ得サルカ故ニ露國政府カ百方其臣民ヲ獎勵シ露國人ニハ長期借區ヲ許可スルモ本邦人ニハ之ヲ許可セズシテ自國斯業ノ發達ヲ謀ラントスルモ尙ホ未タ效果ノ著シキモノアルヲ看ルニ至ラシテ本島ニ於ケル漁業ハ依然日本漁業者ノ掌裡ニ存スト稱スヘシ最近三十六年本島各沿岸ノ漁場數ハ二百七十九ニシテ内營業セサ

MT 3.5.8.19 71

各沿岸漁場平均

地 區	漁 場 數	漁 夫 數	漁 獲 高	一 漁 場 平 均 漁 獲 高
テルベニエ	二九	五〇七	九、六五三、〇四〇	三三三、一八六三
露 人	四	八七	五、一五七、九八九	一、二八九、四九七
日 本 人	二二	六八一	一八、五〇七、九八二	八四一、二七二
東 海 岸	八	一七〇	五、九七七、七七八	七四七、二二三
露 人	二	五七三	一〇、八〇一、〇二八	四六九、六一〇
日 本 人	六	一一七	一九、八七〇、八〇九	九九三、五四〇
ア ニ ッ 湖	二〇	二、一七〇	七四、六七七、七五三	二、九八七、一一〇
露 人	二	二、三六七	八七、三八四、九七三	一、八九九、六七三
日 本 人	一八	三、九三三	一、六三九、八〇三	一、一四七、八七七
西 海 岸	四六	三、三六七	一、一八三、九一五	一、五一一、八四〇
露 人	九	三、二五二	一、一八三、九一五	一、三二〇、九一二
日 本 人	三七	七、一八二	三、一八三、九一五	九二〇、九一二
合 計	一七七	七、一八二	三、一八三、九一五	九二〇、九一二

ルモノ「タムラオ」及「スイ」方面ヲ除キ凡ソ七十餘ヶ所アリ又同年中本島南部へ出漁セシ日本漁業者ハ三十名(此レハ名義主ニシテ若シ實際出漁シタル漁業者ヲ算セハ多數ニ上ルヘシ)其漁場數九十九使用漁夫三千九百三十一名露國漁業者ハ二十三名漁場數七十八(此内二十五ヶ所ハ日本人ニ貸與ス)使用日本漁夫三千三百五十一名ニシテ之ヲ各沿岸ニ區別シ其漁獲高及一漁場平均高ヲ表示スレハ左ノ如シ

長期借區

又露國政府ハ自國漁業獎勵ノ爲メ少數ノ自國民ニ限リ漁場長期借區ヲ許可シ他ハ皆一年限リノ借區ニシテ長期借區ノ恩典ヲ蒙ルモノハ「クラマレン」及「セミヨ」ノフ、デンビイ」商會ノ二者トス前者ハ「テルベニエ」海内ニ於テ四ヶ所「アニッ」海内ニ於テ八ヶ所ヲ借區シ何レモ最良ノ漁場ナリ期限ハ千八百九十九年一月一日ヨリ千九百十年一月一日ニ至ル十一年間最初六ヶ年無稅六ヶ年經過後ハ一平方「サアジエン」ニ付地稅二哥ヲ納入シ又最初五ヶ年間ハ二割以上ノ露國漁夫ヲ使用シ以後ハ一割五分以上ノ露國漁夫ヲ使用スヘキ義務アリ其他納稅ヲ要セ

六九

MT 3.5.8.19 72

「ヌイ」海
 「ヌイ」海ハ「ニコモ」ト稱シ從來鮭鱒ヲ以テ有名ナル地ニシテ其魚種最モ良シ露政府カ養ニ外國漁夫ノ使用ヲ禁セシヨリ漁業更ニ振ハス適々露人カ借區ノ後私ニ日本人ト契約シ賣魚ノ名義ニテ營業セシメタル「アル」モ元來法網ヲ犯シテ營業スル「ナレ」ハ到底完全ノ設備ヲ爲ス能ハス從テ營業ノ成績ハ良好ナラサルモ若シ正當ノ手續ヲ以テ營業セハ恐ク好望ノ漁場ナラン「ヌイ」海漁場ハ製魚場ヲ合セテ内一ヶ所六ヶ年他ハ一ヶ所六ヶ年ノ期限ヲ以テ營業ヲ許可ス

「タムラ」方面
 「タムラ」沿岸ハ本島漁場中鮭鱒漁ニ於テ最モ好望ノ漁場ト稱セラレ其魚種ハ「ヌイ」海ニ伯仲ス露國政府ハ「タムラ」地方ヲ黑龍江附近「ニコラエフ」流區中ニ編入シ本島漁區トハ全ク分離シ漁業ハ獨リ自國人ニ許可シ唯製魚場ハ一ヶ年ノ期限ヲ以テ外國人ニ許可セルノミ漁場ハ製魚場ヲ合セテ内三ヶ所ニシテ内三ヶ所ハ長期借區ニシテ他ハ皆一ヶ年限リノ借區トス

海獸ノ種類
 本島沿岸生産ノ海獸ハ海豹、鰻、鰩等ニシテ海鰻、海豹ノ生産多キモ土人ノ外未タ之ヲ獵スルモノ少ク鰻鰩ハ海獸中最モ貴重ナルモノニシテ之ヲ獵獲スルモノ頗ル多キカ故ニ東洋ニ於テ從來其棲息地タリシ我々島群島、露領「コマンドルスキー」群島、本島所屬「ロツベン」島、「チュレニ」島、「オホツスク」海、「ジャンタル」群島、「アリピロン」群島等ニ於テ近年著シク減少シ從前ハ「コマンドルスキー」群島及「ロツベン」島ニ於テ年々平均五萬五千頭乃至五萬頭撲殺シタルカ近年ハ三萬頭位ニ減少セリ左ニ本島所屬「ロツベン」島ニ於ケル千八百九十二年乃至千九百年十ヶ年間ノ撲殺數ヲ掲ク

千八百九十二年	五四〇
千八百九十三年	一、五三九
千八百九十四年	一、三〇〇
千八百九十五年	一四〇
千八百九十六年	一二〇
千八百九十七年	五五〇
千八百九十八年	五八七
千八百九十九年	

右ノ内撲殺シタルハ七ヶ年ニシテ之ヲ平均スレハ一ヶ年六百八十三頭トナル然ルニ同獸ハ繁殖力至テ弱ク之ヲ保護セザレハ忽チ減少ス故ニ毎年ノ撲殺數ヲ凡ソ六百頭ト定メ之ニ加工シタル同皮一枚ノ平均價格七十五留ヲ乘スレハ同獸ノ價格四萬五千留ヲ得ル計算ナリ

北海ニ於ケル鰻鰩問題ノ起源ハ遠ク千八百六十年代ニ在リ爾來米、露、英三國間ニ幾回カ交渉ヲ重テ終ニ千八百九十二年英米條約千八百九十三年英露條約ノ締結アリ左ニ最モ本島ニ關係アル英露條約ヲ掲ク

英露條約
 千八百九十三年英露條約

第一條 千八百九十三年十二月卅一日迄ノ時期間ハ英國政府ハ白令海及北太平洋露國ノ沿岸十海里以内及「コマンドルスキー」並ニ「ロツベン」島ノ周圍三十海里以内ニ於テ其臣民ノ鰻鰩漁獵ヲナスコトヲ禁スヘシ

第二條 露國ノ海上權以外ニ於テ(即チ海岸ヨリ三海里以外ヲ云フ)英國船ノ前條記載ノ海上ニ於テ鰻鰩密獵ヲ

ナスニ於テハ露國軍艦ハ之ヲ拿捕シ英國軍艦又ハ最近英國官廳ヘ引渡スヘシ但シ露國軍艦ニ於テ實際此手續ヲ爲スコト能ハサル場合ニハ其犯罪獵船ニ屬スル書類ヲ取押ヘ英國軍艦若クハ最近英國官廳ヘ送致スルコトヲ得ヘシ

第三條 漁獵禁止範圍内ニ於テ捕拿セラレタル英船アル時ハ英政府ハ通常法廷ニ於テ公平ナル審判ヲナサシムヘシ

(但シ英政府ノ公書ニ因レハ此犯罪者裁判所ハ在橫濱英國領事廳ト定メタルカ如シ)

第四條 露國政府ハ本年内「コマンドルスキ」群島及「ロツベン」島ノ島上及海岸ニ於テ捕獲スヘキ臘納獸ノ數ヲ三萬頭ニ制限スヘシ

第五條 英國ノ官吏ハ前記露領ノ群島ヘ上陸シテ本條約實行ノ成果ヲ地方廳ニ就キ取調ルコトヲ得ヘシ但シ英官吏ハ豫メ來着ノ場所及其時期ヲ露領地方廳ヘ通知シ且其滞在ハ數週間ヲ過ルコトヲ得ズ

第六條 本條約締結前露國軍艦ニ於テ拿捕シタル英船處分ニ關シテハ本條約ノ規定ヲ適用ス

該條約締結ト同時露國政府ハ左ノ法律ヲ改正シ臘納獸ノ取捕ヲ嚴ニセリ

臘納獸保護ニ關スル勅令
 皇帝陛下ハ臘納獸保護ノ件ニ係ル國議院總會ノ意見ヲ裁可シ之ヲ施行スルコトヲ命セラレタリ
 千八百九十三年七月一日
 國議院長 ミハイル

國議院ノ意見
 國議院ハ民事、教務、法制及財務ノ四局ノ協議會及同院總會ニ於テ臘納獸保護ノ件ニ關シ國有大臣代理「セクレテール」デター、ウイシヤンヤコフ」ノ提出シタル議案ヲ審查シ裁決スルコト左ノ如シ
 第一 當該現行法律ヲ左ノ如ク改正補足ス

海上ニ於ケル臘納獸ハ全ク之ヲ禁ス陸上ニ於ケル臘納獸ノ屠殺、捕獲ハ政府ノ許可ヲ經其示定スル所ノ規則ニ依テ之ヲ行フコトヲ得

第二 千八百八十五年刊行刑法治罪法第八編第二章第三節左ノ通り追加ス

第九百二十一條ニ「海上ニ於テ臘納獸ニ從事スル者又ハ陸上ニ於テ許可ヲ得ズ該臘ニ從事スル者ハ二ヶ月以上一年四ヶ月迄ノ禁錮ニ處スヘシ捕獲器械、獵獲物及獵獲ニ使用セル船舶等ハ船具及荷物共一切之ヲ沒收ス」

第三 黑龍沿道政區行政規則第百〇三條(千八百八十九年刊行續法合全書第一編第二部西比利亞制度附錄)ニ左ノ但書ヲ加フ

「コマンドルスキ」諸島及臘納獸諸島ニ係ル民事事モ刑法第九百二十一條ニ指示セル海上臘納獸ニ係ル訴訟事件モ共ニ浦潮斯德地方裁判所ノ所管トス

右條約及法律ノ結果露國政府ハ海上ニ於ケル臘納獸ヲ嚴禁シ陸上ニ於ケル同獸ノ撲殺ハ政府ノ許可ヲ得テ行フヘキト定メ而シテ千九百一年九月一日(露曆)ヨリ向フ十ヶ年間「コマンドルスキ」群島及「チュレニ」島獸獵ハ競争入札ニ因リテ「カムサツカ」商工業會社ニ許可スルコトナリ許可條件ノ重ナル箇條ハ即チ左ノ如シ

臘納獸二萬頭以下撲殺シタル時ハ一頭ニ付拾留ツ、一萬頭乃至一萬五千頭ノ時ハ一頭ニ付拾三留ツ、一萬五千頭以上ノ時ハ一頭ニ付拾六留ツ、獵獲一頭ニ付一等二百留二等百留灰色「ベセツ」(狐ノ類)一頭ニ付一等十八留二等九留白色「ベセツ」一頭ニ付五留ツ、ヲ納付スヘシ此外會社ハ地方廳ノ要求ニ因リ年々三回前記諸島ニ貨物ヲ運送シ之ヲ賣捌クニハ元價二割以上ノ利潤ヲ得ルヲ許サス又行政廳ノ指示ニ從ヒ年々官有貨物五千布度ヲ會社所有船ヲ以テ順路無賃ニテ運搬スヘキ義務ヲ負擔スヘシ

陸上ニ於ケル獸獵ハ如ク許可セラレ而シテ英露條約第四條ニ據レハ「コマンドルスキ」群島及「チュレニ」「ロツベン」島ノ海岸ニ於テ撲殺スヘキ臘納獸ノ數ヲ三萬頭以下ニ制限セリ

又千八百九十七年華盛頓ニ於テ締結シタル日、露、米三國ノ條約ハ海上ニ於ケル腦納獸ノ撲殺ヲ一切嚴禁セシカ
英國カ同條約ニ賛成セザリシタメ今日マテ其効力ヲ生セス

石炭

本島礦産物中重ナルモノハ石炭及石腦油ニシテ炭礦脈ノ探檢未タ行届カサルモ全島極メテ多カルベシト云フ今日
マテ探掘ニ着手シタルハ西海岸「アレクサンドロフスク」港附近海岸ニ在リテ目下探掘中ノ炭礦ヲ其所屬ニ據リ別
テハ左ノ如シ

炭礦ノ名

- 「アレクサンドロフスク」炭礦
- 「クラダイミル」炭礦
- 「マコープスキイ」會社所屬
- 「ムガチ」炭礦
- 「サルツナイ」炭礦
- 「ツイエ」炭礦

「アレクサンドロフスク」炭礦ハ同府附近ニ在リテ千八百九十年ヨリ監獄ニ於テ囚徒ヲ使役シ探掘ヲ開始シ爾來
「アレクサンドロフスク」府ノ發達ニ從ヒ石炭ノ需用益々多シ
「クラダイミル」炭礦ハ「アレクサンドロフスク」港ヨリ北へ距ル「十八露里監獄」ノ探掘所所タリ
「ムガチ」炭礦ハ「アレクサンドロフスク」港ヨリ北へ三十五露里千八百九十二年頃「マコープスキイ」會社カ租借シタ
ルモノトス

「ツイエ」炭礦

「サルツナイ」炭礦ハ千八百九十二年開始シ「マコープスキイ」會社ニ於テ租借シ千八百九十六年閉鎖ス
「ツイエ」炭礦ハ「アレクサンドロフスク」港ヨリ南約十二露里ノ海岸北緯五十度四十五分ノ處ニ在テ韃靼海峡ニ臨
ミ探掘最モ古シ會テ有名ナル露國海軍將校「チウエリスキイ」カ韃靼海峡探檢ニ際シ此地ニ炭礦アルヲ發見シ終ニ

炭質

本島併呑ノ企圖アリジトマテ傳ヘラル、モノニシテ千八百六十年ニ於テ既ニ本坑ノ開掘ニ着手シタルモノトス本
坑ノ石炭ハ小塊ニシテ碎ケ易ク破碎シタル縁邊ハ其狀貝ノ如ク色黒ク且ツ光澤アリ使用スルハ鐵網(籠ノ)目ヨ
リ脱漏スルヲ多ク特ニ其未タ温氣ヲ含マサル間ハ猶ホ一層漏失ス又炭滓ノ多キハ他炭ニ劣ル所以ニシテ會テ露國
ニ於テ本坑炭ヲ調査シタル結果ヲ聞クニ炭質ハ善良ナルモ其大塊ニ至テハ混淆物ヲ含有シ純質ナラス又小塊ナル
カ故ニ運搬上不便多キモ溜力ヲ出スニ至テハ高島炭ヨリ13%混内炭ヨリ23%三油炭ヨリ36%優レリト云フ千八百
六十年以降本坑ハ監獄ニ於テ探掘シ七十五年ニ至リ「サハリ」會社ニ於テ借區營業シ九十二年ニ至リ借區契約ヲ
改訂シ之レニ據リテ會社ハ千九百九十九年マテ探掘權ヲ得該年限ノ終了ト共ニ廢業セリ其後「マコープスキイ」會社
代テ探掘ニ着手シ今日ニ至ル

探掘高

左ニ本島各炭礦探掘高ヲ掲ク
「ムガチ」「サルツナイ」炭礦ノ炭質ハ「ツイエ」産ニ優ルト稱スルモ未タ精査ヲ經タルヲ聞カス
「アレクサンドロフスク」及「クラダイミル」炭礦ハ監獄所屬ニシテ其石炭ハ「アレクサンドロフスク」港及其附近官
衙、製造所、監獄等ノ燃料ニ供シ又ハ沿海航行ノ船舶ニ賣却スルモ多クハ本島内ノ需用ニ供シ「マコープスキイ」會
社所屬炭礦ノ石炭ハ重ニ浦潮斯種其他ニ輸出ス

年次	ツ	イ	エ	サルツナイ	ムガチ	アレクサンドロフスク	クラダイミル	計
八八	八八	八八	八八					一一三、〇〇〇
八七	八七	八七	八七					八七、〇〇〇
八六	八六	八六	八六					一一三、〇〇〇
八五	八五	八五	八五					一一三、〇〇〇
八四	八四	八四	八四					一一三、〇〇〇
八三	八三	八三	八三					一一三、〇〇〇
八二	八二	八二	八二					一一三、〇〇〇
八一	八一	八一	八一					一一三、〇〇〇
八〇	八〇	八〇	八〇					一一三、〇〇〇
七九	七九	七九	七九					一一三、〇〇〇
七八	七八	七八	七八					一一三、〇〇〇
七五	七五	七五	七五					一一三、〇〇〇

一八八三	七〇七、二〇〇	一八八三	七〇七、二〇〇
一八八四	三七一、二五〇	一八八四	三七一、二五〇
一八八五	四二四、〇〇〇	一八八五	四二四、〇〇〇
一八八六	五四九、二〇〇	一八八六	五四九、二〇〇
一八八七	四〇九、七九七	一八八七	四〇九、七九七
一八八八	四八七、五四四	一八八八	四八七、五四四
一八九〇	三六四、二〇九	一八九〇	三六四、二〇九
一八九一	四〇四、四〇〇	一八九一	四〇四、四〇〇
一八九二	六八七、七一七	一八九二	六八七、七一七
一八九三	一〇五、二四五	一八九三	一〇五、二四五
一八九四	五一六、八八三	一八九四	五一六、八八三
一八九五	四〇〇、五九〇	一八九五	四〇〇、五九〇
一八九六	四三九、〇〇〇	一八九六	四三九、〇〇〇
一八九七	五二五、七〇〇	一八九七	五二五、七〇〇
一八九八	三三三、七〇〇	一八九八	三三三、七〇〇
一九〇〇	一一〇、〇〇〇	一九〇〇	一一〇、〇〇〇
一九〇一	三三四、九〇八	一九〇一	三三四、九〇八
一九〇二	五四六、〇三〇	一九〇二	五四六、〇三〇
一九〇三	六四一、一九六	一九〇三	六四一、一九六
一九〇四	一六七、五四九	一九〇四	一六七、五四九
一九〇五	一七八、八九九	一九〇五	一七八、八九九
一九〇六	二〇五、二三〇	一九〇六	二〇五、二三〇
一九〇七	三〇二、二二〇	一九〇七	三〇二、二二〇
一九〇八	九〇四、九二〇	一九〇八	九〇四、九二〇
一九〇九	一〇〇〇、六〇八	一九〇九	一〇〇〇、六〇八
一九一〇	六七五、二二六	一九一〇	六七五、二二六

又「マコフスキー」會社が最近八ヶ年間採掘石炭の左ノ如シ
 一八九三年 七三〇、九九八
 一八九四年 七四〇、三〇九
 一八九五年 八五四、七九四
 一八九六年 九九九、三三〇
 一八九七年 一、四四四、七八六
 一八九八年 一、七〇五、二〇九

前表及後表中石炭採掘高ニ關シ正確ヲ缺クカ如キ疑點アルモ前表ハ薩哈噠島軍務知事官廳ノ調査ニ係リ後者ハ黑龍江沿道總督官報ノ所載ニ係リタルモノニシテ何レヲ正確ト認ムヘキヤ判定ニ苦ムカ故ニ原表ノ儘ヲ存置セリ而シテ最近即チ「一九〇〇年」マコフスキー會社採掘高ハ二、二二九、五二〇「ブード」ニシテ之レニ最近即チ千八百九十六年ニ於ケル監獄所屬「アレクサンドロフスク」及「ウラヂイミル」兩炭礦採掘高六四一、二九六「ブード」ヲ合セ二、八七〇、七二六「ブード」即チ四七、八四五噸トナリ假ニ之ヲ以テ現今薩哈噠島各炭礦生產高ト認メ之ニ浦潮斯德ニ於ケル平均賣買相場一噸約拾留ヲ乘スレバ四拾七萬八千四百五十留ヲ得是レ即チ本島ニ於ケル現今石炭ノ價格ナリトス

然レ本島炭坑ニ於テ工夫トシテ常ニ罪囚タル流刑人ヲ使役シ採掘方法亦不完全タルヲ免カレサルカ故ニ若シ此等諸點ヲ改良シ又一方ニハ未發ノ炭坑探檢ニ着手セハ將來ニ於ケル本島ノ斯業ハ有望ナリト稱スヘシ

石腦油
 本島北部東海岸「ヌートウオ」川附近ニ豐富ナル石腦油産地アルハ世人ノ唱道スル所ニシテ該富源ハ未タ實際開發シタルニアラサルカ故ニ詳細ノ事ハ知悉スルニ苦シムモ諸種ノ報告ニ因リ左ニ其概況ヲ記述センニ本島石腦油生産地ノ發見ハ既ニ千八百七十年頃ニ在リ「バイカル」灣ノ附近ニ於テ土人ノ發見シ黒龍江口「ニコラエフスク」市ノ商人「イツ」ハ政府ニ請テ該生産地ノ所有權ヲ得タルモ不幸ニシテ死亡シテ黒龍江沿道總督「ゾホフスコイ」ハ鑛山技師「バゼウイツキイ」ヲ派遣シ「ソトフスキイ」及「ナビリ」灣ノ南端ノ二ヶ所ヲ巡視シテ歸來セシカ爾來該生産地ノ豐富ナルヲ喧傳セラレ露人ハ競テ投資セントセシモ當時一般經濟界不振ノ爲メ好果ヲ得ス千八百九十八年鑛山技師「エフ、エフ、クレイ」又總督ノ命ヲ帯ヒ更ニ調査スルコトナレリ



石腦油ノ
分析結果

所ニシテ此三ヶ處ハ薩哈噠島ノ北半部東海岸ヲ占メ「マトウオ」ハ北緯五十二度ヨリ三度ノ間ニ横リ「ボアタツ
シン」ハ此處ヲ距ル南方三十露里「ナビリ」海ハ此處ヲ距ル南へ約四十露里ノ地ニ位セリ此三地ハ十乃至二十五露
里ノ最寄ニ於テ濱船ノ碇繋ニ便ナル港ヲ有セリ
「ボアタツシン」ハ千九百一一年初メテ鑽坑ヲ穿タレタリ該坑ハ百五十呎ノ深サニ於テ第二石腦油層ヲ示シ二百三十
七呎ニ於テ第二石腦油層ヲ與ヘタリ石腦油ハ鑽坑ヨリ烈シク湧出シ片時モ絶ユルコトナシ
露國大學教授「ソコロフ」ノ分析シタル結果ハ即チ左ノ如シ

- (一) 二百度ノ熱ニ於テ 炭化水素皆無
- (二) 二百七十度ノ熱ニ於テ 燈用石油(Kerosin)百分ノ二十八・二
- (三) 三百度ノ熱ニ於テ 高温石油(Pyroplum)百分ノ十五・九
- (四) 三百六十度ノ熱ニ於テ 太陽油(Solind)百分ノ八・九
- (五) 三百六十度ノ熱ニ於テ 膏油(Columinerol)百分ノ三十五・一
- (六) 殘留物 百分ノ十一・九

尚ホ「ソコロフ」教授ハ該地産石腦油ノ全ク硫黄分ヲ含有セサルヲ證明セリ
「マトウオ」ハ該石腦油産地ノ最モ重ナルモノニシテ大油地七個ヲ有シ最大ナルモノハ六萬三千方米突ニ跨ル之
レヨリ北方約二十米突ヲ隔テ、噴泉ノ狀態ヲナシテ絶間ナク湧出スル油泉アリ又深サ僅ニ十呎面積二方呎ニ過
キスジテ毎日「樽」ノ油ヲ湧出スルモノアリ地質上ノ關係ニ就テ學士會員「エフ・シミット」鑛山技師「ロツベン」及
「ハセウイツキイ」ノ報スル所ニ由レバ薩哈噠島ノ北半部ハ第三紀層ニ屬スト云ヒ「クレイ」ノ發見シタル所ニ
據レバ第三紀漸新世ノ地層ニ算スヘキモノナリト云フ何レニシテモ石腦油層ノ大脊斜層ニ平行スル「ハバク」
ニ異ナラサルハ明カナリ尚ホ當石腦油産地ニ於テハ何等ノ火山ノ化産物(火山泥スラモ)ヲ見サルコトハ他ニ之レナシ

市場トノ
關係

市場	紐育	パツーム	サガレン
香港	一九、五〇〇	一四、五〇〇	五、〇〇〇
上海	二一、〇〇〇	一四、〇〇〇	三、四五〇
橫濱	二二、五〇〇	一七、五〇〇	三、三〇〇
長崎	二一、五〇〇	一六、五〇〇	二、八五〇
膠州	二一、五〇〇	一六、五〇〇	三、三〇〇
旅順	二二、〇〇〇	一七、〇〇〇	三、六〇〇
澎湖	二二、〇〇〇	一七、〇〇〇	一、八〇〇

以上記述シタル所ニ據リテ觀レバ本島生産ノ石腦油ハ其質純良ニシテ生産額亦恐ク多カルヘク之ヲ東洋各地ニ輸
出シテ或ハ米國産及「バク」産ト競争シ得ベキノ日アルベキモ未タ精確ナル産出額ヲ知ル能ハサルハ頗ル遺憾ト

ト稱セラル、地ヨリモ一府確カニ證明セラル、所ニシテ最モ注目スヘキ事ナリ
「クレイ」ノ目撃シタル鑽坑又ハ油泉ニ由リ及ヒ「フオン、ハセウイツキイ」ノ報告ニ據リテ考フレバ「バク」
ノ専門家ナル「ブラト」ノ「ノ」談ル所決シテ妄大ナラサルヲ知ルニ足ルヘシ氏ハ化學者ニシテ技師ヲ兼テ千九百
二年三月「バク」石腦油會社ノ委嘱ヲ受ケ「テキサス」及「ペンシルウアニア」ニ到リ更ニ薩哈噠島ニ向ヒ歸來其質
見シタル所ヲ語リテ米國ノ石腦油産地ハ言フニ足ラス只「バク」ハ本島石腦油生産地ニ對抗シ得ベシト
薩哈噠島カ將來全東洋ニ向テ石腦油供給地タルヘキヤ否ヤハ茲ニハ論セス其炭化水素ヲ含有セサルハ第一燃料ト
シテ好商品タルヲ示スモノナレバ「テキサス」ノ燃料油ハ將來或ハ壓倒セラルナキヤ更ニ角薩島石油ハ燃料トシテ
特ニ東亞ニ重キヲナスニ至ルハ疑ヲ容レズ
本島石腦油ハ燃料ノ外又燈油用トシテ廣大ナル販路ヲ得ヘシ日本及支那ノ市場即チ之レナリ獨逸新聞ノ掲載シタ
ル所ニ據リ左ニ石腦油各産地ト東洋ニ於ケル市場トノ距離(海里)ヲ舉ゲテ其比較ヲ示サン

MT 3.5.8.19

82

MT 3.5.8.19

81

スル所ナリ
入

西海岸「バイカル」海付近ニ石炭油坑アリ其一部ハ既ニ露人「ゾート」租借ヲ爲セリト云ヒ又浦潮斯德港「セモヨ
「ノフ」商會ハ「スタンダード」石油會社ト組合ヲ組織シ借區ノ許可ヲ得タリト云ヒ或ハ「ストウ」付近ノ油坑
ハ前照「クレイ」借區セリト云ヒ區々タル風説傳ハルモ未タ確報ニ接セス
本島ニハ石炭石炭油ノ外向ホ礦物ノ生産アルヘキモ未タ探檢セサルタメ確實ニ調査セルモノナシ

本島ノ植物ハ「オホツスク」海沿岸、黒龍江地方及北部日本ノ植物ニ類似シ唯少數ノモノハ本島特種ノモノニ屬ス
「オホツスク」海沿岸植物類似ノモノハ重ニ本島北東部ニ生シ黒龍江地方及北部日本植物類似ノモノハ西南部ニ生
ス

本島ニ於ケル重ナル風位ハ嚴寒ナル北風ト稍々温暖ナル南風ニシテ植物界ノ爲メニハ何レモ均シク惡影響ヲ及ホ
スカ故ニ最モ豐富ナル植物ハ風威ヲ受ケサル閉鎖地方ニ生産ス故ニ本島最北端部ナル「マリヤ」エリザウエタ「南
岬間地方ノ植物ハ閉鎖サレタル地位ニ在ルカ故ニ本島中部ニ於ケル植物ノ性質ヲ帶フ之レニ反シ「アニア」半島
「モルドウ」ノ「ブツセ」兩灣間ナル平地ハ三方ヨリ閉鎖セラレモ唯タ南風ニ向テ全ク開放セルカ故ニ植物ノ
性質ハ寧ろ北端部ナル沼澤地ニ髣髴タリ凡ソ本島面積三分ノ二ハ森林ヲ以テ覆ハレ内潤葉樹ノ繁茂スルハ其少部
分ニ過キス中部南部ニ繁生スルモノハ凡ソ左ノ如シ

本島三分ノ二ハ山林

- 建築用
- 建築及薪材
- 建築家具材
- 建築家具材
- 「ビフタ」(唐格ノ類)

類林木ノ種

- 「トーボリ」(白楊ノ類)
- 重ニ中部ニ生産シ「マツチ」(榎木用)
- 白樺黄樺ノ二種アリ器具材又ハ薪材トス
- 「チエム」(ウツミ「榎ノ類)
- 全上
- 薪材
- 「アイワ」(楊柳ノ類)
- 全上
- 「ヨリハ」(赤楊ノ類)
- 家具、彫刻、器具用(生産少シ)
- 「ヤシエン」(樺ノ類)
- 器具材、薪材
- 「クリヨン」(槭ノ類)
- 器具材
- 「ポヤルカ」(山楂ノ類)
- 器具材
- 「ゾーブ」(櫟ノ類)

總テ前記ノ樹林ハ常ニ混淆シテ生シ唯、山ノ傾斜ニ生シタル樺林ハ他ノ樹木ヲ交ヘサルカ如シ灌木ニ在テハ覆盆
子、野薔薇多ク又南部ニ至レハ稀ニ野生薄荷アリ
針葉樹ハ本島中部、南部到ル處ニ繁茂シ樺ト唐格最モ多シ樺ハ善ク生長シ建築材料トシテ廣ク用ラル又落葉松多
ク堅牢ナル點ニ於テハ樺ヲ凌駕ス然レモ現今ニ至テハ人家近キ處ニ在ルモノハ幾ント伐採シ盡セリ
「シミット」ハ氣候ニ準シ本島ノ植物ヲ自然的ニ區域ニ別テリ第一即チ北東部ハ北東全部及本島ノ山嶽多キ部分ヲ
占メ第三即チ西部ハ「アルベキ」岬ニ至ルマテノ南西部及西部山脈ノ西部傾斜地ヲ占ム氏ハ又本島直線植
物帶ヲ別テ六トセリ(一)海岸帶(二)潤葉樹下帶(三)針葉樹上帶(四)潤葉樹上帶(五)假松帶(六)不明帶(アルプス)山上帶ニ類似
ス)勿論此ノ區別ハ一般植物ノ分布上ヨリ論シタルモノニシテ地質地勢其他ノ原因ニ據リ一様ニ論スヘカラス
露國政府ハ黒龍江沿道總督府ニ國有財產省支部ヲ置キ黒龍州、後貝加爾州、沿海州及本島ノ漁政林政ヲ掌ラシメ又
本島ニハ農事監督官ヲ置キ「コルサコフ」港ニ駐在セシメ本島ニ於ケル漁業山林ノ管掌ニ任セシムルモ漁業ハ本邦

板ノ部

九本ノ長クランシ 口ノ徑 九本ノ長クランシ	價												九本ノ長クランシ 口ノ徑 九本ノ長クランシ	
	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五		四
四	40	35	30	26	22	19	16	13	10	8	6	4	2	1
五	53	47	41	36	32	27	23	19	15	12	9	6	4	2
六	65	57	50	44	38	33	27	23	18	14	11	8	5	3
七	77	68	60	52	46	39	33	27	22	17	13	9	6	4
八	90	79	70	61	53	45	38	31	25	20	15	11	7	4
九	103	91	80	75	61	52	44	36	29	23	17	12	8	5
一〇	117	102	91	80	69	59	50	41	33	26	19	14	9	5
一一	132	115	101	90	78	66	56	46	37	29	21	15	10	6
一二	147	129	113	100	86	73	62	51	41	32	24	17	11	6
一三	126	110	95	80	68	56	45	35	26	19	12	7		
一四	139	121	104	88	75	62	49	39	29	20	13	8		
一五	152	132	113	97	82	67	53	42	31	22	14	8		
一六	143	123	105	89	73	58	46	34	24	16	9			
一七	155	133	114	97	79	63	49	37	26	17	10			
一八	168	144	123	104	85	68	53	40	28	18	10			
一九	155	132	111	91	73	57	42	30	19	11				
二〇	166	142	119	98	77	61	45	32	20	12				
二一	178	152	127	104	84	65	48	34	23	13				

九本ノ部 價格ハ哥ヲ以テ算ス

MT 3.5.8.19 86

八二
 入盛ニ出漁スルノ結果自然露國官民ヲ刺撃シ一方ニ調査ヲ怠ラサルト共ニ一方ニ監督稍々周到ニ赴キシモ林制
 ニ至テハ全ク然ラス其面積ノ如キ單ニ本島三分ノ二ハ森林ナリト稱スルノ外精細ニ調査シタルコトナキニミナラス
 其位置スラ充分探檢シタルコトナシ夫レ斯ノ如ク山林保護ノ機關整ハサルカ故ニ火災、濫伐相踵キ實ニ秩序ナキノ
 甚タシキモノナリ故ニ海岸村落ニ近キ一地方ニハ稍々荒廢シタル山林アルヲ看ルニ又一地方ニハ古木鬱蒼トシテ
 曾テ斧鉞ノ入ラサル山林アリ特ニ中部山中人跡至ラサル所ニ至ラハ朽木僵木相連リ徒ニ天與ノ富源ヲ枯槁セシム
 ルノ憾アリ露國地方廳ハ曩ニ「アニア」灣内「ムラウイヨフスキイ」ニ鋸工場ヲ設ケ木材挽割ノ用ニ充テ又清國旅順
 口、大連灣租借ノ條約成ルヤ北清地方ハ木材ニ乏シク租借地ノ建築工事ハ木材ノ需用ヲ促ス一ナルカ故ニ本島
 ノ木材ヲ彼地ニ輸出セシメタルカ爲メ本島伐木業ハ一時少ク繁盛ヲ極メントシタルモ事業ノ經營其宜シキヲ得サ
 ルタメ今ヤ幾ント中止ノ姿トナレリ
 最近數年間本島「コルサコフ」港ヨリ遼東地方へ輸出セシ木材ノ數及其產地ニ於ケル價格ヲ掲クレハ左ノ如シ

年	度	數	量	價	格
卅	卅	卅	卅	卅	卅
二	三	四	五	六	六
卅	卅	卅	卅	卅	卅
六	五	四	三	二	一
年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年
年	年	年	年	年	年

木材拂下價格表
 又露國地方廳カ木材ヲ拂ヒ下クルニ一定ノ標準價格ヲ定メ之レニ因リテ何人ニモ賣拂ヒ又本島住民カ單ニ自家建
 築若クハ燃料用トシテ伐採スルハ總テ無税トス左ニ木材拂下價格表ヲ掲グ

木材拂下價格表

MT 3.5.8.19 85

3-1776

0327

品名	寸法 及 目	価格	
		長サ(アルシヨク)	厚サ(ウエルシヨク)
薄全	板	六	四分
上	板	八	四分
板	板	六	二分
板	板	八	二分
方立皮ノ樺	方立		
(上全)層表ノ皮樺	(上全)		
(上全)炭	(上全)		
(上全)皮ノ松葉落	(上全)		
(上全)皮ノ他其柳	(上全)		
本百箱ノ製樺	本百箱		
脂	脂		
脂	脂		
本百木細	本百木	三分	二分
本百木小	本百木	二分	二分
方立枝乾	方立		
(上全)木薪	(上全)		

一、本表ニ據リ各種木材ノ價格ヲ定ムルモノトス
 二、倒木、折木及枯木ハ本表價格ヨリ五割引トス
 三、本表ニ記載ナキ寸法ノ九太ハ其立方容積ニ因リ一立法ニ付一哥トス
 四、本表ニ記載ナキ寸法ノ薄板ハ長サ「アルシヨク」毎ニ半哥又板「アルシヨク」毎ニ一哥トス
 五、九太ノ太サヲ量ルニハ木身ヲ以テ算シ木皮ハ算入セス
 本島山林ノ豐富ナルハ前述ノ如キモ今日マテ未タ充分發達ヲ看サルハ全ク經營其宜キヲ得サルニ職由ス蓋シ本島ニ於ケル殖産事業タル一トシテ未タ其緒ニ就キタルモノナク農業礦業其他何業タルヲ問ハス機カニ着手シ若クハ着手セントスルニ過キサルモノニシテ從テ其富源ノ如何ニ宏大ナルヤスラ知悉スル能ハサルカ如キ有様ナリ前述ノ如ク本島三分二即チ約四千四百方路里ハ森林ナリト假定シ之レニ露國中山林價格ノ最モ低廉ナル高加索地方

付帯生産

ニ於ケル一立方「サテジエ」ニ付三留(一尺ニ付我六十錢)ナル價格ヲ以テ本島山林面積ヲ算出セハ其價格蓋シ少シニアラサルヘシ故ニ若シ林政其宜シキヲ得ハ又本島ノ一大富源タルヲ失ハサルヘシ
 本島棲息ノ獸類ハ粗ニ亞細亞大陸ニ均シク稀ニハ彼レニ在テ此ニ無キモノアリ重ナル獸類ハ熊、狐、狸、黒貂、栗鼠、馴鹿、兎及麝香鹿トス
 動物界ハ植物界ニ均シク棲息地ノ緯度ニ因リ種類ヲ異ニスルコト少ク北部中部ニ於ケル獸類ハ幾ント同一ナリ又南部特ニ其西海岸ニ至テハ中部ニ比スレハ氣候融和ナルニ係ラス北部中部ニ棲息スル哺乳動物ノ外更ニ他ノ動物ヲ發見スル能ハサルノミナラス北部中部ニ於ケルヨリハ更ニ種類ノ少キヲ見ル又大陸ト比較シ緯度上ニ於テ南部ニ棲息スベキ動物ニシテ全ク棲息セサルモノアリ故ニ本島北部ニ於ケル獸類ハ大陸ニ於ケルカ如キ抗敵ニ遭フセシテ遠ク南部ニ下リ來リシモノニアラサルカトハ露國人ノ唱道スル所ナリ
 獸類中生産上最モ關係多キハ黒貂ニシテ其毛皮ノ歐米市場ニ高價ヲ有スルハ驚クヘキモノニシテ毎年本島ノ輸出高ハ詳細ナル統計ヲ得サルモ約六七千枚ニ達スヘシ本島産黒貂皮ハ品位中等ニシテ我北海道産ニ優ルモ「カムサツカ」及沿海州地方産ノモノニ比スレハ劣レリ毛皮ノ品質ヲ判定スルニ凡ソ左ノ三點ヲ以テス
 一、毛皮ニ美觀ヲ呈スル差シ毛及保温ニ必要ナル軟毛ノ長短ト粗密トニ因ル
 二、毛皮ハ毛ノ濃密ナルニ從テ價格貴キヲ常トス蓋シ毛皮ノ外觀惡シキモノハ人工ヲ加ヘテ改善シ得ヘキモ軟毛ノ粗密ニ至テハ人工ヲ施ス能ハス毛ノ粗密ハ獵期ニ關係スルコト多ク夏期獵セシモノハ特ニ惡シク春期若クハ晩冬ニ於ケルモノハ既ニ著シク毛ヲ損シ居リ初冬ニ獵セシモノヲ最上トス
 三、一般黒色ノモノ價甚タ貴ク灰色ヲ帶ルモノノ二次キ毛色ノ薄キニ從ヒ價廉ナリ全身茶褐色ノモノハ最モ劣等ナリ最モ高價ナルハ全身ニ様ノ毛色ナルヲ要シ腹部ニ黃色ヲ帶ルカ又ハ兩耳ノ後部ニ五錢白銅貨大ノ薄

黒貂皮

ニ於ケル一立方「サテジエ」ニ付三留(一尺ニ付我六十錢)ナル價格ヲ以テ本島山林面積ヲ算出セハ其價格蓋シ少シニアラサルヘシ故ニ若シ林政其宜シキヲ得ハ又本島ノ一大富源タルヲ失ハサルヘシ
 本島棲息ノ獸類ハ粗ニ亞細亞大陸ニ均シク稀ニハ彼レニ在テ此ニ無キモノアリ重ナル獸類ハ熊、狐、狸、黒貂、栗鼠、馴鹿、兎及麝香鹿トス
 動物界ハ植物界ニ均シク棲息地ノ緯度ニ因リ種類ヲ異ニスルコト少ク北部中部ニ於ケル獸類ハ幾ント同一ナリ又南部特ニ其西海岸ニ至テハ中部ニ比スレハ氣候融和ナルニ係ラス北部中部ニ棲息スル哺乳動物ノ外更ニ他ノ動物ヲ發見スル能ハサルノミナラス北部中部ニ於ケルヨリハ更ニ種類ノ少キヲ見ル又大陸ト比較シ緯度上ニ於テ南部ニ棲息スベキ動物ニシテ全ク棲息セサルモノアリ故ニ本島北部ニ於ケル獸類ハ大陸ニ於ケルカ如キ抗敵ニ遭フセシテ遠ク南部ニ下リ來リシモノニアラサルカトハ露國人ノ唱道スル所ナリ
 獸類中生産上最モ關係多キハ黒貂ニシテ其毛皮ノ歐米市場ニ高價ヲ有スルハ驚クヘキモノニシテ毎年本島ノ輸出高ハ詳細ナル統計ヲ得サルモ約六七千枚ニ達スヘシ本島産黒貂皮ハ品位中等ニシテ我北海道産ニ優ルモ「カムサツカ」及沿海州地方産ノモノニ比スレハ劣レリ毛皮ノ品質ヲ判定スルニ凡ソ左ノ三點ヲ以テス
 一、毛皮ニ美觀ヲ呈スル差シ毛及保温ニ必要ナル軟毛ノ長短ト粗密トニ因ル
 二、毛皮ハ毛ノ濃密ナルニ從テ價格貴キヲ常トス蓋シ毛皮ノ外觀惡シキモノハ人工ヲ加ヘテ改善シ得ヘキモ軟毛ノ粗密ニ至テハ人工ヲ施ス能ハス毛ノ粗密ハ獵期ニ關係スルコト多ク夏期獵セシモノハ特ニ惡シク春期若クハ晩冬ニ於ケルモノハ既ニ著シク毛ヲ損シ居リ初冬ニ獵セシモノヲ最上トス
 三、一般黒色ノモノ價甚タ貴ク灰色ヲ帶ルモノノ二次キ毛色ノ薄キニ從ヒ價廉ナリ全身茶褐色ノモノハ最モ劣等ナリ最モ高價ナルハ全身ニ様ノ毛色ナルヲ要シ腹部ニ黃色ヲ帶ルカ又ハ兩耳ノ後部ニ五錢白銅貨大ノ薄

價格

三、毛皮ノ大サト保存ノ如何ニ因ル
明治三十五年ニ於ケル黒龍江沿道各地生産黒貂皮一枚ノ平均價格ハ左ノ如シ

薩哈噠島	一五〇	市場ニ於テ	二二五
烏蘇里	二二五		二二五
イマン	二二五		二二八
三姓(滿洲)	二〇〇		三五〇
三姓(滿洲)	三〇〇		三五〇
ホーブル	三五〇		三五〇
イシベラートルスカヤ灣	三五乃至		四〇乃至
黒龍江	四〇		四五
ウヅスク	五〇		八〇

生産價格

最上等品ニ至テハ一枚百五十留乃至二百留ニモ達スルコトアリト雖モ本島産ハ概シテ品質劣レルカ故ニ廉價ナリ
又本島産之ヲ「ニコラニクス」浦潮斯德及横濱等ニ輸出シ夫レヨリ更ニ龍動ニ送り同地ニ於テ製皮スルモノ
トス西伯利内地及本島ニ於テ同獸ノ捕獲ヲ營業トスルモノハ土人ニシテ「アイヌ」人「ギリヤーク」人等ハ夏期漁業
ヲ終ルト貂獵ニ着手ス露國官衙ノ調査ニ基キ假ニ毎年本島輸出黒貂皮ヲ七千枚トシ之レニ一枚ノ價十五留ヲ乘ス
レハ十萬五千留ニシテ亦一廉ノ財源タリ黒貂ノ外額アルモ至テ少數ナリ馴鹿ハ「オロチヨン」人ノ生活上最必要ノ
動物ニシテ勞働ニ使用ス其食物ニ供スルハ萬止ムヲ得サル時ニ限レリ土人ノ飼養ニ係ル馴鹿ノ數ハ約六七百頭ニ

全島ノ生産力

農産	一、三八七、三〇八〇
海産	二、八一九、三二六三八
礦産	四七八、四八五〇〇
林産	一〇五、〇〇〇〇〇
計	四、七九〇、一〇九四六

即チ全島ノ生産額約五百萬留ナリ而シテ之レニ生産高未詳ナル林産中ノ木材及礦産中ノ石腦油等ノ價格ヲ合計ス
ル時ハ更ニ大ニ増加スヘシ又海産ノ如キ今後漁場ノ整理ヲ謀リ獎勵其法ヲ得ハ恐ク今日ニ倍産シタル生産額ヲ得
ルニ至ラン

第七 商業

本島ハ流罪島ニシテ人口稀薄、氣候嚴酷、天與ノ物産アルモ未タ充分開發ノ道ヲ講セサルカ故ニ殖産ノ業進マヌ
商業ノ如キ實ニ微々タルモノトス千八百九十七年本島へ入航セシ船舶ハ二百十七隻ニシテ内、外國ヨリ來リシモ
ノ百四十一隻歐露ヨリ來リシモノニ隻露領亞細亞沿岸ヨリ來リシモノ七十四隻ニシテ輸入セシ貨物ハ二十九萬三
千八百六十七「ブード」内官用品十九萬五千三百九十三「ブード」個人所屬品九萬八千四百六十七「ブード」トス輸出セ
シ貨物ハ百八十三萬二千二百三十三「ブード」ニシテ内重ナルモノハ石炭百六十三萬八千〇四十二「ブード」魚類三
萬七千九百三十六「ブード」ヲ柏十四萬九千四百六十六「ブード」其他六千七百八十六「ブード」トス(總輸出入品ノ價
格ヲ掲ケサルハ調査ノ途ナキニ因ル)

MT 3.5.8.19 90

MT 3.5.8.19 89

「コルサ
コブ」
港貿易

獨リ「コルサ」港ニ就テ輸出入ノ最近數年間ニ於ケル狀況ヲ看ルニ即チ左ノ如シ

八八

年次	輸出	輸入	輸出	輸入
三十三年	一、六八三、三九三	三、三五四、四〇八	二、〇一八、八二七	一、六八三、三九三
三十四年	一、六四八、二五七	三、三八二、〇七二	一、九八六、四六八	一、六四八、二五七
三十五年	一、六五二、九九五	四、〇八八、九七四	二、〇六六、九七二	一、六五二、九九五
三十六年	二、四〇四、三二二	一、八九六、二四九	二、五九三、九五〇	二、四〇四、三二二

三十六年ニ於テ輸出ノ著シク増加シタルハ同年ノ漁業未會有ノ盛況ニシテ輸出ノ拍ヲ増加セシニ基キ又同年輸入額ノ著シク減セシハ同年ニ於テハ九月以降ノ輸入額詳カナラサルニ因ル
前記輸出入金額ヲ細別スレハ左ノ如シ

輸出

年次	露國	日本	計
三十三年	一、〇〇六、八五五	一、五四二、九二七	一、六五二、九九五
三十四年	六八、五一二	二、三三五、八一六	二、四〇四、三二二

輸入

年次	露國	日本	計
三十三年	三五二、四〇二	五、六五七、五二七	四、〇八、九七七
三十四年	一、五四、九七二	三、四六五、二七五	一、八九六、二四九

輸出ノ重要ナルモノハ海産物、石炭、木材、毛皮等ニシテ盡ク未製品タリ又輸入ノ重ナルモノハ食料品、酒類、煙草、砂糖、織物類、革類、金物類其他諸般ノ製造品ナリ

官設物品
販賣所ノ
影響

本島ノ貿易ハ漁業貿易品ヲ除ケハ他ハ皆微々タルカ故ニ千九百年露國政府カ黒龍江沿道ニ關稅法ヲ實施スニル當リテ本島及ニコラエフスク港以北各港ニハ同法ヲ實施セザリシニ全ク地方未開ノ實況ニ鑑ル所アリシカ故ナリ
(昨午日露開戰後露國政府ハ再ヒ黒龍江沿道ニ關稅法實施ヲ見合セタリ)
左ニ卅二年哥爾薩港駐在帝國領事カ本島官設物品販賣所ニ關シタル報告ヲ轉載シ該販賣所カ如何ニ本島商業ニ影響ヲ及ホスカヲ示スヘシ
薩哈噠島ハ我北海道ト僅カニ一葉帶水ヲ隔テ南北八百九十海里ニ延長シタル大島ナリト雖モ元來人烟稀薄ニシテ露國政府之ヲ流罪島ト爲シ刑餘ノ囚徒ヲ以テ漸次移住殖民法ヲ設ケン以來諸般ノ制度自カラ監獄臭味ヲ帶テ拘束懲戒ノ精神ニ基キタルカ故ニ通商貿易ノ事ハ殆ント度外ニ置カレ商業者モ亦殆ント注目セザリシナリ然ルニ其沿岸一圓水族魚介ニ富ムヲ以テ我邦トノ交通ハ漁業ヲ以テ繼續シ來リ又露領沿海州各港ト本島トノ交通ハ僅カニ政府ノ保護金ヲカトスル露國汽船一隻ヲ以テ夏期ノ連絡ヲ維持スルノ外義勇艦隊ノ汽船ニケ年二回歐洲露國ヨリ流刑人并官用貨物ヲ輸送シ來ルノミナリシヲ以テ航運ノ不便云フヘカラス爲メニ商業ノ發達ヲ遲滞セシメタルヲ多シ故ニ當初本島ノ形勢タル囚徒ノ被服食料等ハ盡ク官給ヲ仰クヲ以テ敢テ欠乏ヲ招クコ勿リシモ會々刑餘ノ殖民或ハ農民又ハ在留官吏等ノ爲メニ日常欠クヘカラサル必要品ニ至ル迄モ時ニ或ハ欠乏ヲ來シ住民ヲシテ非常ノ困厄ニ陥ラシムルコト少ナカラス而シテ一ノ商估等之ヲ機會トシ巨利ヲ貪ラントスルヲ以テ物價ノ騰貴ハ底止スル所ヲ知ラザリキ是ニ於テカ本島「ゾーエ」(炭礦アリ其領有島)在任ノ官吏社會ニ於テニ策ヲ案出シ官金若干ヲ借リ豫メ許多ノ日用品ヲ購入シ官設倉庫ニ貯蓄シ置キ倉掛員ヲシテ之ヲ監督セシメ必要ノ場合ニ於テ相當ノ代價ヲ以テ官吏ノミニ購求セシムルノ便法ヲ設ケタリ然ルニ其事タル實際上便且利ナルヲ以テ需用愈々多キヲ加ヘ僅々倉庫内ニ於テ販賣スルモ到底需用者ニ満足ヲ與フルニ足ラザルヲ以テ益々其業ヲ進ムルヲ計畫アリ恰モ「アレキサンドロフスク」(現今車務知事)創設ニ際シ同所ニ一ノ店舖ヲ設ケ官吏ハ勿論普ク村落ノ殖民ニテモ各種物品

八九

MT 3.5.8.19

92

MT 3.5.8.19

91

ヲ販賣スルコト爲セリ是レ即チ官設物品販賣所ノ由來ニシテ今ヲ去ル殆ソト十八年前ナリ其當初ハ販賣所ノ規模至小又組織方法等區々ニシテ確實ナラザリシト雖モ爾來益々盛大ニ趣キ相當ノ利潤ヲ積テ店舗又ハ倉庫ヲ改築増設スルニ至リ尙ホ進ムテ其業務ヲ擴張シ本島重モナル部落ニ支部ヲ設置シタリ且其基礎ヲ鞏固ナラシメンカ爲メニ規則ヲ製シ黑龍江沿道總督ノ認可ヲ經テ實施セシハ千八百九十六年十一月ナリキ同所ハ薩島經濟貯蓄所ト稱スルト雖モ店舗ヲ設ケ番頭ヲ置キ純然タル他ノ商店ト異ナル所ナク世上之ヲ稱シテ官舖ト云フヲ以テ意譯シテ官設物品販賣所ト爲セリ左ニ其規則ヲ掲ケテ參考ニ供セン

薩島官設物品販賣所規則(舊曆千八百九十六年十一月六日認可)

- 第一條 薩島官設物品販賣所ハ全島住民ヲシテ日常必需品ヲ最廉價ヲ以テ購得セシムルヲ目的トス
- 第二條 該販賣所ノ營業ハ現在ノ基本金ヲ以テ經營スルノ外何等ノ官金ヲモ流用スルコトヲ得ス
- 第三條 該販賣所設置ノ目的ハ本島ニ於ケル日用物價ノ暴騰ヲ豫防スルニ在ルヲ以テ普通營業者ノ商業ヲ妨害スルノ所爲アルヘカラス
- 第四條 販賣所ノ事務ヲ直接ニ管理セシムル爲メニ主任官及補助官一名宛ヲ任命スルモノトス
- 第五條 販賣所主任官ハ直接ニ薩島軍務知事ノ指圖ヲ受ケ事務ヲ整理ス主任官及補助官ノ兼任ハ軍務知事ノ權内ニ在ルモノトシ其報酬手當トシテ販賣所ノ資金ノ内ヨリ主任官ハ一ケ年二千留補助官ハ同千留ヲ支給スルモノトス
- 第六條 販賣所ノ營業上ニ就テハ嚴正ナル精算ヲ要シ其決算報告ハ全島ニ公告スルモノトス
- 第七條 販賣所一ケ年間ノ商業事務ヲ監督シ又一ケ月間ノ賣揚金ヲ調査スル爲メニアレキサンドロフスクノ港ニ於テ特ニ検査委員ヲ組織スベシ該検査委員ハ其監督ノ結果並賣揚金及物品等ノ現在高調査濟ノ報告書ヲ作り軍務知事ニ提出シ其認可ヲ經タル上決算報告ヲ印刷シテ全島ニ公告スルモノトス

但アレキサンドロフスクノ港以外ノ地ニ在ル販賣所一ケ年間及毎月ノ監査ハ軍務知事ヨリ特ニ其地ノ官吏ニ命ジテ之ヲ執行セシムル者トス

- 第八條 検査委員ハ四名トシ其通常員及候補者ヲ置キ双方共軍務知事之ヲ任命スルモノトス
 - 第九條 本島ニ於テ臨時支出ヲ要スル場合ハ政府ノ支給金はレナキ又ハ一定ノ制限内ニ於テ立替金ノ必要ヲ生シタルハ軍務知事ハ販賣所純益金ノ内ニテ四千留以内ヲ支出スルノ權ヲ有ス
 - 第十條 若シ止ムヲ得サル必要アリテ前條掲タル所ノ毎年ノ非常準備金四千留以内ヲ以テ補填シ難キ場合ニ際シテハ其都度黑龍江沿道總督ノ裁可ヲ經テ販賣所ヨリ支出スルコトヲ得
 - 第十一條 販賣所一ケ年ノ純益金ノ内ヨリ年々主任官並補助官ノ報酬金、雇人ノ給料、販賣所ノ修繕費、物品保險料及非常準備金四千留ヲ控除シ殘餘ノ分ヲ以テ融通資本金ニ繰込ムコトヲ得
 - 第十二條 第十一條ニ記載スル如ク純益金ヲ資本金ニ繰込ムハ向後其資本額五萬留ニ達スルヲ制限トス
 - 第十三條 資本金五萬留ニ達シタル以上ハ販賣所ノ純益金ヲ以テ各種ノ公共有益ノ事業ニ支出スルヲ得而シテ其豫算案ハ年々軍務知事之ヲ起草シ黑龍江沿道總督ノ裁可ヲ經ヘキモノトス
- 以上掲出スル所ノ官設物品販賣所ノ規則ニ據ルトキハ其主意タルハ薩島物價ノ暴騰ヲ豫防スルニ在リテ素ヨリ射利ノ目的ニアラサルヤ明ナリ且又其最終ノ目的タル資本金五萬留ニ達スルヲ制限ト爲シ爾餘ノ利純ヲ以テ公共慈善等ニ使用スルノ規定ニ至リテハ其目的、方法共ニ完全セリト云ハサルヲ得然レモ本業タルヤ純然官設商社業ナルヲ以テ營業上損益ノ關係ヨリ勢、他ノ商業者ト競争スル等ノ事アルヲ免カレシ且ツ其主任官及補助官等ハ在勤文武官吏ノ内ヨリ撰任スルモノナレハ素ヨリ商業ニ熟達シタルモノニアラス爲メニ時誼ニ據リテハ主任官等其職責ヲ全クシガ爲メ地方官ニ由リテ一個人ノ營業上多少ノ干渉ヲ試ムル等ノ弊害ナキニアラス故ニ自由營業者ハ之レカ爲メニ影響ヲ被ムルコト僅少ニアラス然レトモ又全般ヨリ觀察ヲ下タストキハ薩島各地ニ於ケル物價ノ平

3-1776



均ヲ維持シ冬期交通遮断ノ際他ノ商估輩ヲシテ利益ヲ遮断スルヲ得サラシムルニハ唯一好機關ナリト云々サルヲ得ス目下薩島ニ於ケル物價ニシテ沿海州ニヨラエラスク「港若クハハバヨ」フ等ヨリモ低廉ナル其實ニ之レカ爲メナリトス
官設物品販賣所ハ當島アレキサンドロフスク「港」中央部トシテ全島重ナル部落ニ其支部ヲ設置スル「ト」爲セリ今其所在地ヲ舉ケレバ左ノ如シ
「アレキサンドロフスク」ニ於テ「ニケ所」及「酒類販賣所」
「ゾ」
「ゾ」
「ゾ」
「ゾ」
以上掲タル處ハ薩島三行政区ニ於テ重ナル村落ヲ選擇シタル者ニシテ専ハラ全島住民ヲシテ購買ノ便ヲ得セシメタリ且又當島ハ流罪地トシテ酒類一切ノ輸入ヲ嚴禁スルモノニシテ火酒販賣ハ政府ノ權内ニ屬スルヲ以テ獨リ前陳官設販賣所ハ直接地方官ノ認可ヲ得テ火酒販賣ノ權ヲ有セリ故ニ官設販賣所ニ於テ取扱フ所ノ商品中最モ重ナルモノハ酒類トス
官設販賣所ノ最近決算報告書ヲ掲ケテ參照ノ實ニ供セン

入之部		原	價	買	格
千八百九十七年五月一日迄	商品	八二、〇五〇	七六	一〇、一九六	九六
各販賣所ニ於ケル現在高	火酒	二、五七三	三七	三、四八三	五〇
千八百九十七年五月一日ヨリ千八百九十八年五月一日迄	商品	二二八、〇一九	四四	二六二、二二二	三四
各販賣所買入品	火酒	三六、九二五	二一	五八、二一六	五〇
千八百九十七年五月一日迄各販賣所買入品	火酒	三四九、五六七	七八	四二五、八九二	五〇
合計					

物品出入表

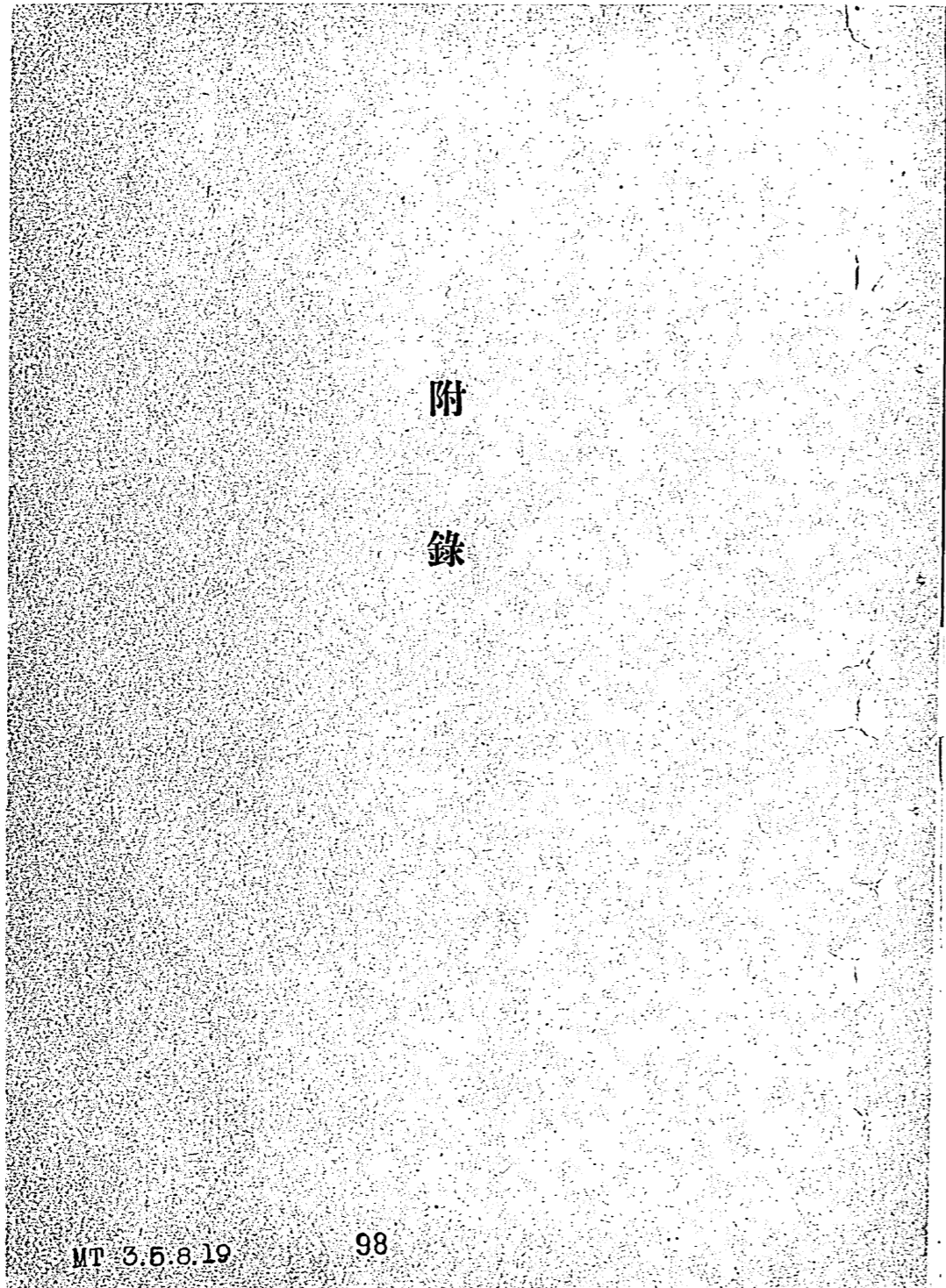
出之部		原	價	買	格
千八百九十八年五月一日	商品	一五二、八一五	九二	一八三、一五一	一九
各販賣所買揚高	火酒	三五、二一一	三五	一五五、五七〇	六五
各販賣所及倉庫等ノ費用		三、二二二	〇四	三、五五六	五四
薩島軍務知事ノ命令ニ依リ慈善用ニ供セシ分		六〇、一七五		七二四	三四
千八百九十七年五月一日	商品	一五三、四三九	四九	一七六、七五九	四三
各販賣所殘品高	火酒	四、二八六	二二	六、二九三	三五
差引平均		三四九、五六七	七八	四二五、八九二	五〇

金錢出入表

入之部		金額
千八百九十七年五月一日現在金		五二、六一一
千八百九十七年五月一日ヨリ千八百九十八年五月一日迄買揚金		一一三、四三〇
物品掛買代金戻リ		一四、六五八
哥爾薩港販賣所へ繰替金戻リ		五〇、〇三九
番頭保證金		三五〇
貸金回収		一、六七〇
番卒科料金差引		九五〇
石油空罐并火酒空樽買揚代		一七六
沒收火酒買揚金		五七四
番頭へ貸越戻リ		三六七
哥爾薩港署及黒龍江總督寺院用具調達費繰替金戻		二九九五
亞港州長官ヨリ寺院費立替金繰戻リ		一三〇七
殘金共合計		三三三、三九七

出之部	
千八百九十七年五月一日ヨリ千八百九十八年五月一日迄各商店へ仕入代金支拂高	二八九、九二二、二八
給料	一〇、二九五、六七
運搬費	五、八四四、五八
雑費	八九五、四七
保險料	四、九九二、〇〇
營業稅	一、二七七、七八
建築及修繕費	二六、七五五、六六
監獄費不足補充	九、五九五、七八
貸金	三、九〇八、三五
販賣所主任官へ貸金	一、〇〇〇、〇〇
番頭保證金戻シ	五三〇、〇〇
支出合計	三三〇、五九三、一八
千八百九十八年金庫現在高	二、六八九、五七
差引平均	三三三、三九七、二八

前表掲クル所ニ據リテ之ヲ見ルニ官設販賣所一ヶ年ノ賣揚金ハ二十餘萬留ノ多額ニ達シ本島ニ於テハ殆ト商權ヲ掌握シツ、居ルノ姿ニシテ他ノ獨立營業者ハ爲メニ其發達ノ途ヲ支障セラレ全島何ノ處ニ於テモ商店ノ見ルヘキ者ナキハ一ニ是レニ由ルナルヘシ彼ノ浦潮斯德港ニ於テ巨商ト稱セラレ露領沿海州中殆ト到處支店ヲ置カサル「ナキ」アリベルス「商會及「テューリン」商會ノ如キモ本島ニ支店ヲ設ケス僅カニ亞港ニ事務所ヲ置テ官設販賣所ノ注文ヲ取扱フヲ以テ満足スル所以ノモノハ實ニ該販賣所ノ設置アルカ爲メナリ以テ其本島ニ於ケル勢力如何ヲトスルニ足ルナリ



附
録

MT 3.6.8.19

98

3-1776

0334

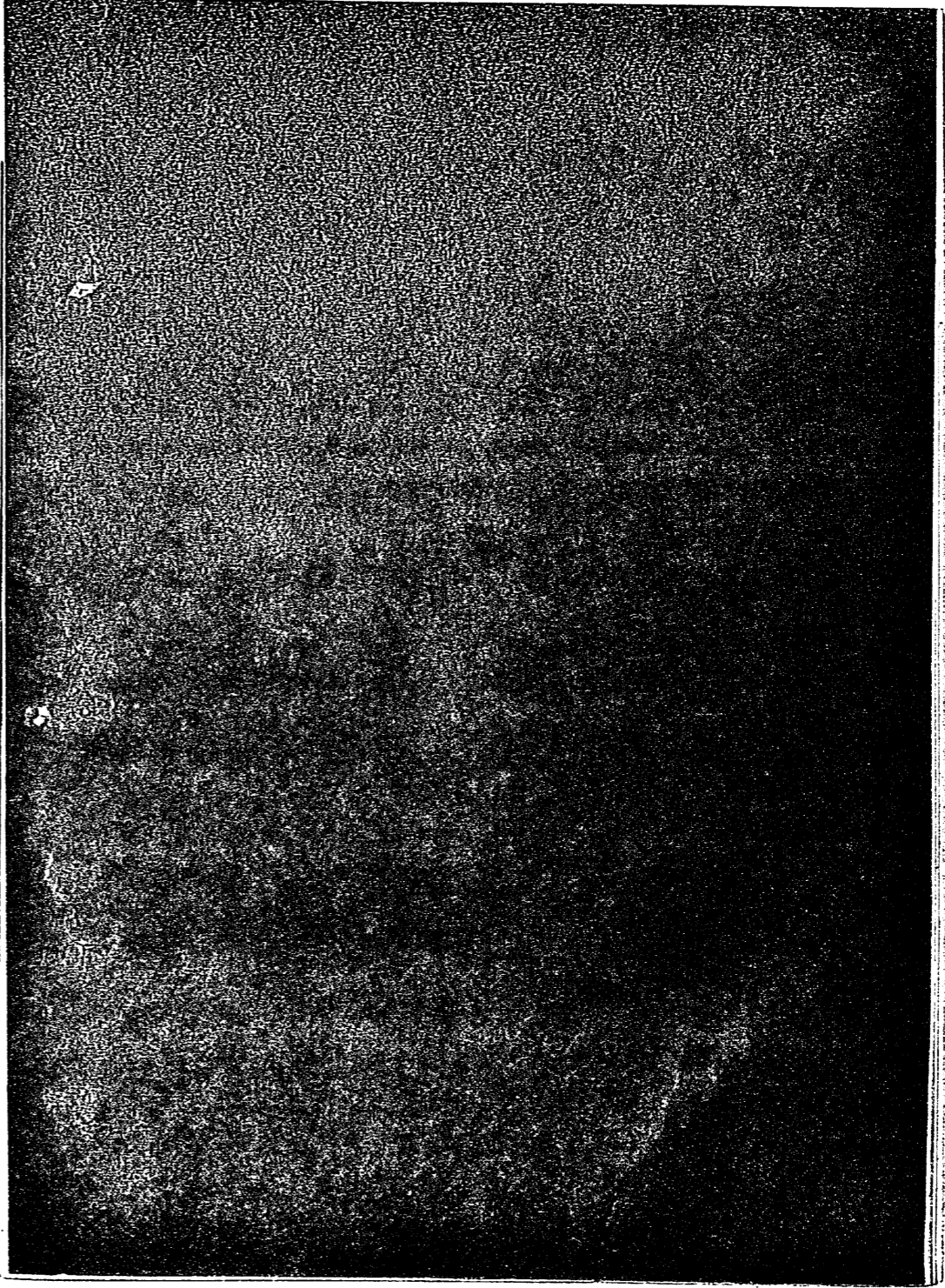
出 之 部	
千八百九十七年五月一日ヨリ千八百九十八年五月一日迄各商店へ仕入代金支拂高	二八九、九二二、八
給料	一〇、二九五、六七
運搬費	五、八四四、五八
雑費	八九五、四七
保險料	四、九九二、〇〇
營業稅	一、一七七、七八
建築及修繕費	二六、七五五、六六
監獄費不足補充	九、五九五、七八
貨金	二、九〇八、三五
販賣所主任官へ貸金	一、〇〇〇、〇〇
番頭保證金戻シ	五二〇、〇〇
支出合計	三三〇、五九三、一八
千八百九十八年金庫現在高	二、六八九、五七
差引平均	三三三、三九七、二八

九四

MT 3.6.8.19

97

前表掲クル所ニ據リテ之ヲ見ルニ官設販賣所一ヶ年ノ賣揚金ハ二十餘萬留ノ多額ニ達シ本島ニ於テハ殆ト商權ヲ掌握シツ、居ルノ姿ニシテ他ノ獨立營業者ハ爲メニ其發達ノ途ヲ支障セラレ全島何ノ處ニ於テモ商店ノ見ルヘキ者ナキハ一ニ是レニ由ルナルヘシ彼ノ浦潮斯德港ニ於テ巨商ト稱セラレ露領沿海州中殆ント到處支店ヲ置カサルコトナキアリベルス商會及「チユーリン」商會ノ如キモ本島ニ支店ヲ設ケス僅カニ亞港ニ事務所ヲ置テ官設販賣所ノ注文ヲ取扱フヲ以テ満足スル所以ノモノハ實ニ該販賣所ノ設置アルカ爲メナリ以テ其本島ニ於ケル勢力如何ヲトスルニ足ルナリ



樺太千島交換條約

明治八年五月七日聖彼得斯堡ニ於テ調印同年八月二十二日
批准同年八月廿二日東京ニ於テ交換同年十一月十日公布

大日本國皇帝陛下ト

全露西亞國皇帝陛下ト今般樺太島(即薩哈噠島)是迄兩國雜領ノ地タルニ由リテ屢次其ノ間ニ起レル紛議ノ根ヲ斷
テ現下兩國間ニ存スル交誼ヲ堅牢ナラシメムカ爲メ

大日本國皇帝陛下ト樺太島(即薩哈噠島)上ニ存スル領地ノ權利全露西亞國皇帝陛下ト「クリル」群島上ニ存スル領
地ノ權利ヲ互ニ相交換スルノ約ヲ結ハムト欲シ

大日本國皇帝陛下ト海軍中將兼在露京特命全權公使從四位權本武揚ニ其ノ全權ヲ任シ
全露西亞國皇帝陛下ト太政大臣金剛石裝飾露帝肖像金剛石裝飾露國「シント、アンドレアス」裝牌「シント、ウラジ
ミル」等裝牌「アレキサンドル、チフスキ」裝牌、白鷲裝牌「シント、アンナ」等裝牌及「シント、スタニスラス」

一等裝牌佛蘭西國「レジン、ド、オノール」大十字裝牌西班牙國金膜大十字裝牌埃地利國「シント、エチ」大十字
裝牌金剛石裝飾普魯西國黑鷲裝牌及其他諸國ノ諸裝牌ヲ帶ル公使「アレキサンドル、ゴルチャコフ」ニ其ノ全權ヲ
任セリ

右各全權ノ者左ノ條款ヲ協議シテ相決定ス

第一 款

大日本國皇帝陛下ト其ノ後胤ニ至ル迄現今樺太島(即薩哈噠島)ノ一部ヲ所領スルノ權利及君主ニ屬スル一切ノ權
利ヲ全露西亞國皇帝陛下ニ讓リテ而今而後樺太全島ハ悉ク露西亞帝國ニ屬シ「ラペル」海峽ヲ以テ兩國ノ境界
トス (107)

第二 款

MT 3.5.8.19

199

全露西亞國皇帝陛下ハ第一款ニ記セル樺太島(即薩哈連島)ノ權利ヲ受ケシテ其ノ後胤ニ至ル迄現今所領
「クリル」群島即チ第一「シユムシユ」島第二「アライド」島第三「バラムシル」島第四「マカンス」島第五「ヲチコタ
シ」島第六「ハリムヨタシ」島第七「エカド」島第八「シヤヌヨタシ」島第九「ムシル」島第十「ライヨク」島第十一「マ
ツア」島第十二「ラズツア」島第十三「スレド」島第十四「ウシシル」島第十五「シムシム」島第十六「ブ
ロトン」島第十七「チエルボイ」並ニ「ブラット」チエルゴエフ「島第十八「ウルツツ」島共計十八島ノ權利及君主ニ屬
スル一切ノ權利ヲ大日本國皇帝陛下ニ讓リテ而今後「クリル」全島ハ日本帝國ニ屬シ東察加地方「ラバツカ」岬ト
「シユムシユ」島ノ間ナル海峡ヲ以テ兩國ノ境界トス (107)

第三款

前條所載各地並ニ其ノ地産ハ此ノ條約批准爲取換ノ日ヨリシテ直チニ全ク新領主ニ屬スルモノトス但其ノ各地受
取渡ノ式ハ批准後雙方ヨリ官員一名又ハ數名ヲ撰テ受取掛トシ實地立會ノ上執行スヘシ (106)

第四款

前條所記交換ノ地ニハ其ノ地ニアル公同ノ土地、人ノ下手セサル地所、一切公共ノ造築、疊壁、屯所及人民ノ私
有ニ屬セサル此ノ種ノ建物等ヲ所領スルノ權利モ兼存ス

現下各政府ニ屬スル一切ノ建物及動産ハ第三款ニ載スル雙方ノ受取掛役取調ノ上其ノ代價ヲ按查シ其ノ金額ハ其
ノ地ヲ新ニ領スル政府ヨリ出ス者ナリ (108)

第五款

交換セシ各地ニ住ム各民(日本人及露人)ハ各政府ニ於テ左ノ條件ヲ保證ス各民並ニ其ノ本國籍ヲ保存スルヲ得
ルコト其ノ本國ニ歸ラムト欲スル者ハ常ニ其ノ意ニ放セテ歸ルヲ得ルコト或ハ其ノ交換ノ地ニ留ルヲ願フ者ハ其生
計ヲ充分ニ營ムヲ得ルノ權利及其ノ所有物ノ權利及隨意信教ノ權利ヲ悉ク保全スルヲ得ルコト其ノ新領主ノ屬民

(日本人及露人)ト差異ナキ保護ヲ受クルコト然リト雖モ其各民ハ並ニ其保護ヲ受クル政府ノ支配下ニ屬スル
コト (108)

第六款

樺太島(即薩哈連島)ヲ讓ラシ利益ニ酬ユル爲メ全露西亞國皇帝陛下ハ次ノ條件ヲ准許ス

第一 日本船ノ「コルサコフ」港即「クシユンコタン」ニ來ル者ノ爲メニ此ノ條約批准爲取換ノ日ヨリ十ヶ年間港

稅モ海關稅モ免スルコト此ノ年限滿期ノ後ハ猶之ヲ延スモ又ハ稅ヲ收メシムルモ全露西亞國皇帝陛下ノ意ニ任ス

全露西亞國皇帝陛下ハ日本政府ヨリ「コルサコフ」港ヘ其ノ領事官又ハ領事兼任ノ吏員ヲ置クノ權利ヲ認可ス

第二 日本船及商人通商航海ノ爲メ「ヲホック」海諸港及東察加ノ海港ニ來リ又ハ其ノ海及海岸ニ沿テ漁業ヲ營

ム等渾テ露西亞最懇親ノ國民同様ナル權利及特典ヲ得ルコト (109)

第七款

海軍中將榎本武揚全權委任狀ハ未タ到來セスト雖モ電信ヲ以テ其送致スル旨ヲ確定セラルルニ由リ其ノ到ルヲ待
タスシテ此ノ條約面ニ記名シ其ノ到ルヲ待テ各全權委任狀ヲ相示スノ式ヲ行ヒ別ニ其ノ事ヲ記シテ以テ左券トス
ヘシ (108)

第八款

此ノ條約ハ大日本國皇帝陛下並ニ全露西亞國皇帝陛下互ニ相許可シ而シテ批准スヘシ但各皇帝陛下ノ批准爲取換
ハ各全權記名ノ日ヨリ六ヶ月間ニ東京ニ於テ行フヘシ (109)

此ノ條約ニ權力ヲ附スル爲メ各全權各其ノ姓名ヲ記シ並ニ其ノ印ヲ鈐スルモノナリ

明治八年五月七日

露曆一千八百七十五年四月廿五日(五月七日)

九七

MT 3.6.8.19

101

九六

100

MT 3.6.8.19

樺太千島交換條約ニ屬スル公文
日本國皇帝陛下ノ政府ト露西亞國皇帝陛下ノ政府ト本日兩國間ニ結ヒタル條約第四款ニ載タル件ヲ完成セム爲
メ下名ノ者協議ノ上左ノ條款ヲ定ム

第一 款

露西亞帝國政府ハ本條約ノ旨ニ基キ日本政府附ノ建物及動産ヲ引受ヘキヲ以テ其ノ代價ヲ日本政府ニ拂フコトヲ
承諾シ日本政府ヨリ報知セラレシ金額即チ棟數一百九十四軒代價七萬四千零六十三圓(日本ドル)及動産ノ代
價一萬九千八百十四圓ヲ以テ其ノ物價檢査ノ基本トナス (100)

第二 款

本日取結ノ條約第三款ニ掲クル各地受取掛雙方役人ハ各地ニ在ル建物及動産ノ兩國政府ニ歸スヘキモノヲ檢査シ
テ其ノ代價ヲ決定スヘシ

右雙方役人ヨリ各地並ニ靜動二産受取渡濟及其ノ決定セシ代價ノ届書落手ノ後露西亞政府附ノ物品代價差引キ剩
餘金額ハ各地並ニ靜動二産公然受取渡濟ヨリ六ヶ月内ニ聖彼得斯堡ニ於テ日本公使又ハ日本國皇帝陛下ヨリ別段
ニ其ノ命ヲ奉シタル役人ニ渡スヘシ (100)

第三 款

本日結約ノ第五款中ニ陳スル交換セル各地ニ留ル各民ノ權利及地位並ニ各地ニ住ム土人ノ義ニ付テハ東京ニ於テ
日本政府露西亞辦理公使ト向之ニ附録ス可キ條款ヲ取極ム可シ其ノ爲メ入用ナル全權ヲ露公使ニ附スル者ナリ

(100)

第四 款

前條ニ載タル議定セシ件ハ同日記名セシ本條約ノ列ニ加ヘタルモ同シ權カアル者ナリ (100)
右ヲ確定スル爲メ下名ノ者此ノ公文ヲ作り以テ其ノ印ヲ調スル者ナリ

明治八年五月七日

露曆一千八百七十五年四月廿五日(五月七日)

聖彼得斯堡ニ於テ

榎 本 武 揚 印
ゴ ー ル チ ャ コ フ 印

樺太千島交換條約附録

明治八年八月廿二日東京ニ於テ
調印明治九年三月廿九日公布

明治八年五月七日即千八百七十五年四月二十五日露國聖彼得堡ニ於テ調印濟ノ公文第三款ニ基キ及同日調印ノ
條約第五款ノ旨趣ヲ完全ナラシメ且施行セムカ爲メ雙方讓與濟ノ領地ニ在セル各政府臣民ノ權利及其ノ身分且
兩地方土人ノゴトニツキ日本皇帝陛下及全露西亞皇帝陛下ハ爲メニ各全權委員ヲ命シタリ即日本皇帝陛下ハ其ノ
外務卿寺島宗則ヲ之ニ任シ又全露西亞皇帝陛下ハ侍從兼國議院議員日本在留辦理公使「シャル、スツルウエ」ヲ以
テ此ノ任ニ施テ雙方委任ノ書ヲ照應シ狀實良好ニシテ其ノ至當タルヲ見テ左ノ條款ヲ合議決定スルモノナリ

第一 條

交換濟ノ各地ニ住ム日本國及露西亞國ノ臣民現ニ其ノ所有セル地ニ在セルト願フモノハ自己ノ職業ヲ十分營ム
ヲ得且其ノ保護ヲ受クヘシ又現在所有地界限中ニテ漁獵及鳥獸獵ヲ爲スノ權ヲ有シ且其ノ生涯中自己ノ職業上ニ

九九

MT 3.5.8.19

103

聖彼得斯堡ニ於テ

榎 本 武 揚 印
ゴ ー ル チ ャ コ フ 印

九九

102

MT 3.5.8.19

關スル諸税ヲ免スヘシ (110)

第二條

樺太(薩哈噠島)及「クリル」島ニ在住セムト決定スヘキ各臣民ハ所有ノ權利ヲ有スヘシ又現今所持ノ不動産ヨリ收入スル物件及所有ノ權利ヲ證明セル證書ヲ渡シ置クヘシ (110)

第三條

樺太(薩哈噠島)及「クリル」島ニ在ル各臣民ハ自己ノ宗旨ヲ尊崇スルコト全ク自由タルヘク又禮拜堂、寺堂及墓所ハ毀害スヘカラス (110)

第四條

樺太(薩哈噠島)及「クリル」島ニ在ル土人ハ現ニ住スル所ノ地ニ永住シ且其ノ儘現領主ノ臣民タルノ權ナシ故ニ若其ノ自個ノ政府ノ臣民タラムコトヲ欲スレハ其ノ居住ノ地ヲ去リ其ノ領主ニ屬スル土地ニ赴クヘシ又其ノ儘在來ノ地ニ永住ヲ願ハハ其ノ籍ヲ改ムヘシ各政府ハ土人去就決心ノ爲メ此ノ條約附録ヲ右土人ニ達スル日ヨリ三箇年ノ猶豫ヲ與ヘ置クヘシ此ノ三箇年中ハ是迄ノ通り樺太島及「クリル」島ニテ得タル特許及義務ヲ變ゼスシテ漁獵及鳥獸獵其ノ他百般ノ職業ヲ營ムコト妨ナシト雖モ總テ地方ノ規則及法令ヲ遵奉スヘシ前ニ述フル三箇年ノ期限過キテ猶双方交換濟ノ地ニ居住セムコトヲ欲スル土人ハ總テ其ノ地新領主ノ臣民トナルヘシ (110)

第五條

樺太島及「クリル」島ノ土人ハ各自己ノ宗旨ヲ尊崇スルコト全ク自由タルヘシ又寺堂及墓所ハ毀害スヘカラス

第六條

此ノ條約附録ノ右五箇條ニ載セタル議定ノ件件ハ明治八年五月七日聖彼得堡ニ於テ調印濟ノ條約ニ加ヘタルモ同シ權力アルモノナリ (110)

右ヲ確定スル爲メ各全權委員此ノ條約附録ヲ作り二通ト爲シ以テ各其ノ印ヲ調スルモノナリ

明治八年八月二十二日

千八百七十五年八月二十二日(十日)

東京ニ於テ
日本國外務卿 寺島宗則印
露西亞國辦理公使 セ、スツルウエ印

MT 3.6.8.19

105

101

100

104

MT 3.6.8.19

3-1776

0338

黒龍江沿道總督府管内海産業假規則(千八百九十九年十一月一日 黒龍江沿道總督府代理陸軍中將ベチフスキー認可)

第一章 漁業

(イ) 總則

第一條 黒龍江沿道總督府管内ニ於ケル海岸筋ハ漁業監督上之ヲ區劃スルコト左ノ如シ

一 北區 北氷洋「ベリリシ」海「ホック」海ノ沿岸ニ在テハ「ウイヅスク」行政区ノ境界ニ至ル迄及「コ

マンドル」群島ニ於ケル漁業ハ假リニ各行政区長ヲシテ之ヲ監督セシム

二 「ウイヅスク」區 「ウイヅスク」行政区内ニ於ケル「ラホック」海沿岸並ニ薩哈噠島沿岸「エリザベタ」岬ヨ

リ「ボゴビ」岬ニ至ル迄ノ間ニ係ル漁業ハ當分「ニコラエフスク」林務官ヲシテ之ヲ監督セシム

三 南西區 日本海沿岸「ライザレフ」岬ヨリ豆滿江ニ至ル迄ノ間ニ於ル漁業ハ始ラテ當該林區署長ヲシテ之

ヲ監督セシム

四 薩哈噠區 薩哈噠島沿岸ニ於ケル漁業ハ其西北部「エリザベタ」岬ヨリ「ボゴビ」岬ニ至ル迄ノ間ヲ除キ當

分各行政区長ヲシテ其管轄区内ニ限リ之ヲ監督セシム

前項官吏ハ其擔任区内ニ於テ漁業鑑札ヲ下附シ營業上不正ノ行政無之様注意スヘシ本規則施行ニ關スル一般ノ

觀察及監督ニ至リテハ黒龍江沿道國有財産管理所ニ置ク處ノ漁業監督官之ニ任ス

第二條 漁業及捕獲物ヲ露國及外國諸港へ輸出スルニ就テハ内外人ノ別ナク之ヲ許可スヘシト雖モ漁業ヲ營ムニ

先タテ當該官衙ヨリ許可ヲ受ケ官衙ヨリ指定セラレタル海岸筋ニ限リ之ニ從事スルヲ得但左ノ規則ヲ遵守スル

ヲ要ス

第三條 北區「ウイヅスク」區及薩哈噠區ノ内「エリザベタ」岬ヨリ「テルベニエ」岬ニ至ル迄ノ間ニ於テハ漁夫トシ

テニ露國人ヲ使用スルニアラザレバ漁業ヲ營ムヲ許サス

(註) 本條ハ其都度特ニ黑龍江沿道總督ノ許可ヲ得ル歟又ハ漁業者ニシテ本規則發表前既ニ特別ノ條件ニ依

リ漁業權ヲ得タル者ニ限リ之ニ準據セザルコトヲ得

第四條 西南區豆滿江ヨリ「ボウ」ロツヌイ「岬」迄ノ間ニ於テハ雇漁夫ニ内外人ノ別ナク小舟ニテ漁獲シ漁獲物ヲ

内地市場ニ供給スル小漁業者ニ漁業ヲ許可スヘシ

本漁區内ニ於テ借區ヲ許スルハ其借主ニ對シ漁夫トシテ二割以上ノ露人ヲ使用スヘキ義務ヲ負ハシムヘシ

第五條 薩哈陸區内「テル」ベニエ「岬」ヨリ「ア」ニク「岬」ヨリ「ク」ヨリ「ヨ」ヨリ「ボ

ゴ」ビ「岬」迄ノ間ニ於テ漁業ニ従事スル者ニ在テハ其使用スル漁夫ハ内外人ノ別ナク雇主ノ隨意タルヘシ

第六條 前條所示ノ海岸筋ニ既往若シテハ將來土着スヘキ土民及農民組合又ハ各別ノ家族ハ其村落又ハ居所ノ附

近區域ハ實地ニ標示スヘシニ於テ無料ニテ漁業ニ従事シ捕獲物ハ生物製品トモ賣買ニ供スルヲ得ヘシト雖モ

此場合ニ於テハ彼等自ラ漁業ニ従事シ雇漁夫ヲ使用スルヲ許サズ此水域ハ他ノ漁業者ニ貸與セザルヘシ

第七條 釣、魚、叉、手、並ニ「サ」シ「エ」ン以下ノ建網引網其他小仕掛ノ漁具ヲ用ユルニ於テハ露人ハ自家用

ノ爲メ各處トモ無料ニテ捕魚スルヲ得

第八條 前頭各水域ニ於テハ漁業ニ従事スル外國人ハ毎漁場通辯ヲ置クヲ要ス

第九條 各漁業者ハ漁業監督官ノ請求ニ從ヒ自個ノ漁場ヨリ最近漁場迄送届ケ並ニ漁業ノ實況及其組織ニ付各種

ノ報告ヲ呈スルノ義務アルモノトス

(ロ) 漁場貸與順序

第十條 漁場ハ左ノ二項ニ照シテ之ヲ貸與ス

一 毎漁季毎漁場ニ對シ毎區漁業ノ監督ニ任スル官吏ヨリ交付スル鑑札ヲ所持スルコト

二 長期限ノ借區ヲ受クルニハ總督ノ特許ヲ經特別ノ約束ニ依ルコト

第十一條 國有財産管理所ハ毎歲黑龍江沿道總督ノ認可ヲ經來漁季貸與スヘキ漁場ノ明細書ヲ公告シ各漁場ニ對

シ借料ノ最低額ヲ示スヘシ

第十二條 一漁季間漁場ヲ借用セント欲スル者ハ其借リ受クヘキ漁場ヲ明示シ漁業ノ種類ヲ分テ各漁區監督ニ任

スル當該官吏ニ願書ヲ提出スヘシ

(註) 外國人ハ相當ノ證明ヲ經タル身元書又旅券ヲ願書ニ添付スルヲ要ス

第十三條 漁場ノ貸與ハ左ノ順序ニ藉ルヘシ

一 露國人ハ外國人ニ對シ優先權ヲ有スルコト

二 第二項所示ノ場合ヲ除ク外以前既ニ某漁場ヲ借受ケ常居ノ爲メ建物ヲ有スル向キハ他ニ對シ優先權ヲ有ス

ルモノトス

三 第一及第二項所示ノ特權ハ前年九月一日(露曆十月三日)迄ニ其漁場來漁季間借受ニ關シ各區漁業監督ニ任スル

當該官吏ニ願書ヲ提出シタルモノニ限リ之ヲ適用スヘシ九月一日迄ニ右様願書提出無之場合ニ於テハ其漁場

ハ先願者ニ貸與スルモノトス

四 雙方同格ノ場合ニ於テハ口頭競争ニ附シ九月中旬ヲ以テ之ヲ執行スヘシ競争ニ附スル漁場ノ明細書ハ日限

ヲ定メ豫メ公告スヘシ

(註) 本規則發表後第二年自來漁季ニ對スル願書提出期限ハ九月一日ヲ罷メ千九百年二月一日(露曆)迄トシ

又競争ハ二月中旬ト定ム

第十四條 漁場ノ借料ハ願書ニ依リ無競争ニテ受ケタル者ト競争ノ未受ケタルモノトノ別ナク凡テ漁場借權ヲ附

與スルヲ通知ヲ得タル日ヨリ一ヶ月以内ニ納入スヘシ若シ否ラサルニ於テハ棄權者ト看做シ其漁場ハ他ニ貸與

スヘシ

MT 3.6.8.19

108

MT 3.5.8.19

107

第十五條 鹽引魚(鮭)ノ鮮ノ精ニ對シテハ漁場借料ノ外別ニ布ニ付露人ヨリ五哥外國人ヨリ六七哥ヲ國庫歲入トシテ徵收スヘシ

第十六條 布稅ヲ課ス可キ魚類ノ檢査及税金ノ徵收ハ左ノ順序ニ依ルル
 漁業者ハ漁業結了後課稅ニ屬スル魚類ノ數量明細表貳通ヲ製シ一通ハ常ニ漁場ニ備置キ一通ハ漁區監督官ニ回送ノ爲メ所在漁業看守ニ提出スヘシ
 所在漁業看守ハ右明細表領收後漁業主又ハ其代理人立會ノ上漁獲物ヲ檢査シ其數量ヲ改メ相當ノ書面ヲ調製ス檢査前ハ魚類ノ輸出ヲ許サス若シ漁業者ヨリ提出セル明細表ニ掲ケル魚類ノ數量檢査ノ上發覺シタル實量ヨリモ少ナキ時ハ漁業者ノ漁場ニ備置ク明細表ニハ檢査ヲ行ヒタル者ニ於テ檢證トシテ魚類ノ實量及檢査月日ヲ記入スヘシ而シテ漁業者ニ對シテハ布稅ヲ納入スヘキ魚類ノ數量證明書ヲ交付スヘシ
 此證明書ハ漁業者ニ於テ稅額納入ニ際シ漁區監督官ニ提出スルヲ要ス監督官ハ之ト引換ニ布稅納入濟ノ領收證ヲ下附スヘシ

此領收證無之ニ於テハ漁獲物ノ輸出ヲ許サス

第十七條 土民及露國漁業者ニ對シテハ第十四條所示ノ納稅並ニ小仕掛ノ漁業ニ係ル鑿札稅及第十六條所示ノ納稅ニ關シ村役場ノ證明身元確實ナル者ノ保證及別置連帶責任等ノ方法ヲ以テ當季ノ年末迄延期スルコトヲ得
 外國人對シテハ若シ地方駐在當該領事ニ於テ自國漁業者ノ納稅ニ關シ公然保證ヲ爲ストキハ第十六條所示ノ領收證ヲ提出セサルモ魚類ノ輸出ヲ許可スルコトヲ得此場合ニ於テハ終航迄ニ納稅スルヲ要ス

第十八條 漁場各種ノ建物ニ要スル木材ニ對シテハ山林規則ニ規定セル價格ヲ徵收スヘシシテ積及魚油製造ニ要スル薪木代ハ一季容積五十ウエドローニ未滿ノ釜一個ニ付各五留、五十ウエドロー以上ノ釜ハ容量「ウエドロー」毎ニ拾哥ツ、ヲ徵收ス居所及煮物用薪木ニ對シテハ漁場ト船舶トノ別ナク一人ニ付三十哥ヲ徵收ス但シ薪木用

材料ハ主トシテ倒樹立枯木等ヲ下渡スヘキモ若シ無之ニ於テハ低價樹木ヲ以テスヘシ漁場用地所ニ對シテハ「サレジエン」平方ニ付一哥ヲ徵收ス

(ハ) 漁業執行順序

第十九條 規定ノ漁業鑿札ハ常ニ漁場ニ保管シ臨檢官吏ノ要請スル毎ニ之ヲ指示スルヲ要ス

第二十條 營業的ニ魚類ヲ捕獲スルニ就テハ左ノ漁具ヲ使用スルヲ許ス建網(内部ニ種)差網引網及有鈎網不許

第二十一條 鮭漁ニ充テタル場所ニ於テハ網ト網トノ距離ニ露里ヨリ少カルヘカラス鮭漁ニ係ル場所ニ在テハ其距離ニ露里ニ達セサルモ妨ケナシ一漁場ニ於テ一漁具ヨリ多ク實地ニ使用スルヲ許サス又引網ニ就テハ一引揚ケ了ラサル間ハ他ヲ投スルヲ禁ス

第二十二條 鮭族魚類放卵ノ爲メ入込ムヘキ河川ニ在テハ河口前面ハ鎖封セラレタルモノトシ河口ヨリ海岸筋左右各貳露里間及一定ノ所屬海面ニ於テハ一切此種ノ魚類ヲ捕獲スルヲ許サス此間ノ水域ハ漁業區ニ入ラサルモノトス

第二十三條 肥料ノ精ノ製造ハ鮮ニ限リ之ヲ許可ス

第二十四條 第二十六條所示ノ場合ヲ除クノ外、外國船内ニ於テ魚物ノ製造ヲ禁止ス

第二十五條 西南區ノ内豆滿江ヨリ「ボウキ」ト「イ」トノ間ニ於テスル小仕掛ノ漁業ハ本規則第三章ニ規定セル順序ニ依リ漁業鑿札ヲ受クルニ隨ヒ許可スヘク而シテ此鑿札ハ獨リ魚物ニ止マラス同章ニ枚舉セル他ノ漁業ニ對シテモ亦有効ノモノトス

第二十六條 鱈漁及其製造ハ本規則第三、四、及五條ニ掲載スル規定ヲ遵守スルニ於テハ漁船ノ種類ヲ論セスニ布ニ付露人ハ五哥外國人ハ七哥ノ課稅ヲ以テ之ヲ許可スヘシ

右布稅ハ鱈漁ニ從事スヘキ遠洋航海船ノ容積ニ準シ徵收スヘキヲ以テ豫メ相當ノ税金ヲ納入シ鑿札ヲ受ルヲ要

ス若シ又捕獲スル所ノ鱈ヲ陸上借地ニ於テ製造スル時ハ其布税ヲ徵收スヘキ數量ハ漁業終了後現場ニ於テ第十
六條所載ノ規程ニ依リテ之ヲ檢査スヘク此手續ヲ了セサル間ハ輸出ヲ許サズ

第二十七條 魚物ノ廢敗シタルモノハ管ニ食料ニ供スル爲メ製造ヲ禁スルヲミテラズ之ヲ漁場ニ差置クヲ許サズ
居所波止場納屋等ハ總テ清潔ヲ守リ魚物製造後ニ於ケル殘餘汚穢物及廢敗セル魚類ハ居所ヲ離レタル處ニ埋沒
シ水中ニ投棄シ又ハ漁場ニ放棄スヘカラス

第二十八條 漁業者ハ火酒の飲料ノ買捌ヲナスヲ嚴禁ス漁夫及水夫ニ於テ此禁ヲ犯スモノアル時ハ漁業主及船長
ハ右飲料ノ保管者タルヲ以テ之カ責任ヲ負フモノトス

漁業者ハ内外人ノ別ナク漁夫及水夫共ニ一跡漁業ニ従事スル間ハ凡テ地方官ノ命令指揮ニ從ヒ土民ヲ窘蹙シ又ハ
其自家用ノ爲メニスル捕魚ニ對シ妨害ヲ爲スヘカラス若シ漁業者ニシテ現行規則ヲ犯ス者アル時ハ地方官ニ於
テ之ヲ法律ニ問ヒ再犯ニ際シテハ全ク漁業ヲ禁スルノ權アルトス

第二十九條 薩哈哇島ニ於テ漁業ヲ營ム者ハ漁業終了後漁舟渡船其他運漕用具ハ囚徒逃亡ノ虞アルヲ以テ番人ヲ
附セザル限リハ一切海岸ニ遺シ置カサル様注意ヲ要ス

第三十條 薩哈哇島ニ於ケル漁業者ハ無免許ノ居住民及囚徒ヲ漁夫ニ採用スヘカラス若シ此等ノ輩漁場ニ來ル時
ハ速カニ抑留シ最寄村長又ハ看守ニ引渡スヘシ本條ヲ遵守セズ殊ニ又惡徒ノ逃亡ヲ助クルニ於テハ法律上責任
ヲ負フハ勿論速ニ漁業ヲ禁止シ前納税金ハ之ヲ沒收スヘシ

第三十一條 本漁業規則違反ニ對スル處罰ハ漁業看守者ニ於テ之ヲ行ヒ其都度調書ヲ作爲ス

第三十二條 鑑札ニ指示セザル場所若クハ禁制ノ場所ニ於テ漁業ヲ營ム歟又ハ鑑札ノ指示セザル漁業ヲ營ム者ア
ル時ハ漁具及捕獲物ヲ沒收シ而シテ其鑑札ハ効力ヲ失フモノトス

第三十三條 布税ヲ課スヘキ魚物ニシテ漁業看守ノ檢査前ニ輸出スル者アルトキハ漁場借料額三倍ノ科料ニ處
ス

其ニ部輸出ニ對シテモ亦全ジ但シ此場合ニ於テハ殘部魚類ニ對スル布税ハ之ヲ徵收セザルヘシ

第三十四條 追加布税ヲ徵收スヘキ魚物ニシテ第十六條所示ノ領收證ヲ提出セス之ヲ輸出スル者アル時ハ其徵收
スヘキ金額ニ對シ一倍半ノ科料ニ處ス

第三十五條 鮭及鱒ヲ以テハ糟ヲ製造スル者アルトキハ初度ハ五十留ノ罰金ヲ課シ次度ハ同額ノ科料ニ處スルノ
外漁具ヲ沒收ス

第三十六條 網ト網トノ距離ヲ犯スモノアルトキハ其都度貳拾五留ノ罰金ヲ課ス

第三十七條 第廿一條所示ノ漁具ヨリ多ク之ヲ實地ニ使用スルモノアルトキハ餘分ト認ムル漁具ヲ沒收ス

第三十八條 本漁業規則第三條ヲ犯スモノアル時ハ漁場又ハ船中ニ在ル外國漁夫一人ニ付百留宛ノ罰金ヲ課ス

第三十九條 第四條ニ照ラシ漁場ニ定員ノ露國人夫現在セサル時ハ其不足ノ分ニ對シ一人ニ付各百留ノ罰金ヲ課
ス

第四十條 外國人ノ營業ニ係ル漁場ニ於テ通辯無之時ハ其都度貳拾五留ノ科料ニ處ス

第四十一條 漁業看守ニ對シ送届ノ手段ヲ欠ク時ハ其都度貳拾五留ノ罰金ヲ課ス

第四十二條 第二十七條所示衛生法違犯ニ對シテハ法律上ノ處分ノ外別ニ每度五留ノ罰金ヲ課ス

第四十三條 薩哈哇島ニ於テ運漕用具ノ看守ヲ怠ル者アルトキハ五十留ノ罰金ニ處ス

第四十四條 沒收品ハ競買ニ附スルカ又ハ合意ノ買渡ヲ爲ス歟便宜ニ隨フ而シテ其代金ハ國庫ノ收入トス但シ此
等ノ物品ハ買捌迄ノ間相當ノ者ヲシテ之ヲ保管セシム若シ又事情ニ依リ殊ニ遠隔ノ地ニシテ競買又ハ保管ノ途
無之場合ニ於テハ風袋多キモノ及價值少ナキ者ハ諸レヲ棄却シ其都度理由ヲ具シ調書ヲ作ラシム

第二章 鯨獵及其他海中哺乳動物獵
第四十五條 海貓及鰐虎ヲ除クノ外鯨、海馬、海豹其他海産、哺乳動物獵ハ露人露國船ニテ營業スルモノニ對シテハ無稅ニテ之ヲ許可スヘシ外國人ニシテ所領海ニ於テ此種ノ獵ニ從事セントスル者及露國人ニテモ外國船ヲ使用スル者ニ對シテハ國有財産管理所ニ於テ監督ノ行届ク限リ其都度總督ノ認可ヲ經本規則第二十六條所示ノ漁漁ニ關スル稅金徵收ノ上營業ヲ許可スヘシ
第四十六條 鯨獵及其他第四十五條所示ノ獵獵ニ對シ其捕獲物製造ノ爲メ地所貨與ニ就テハ其都度黑龍江沿道總督ノ認可ヲ經之カ爲メ締結スヘキ特別ノ契約ニ依ルモノトス

第三章 昆布、海參、蟹、蝦其他無背骨海産業

第四十七條 昆布、海參、蟹、蝦其他無背骨海産業ハ左ノ規程ニ依リ之ヲ許可ス
第四十八條 以上記載ノ海産業ニ從事セムトスルモノハ所在漁區監督官ニ就キ一定ノ鑑札ト各舟ニ對スル片標ヲ申受ケ規定ノ稅金ヲ納入スヘシ此鑑札ハ常ニ之ヲ所持シ又片標ハ船首右傍ニ打付ケ置クヘシ
第四十九條 地方在住露國人ニシテ人夫ヲ雇ハス自ラ獵ニ從事スル者ニハ無稅鑑札ニテ營業ヲ許可スベシ
第五十條 營業稅ハ漁舟一艘ニ付一季左ノ割合ニ依リ徵收ス
(イ) 平均四十布迄ヲ積載スル小舟ニ對シテ六留
(ロ) 平均八十布迄ヲ積載スル支那船ニ對シテ拾貳留
(ハ) 平均百三十布迄ヲ積載スル日本形船並ニ平均二百布迄ヲ積載スル支那朝鮮形船ニ對シテ二十五留
第五十一條 鑑札期限終リシ後壹ヶ月以内ニ片標及鑑札ヲ返納シ各採獲高ヲ報告スルヲ要ス
第五十二條 規定鑑札稅ノ外別ニ國庫收入トシテ昆布製品一布ニ付露人ニ對シテハ五哥外國人ニ對シテハ七哥ヲ徵收ス

第五十三條 昆布採獲者ノ居所干場及納屋等ニ要スル地所ハ官有地ノ内無料ニテ貸與スヘシ
第五十四條 昆布採獲終了後製品ハ検査及布稅徵收ノ爲メ當該官ノ指定スル場所ニ取纏ムヘシ昆布ノ製法ハ成ルベク丁寧ナルヲ要ス若シ把中ニ廢片砂石等包含スル時ハ調書ヲ作爲シ其分ヲ棄却スヘシ
第五十五條 布稅未納前輸出スル時ハ船中ニ於テ發見シタル高ノ布稅額ニ對シ三倍ノ價格ヲ課スヘシ
第五十六條 舟首ニ片標ヲ打付ケ置カサルヲ發見スル時ハ其都度一留ノ科料ニ處ス
第五十七條 海參ハ潜水器ヲ以テ捕獲スルヲ許サス犯ス者アルトキハ器械及捕獲物ヲ沒收スヘシ
第五十八條 海産業經營ニ際シ本規則施行上ノ疑議及訴願ハ總テ黑龍江沿道國有財産管理所ニ於テ行政處分ヲ以テ諸レヲ處決ス

黑龍江沿道總督府管内海產業假規則(千九百一十一年十一月二十九日 總督代理陸軍中將ヘチフスキー認可)

第一章 總 則

- 第一條 本規則ハ黑龍江沿道總督府管内水域ニ於テ海產業ヲ營ムモノニ適用ス但シ從來特別ノ規則アリ又今後特別ノ規則ヲ設ケラルヘキ場所ハ此限ニアラス
- 第二條 第一條記載ノ水域ニ於テハ行政廳ノ特ニ示シタル場所ニ限り各種大小航海用船舶ヲ以テ又ハ黑龍江沿道國財省支部特許漁場ニ於テ漁業ヲ營ムヲ許スベシ
- 第三條 魚族保護ノ爲メ黑龍江沿道國財省支部ノ意見ニ因リ總督ノ認可ヲ經テ沿岸一定ノ區域ニ於テ一定ノ時期ヲ限リ禁止地ト定メ漁業ヲ禁止スルヲアルヘシ禁止地ハ豫メ告示スヘシ
- 第四條 黑龍江沿道水域漁業ノ權利ハ露國臣民ニ限り與フベシ魚類ノ捕獲製造ニ關シ漁夫トシテ一切露國臣民ヲ使用スヘシ
- 特別ノ命令アルマテハ第五條記載ノ薩哈噠島南部沿岸ニシテ從來外國人ニ漁業ヲ許可シタル水域ニ於テハ當分本條ノ規定ヲ適用セス沿海州南部豆滿江口ヨリ「バウ」ロトスイ「岬」ニ至ル間ニ於テモ同様第二十八條ニ準シ外國臣民ハ小舟ヲ以テ漁業ヲ營ムヲ許ス
- 但シ特別ノ命令アルマテハ漁業者ハ漁類捕獲又ハ製造ニ關シ監督者トシテ當分外國人ヲ使用シ得ヘキモ各漁場三名以下ヲ限ル又鐘詰製造ノ爲メ蒸氣機關其他機關取扱人トシテ外國技工手ヲ使用シ得ヘシ
- 第五條 薩哈噠島沿岸「テルベ」ニ「岬ヨリ」「アニワ」「岬マテ」「アニワ」「岬ヨリ」「クリリオン」「岬マテ」「クリリオン」ヨリ「オロケシ」河口マテノ間ニ於テハ第四條ニ準シ露國臣民又ハ外國臣民ニ漁業ヲ許可シ之レカ爲メ露國又ハ外國漁夫ヲ使用スルヲ許スヘキモ毎年公布漁場區域表ニ掲載セラルヘキ特別規約ニ因テ借區セシメタル漁場ノミニ限ルモノトス(第十一條參照)本條水域内紅魚漁場即チ單ニ鮭魚ノ漁業及製造ヲ營ムヘキ漁場ニ於テハ營

業者ハ露國人タルト外國人タルトノ間ハス漁夫トシテ露國人ノミヲ使用スヘシ但シ第四條但書ニ準シ監督者技
工技手トシテハ外國人ヲ使用シ得ヘシ

但シ外國漁夫使用ヲ許可セラレタル漁場ニハ相當ナル露語通譯ヲ備置クヘシ

第六條 地方異種民、農民團體及農民ニシテ海岸近傍ニ移住シ若クハ今後移住スヘキモノニハ特別命令アルマテ
村落又ハ土着地付近ニシテ差支ナキ海上ニ於テ無税ニテ漁業ヲ營ムヲ許シ捕獲シタル魚類ハ未製造品タルト
製造品タルトノ間ハス販賣スルヲ得ヘシ但シ地方住民自ラ漁業ヲ營ミ漁業又ハ貯藏魚類製造ノ爲メ他ヨリ入込
ミタル漁夫ヲ使用セザル時ニ限ルモノトス

第七條 自用ノ爲メ釣針、鉤、手網及長サ二十「サ」以内ノ網其他小仕掛ノ漁具ヲ用テ漁業スルモノハ無
税タルヘシ

第八條 各地漁業ノ管理及各水域漁業ノ取締ハ地方林務官、各州長官又ハ特派遣セラルヘキ官吏ニ委任シ海産
業規則執行上全般ノ監督及取締ハ國財省支部ニ屬シ支部ハ勤務漁業監督官ニ命シ各水域漁業管理官ノ爲シタル
處分ニ付テハ各地ニ就キ調査セシム

但シ漁場區域及同區域管理官ハ毎年公布スヘキ漁場區域表ニ揭示スヘシ(第十一條參照)

第九條 本規則施行上ニ關スル諸般ノ紛議及訴願ハ行政處分ヲ以テ黑龍江沿道國財省支部ニ於テ裁決ス

第二章 漁場交付手續

第十條 漁場ハ地方住民ノ漁業ニ妨害ナキ場所ニ於テ永年借區又ハ一漁期借區トシテ交付ス

第十一條 毎年國財省支部ハ總督カ認可シタル翌年漁期ニ於テ借區スヘキ漁場區域表ヲ告示スヘシ區域表ニハ左
ノ條項ヲ記載ス(一)各漁場ノ所在地(二)漁業ノ種類(三)借區期限(四)借區最低價格(五)借區者及漁夫ノ國籍ニ關スル條件
(第五條參照)(六)借區特別規約及其他ノ細目

第十三條 前條ニ掲ケタル區域表ニ於テ永年借區ト定メタル漁場ノ官有物貸渡規則ニ據リ競争入札ノ法ヲ以テ交
付シ又ハ一漁期ヲ限リ貸渡スヘキ漁場ハ口頭競争ヲ以テ交付スヘシ競争ノ時日場所ハ豫メ廣告スヘシ

第十三條 漁場區域表ニ掲載ナキ新漁場ニ於テ漁業ヲ營ムトスルモノハ左ノ諸項ヲ記入シタル願書ヲ國財省支
部ニ差出スヘシ(一)出願漁場ノ所在地及其廣サ(二)豫定漁業ノ種類(三)企業上ノ特別條件(四)借區期限(五)借區料額
國財省支部ニ於テ出願漁場ニ貸付スヘキモノト認ムル時ハ總督ノ認可ヲ經テ其旨特ニ告示スヘシ

第十四條 漁業者借區漁場ニ建テタル建築物及漁業用設備ハ新ニ借區セントスル場合ニ當リテ他借區者ニ對シ如
何ナル特權ヲモ與ヘサルモノトス前借區者借區漁場區域表ヨリ除去セラレタルトキハ次回漁期ノ初メマテハ建
築物及ヒ漁業用設備ヲ取拂フカ又ハ相當ノ代價ヲ以テ新借區者ニ讓渡スヘシ讓渡代價ハ新借區者ノ合意ニ因
テ定ムヘシ若シ合意成立セザル時ハ新借區者立會ノ上國財省支部カ定メタル評價ヲ以テ讓渡スヘシ國庫ハ建
築物及漁業用設備ヲ買上クヘキ義務ナキモノトス

第十五條 漁場ヲ借區シタル漁業者ハ漁期ノ初メニ於テ前借區者ニ付屬シタル漁場所在ノ漁業用設備及建築物ヲ
受取リ前條ニ示シタル手續ニ因テ定メタル代價ヲ仕拂フヘシ新借區者ノ間ニ讓渡ニ關シ相互ノ合意成立セズ
代價ノ仕拂ヲ了ラサル時ハ新借區者カ捕獲シタル魚類及右魚類ニテ製造シタル製造物ハ漁場ヨリ輸送スルヲ許
サス

第十六條 漁場ヲ借區シ借區料ヲ仕拂ヒタル者ニハ國財省支部カ定メタル雛形ノ鑑札ヲ下付スヘシ
但シ地方異種民及ヒ露國漁業者ニハ鑑札ヲ下付スルニ當リ相互保證ニ關スル同郷團結ノ請書又ハ確實ナル人
ノ保證ヲ差出ス時ハ此特典ヲ受ケ漁業シタル年末マテ鑑札代ノ納付ヲ猶豫スルヲ得ヘシ

第十七條 借區シタル漁場ヲ他人ニ貸渡サントスル時ハ國財省支部ノ同意ヲ得サルヘカラス
第十八條 漁業上必要ナル木材ハ規定ノ木材定價表ニ準シ賣渡シ競争入札ノ法ヲ用ヒ木材取締法ノ設ナキ地方

第三十條 於テハ毎年鑑定人ヲシテ各漁場需要木材高ヲ定メシメ漁業者ハ其代價ヲ支拂ヒ地方警察署ヨリ木材採伐許可
員數ヲ登記シタル許可書ノ下付ヲ受ケヘシ右ニテ尙不足ナリト認ムル時ハ本條ノ手續ヲ以テ更ニ追加許可書ノ
下付ヲ願出ツヘシ

第三章 漁業手續

第十九條 規定ノ漁業鑑札(第十六條參照)ハ漁場内ニ保管シ置キ漁業監督員ノ請求ニ應シ何時ニテモ差出サ、ル
ヘカラス

第二十條 營業ノ目的ヲ以テ漁業スルモノハ左ノ漁具ヲ使用スヘシ

通常式建網及引網

但シ本條ニ掲ケタル漁具外ノ漁具ヲ使用シ又許可シタル漁具ノ通常形式ヲ變更セントスルニハ其都度國財省
支那ノ許可ヲ受ケ總督ノ認可ヲ經サルヘカラス

第二十一條 建網及引網間ノ距離ハ紅魚漁業ニハ二露里以上タルベク鯨漁業ニハ之ヨリ短縮シ得ヘシ

第二十二條 紅魚漁業ヲ營ムモノハ一漁場内ニ漁具ノ外使用スルヲ得ス又引網ヲ使用スル場合ニハ甲網ヲ引揚ケ
サル間ハ乙網ヲ投スルヲ禁ス

第二十三條 鯨漁業ニハ一漁場内ニ漁具以上使用スルヲ許ス增加漁具鑑札ヲ下付スルニハ毎漁具ニ對スル追加稅
ヲ納付スヘシ追加稅額ハ毎年漁場區域表ニ掲ケヘシ

第二十四條 放卵ノ爲メ紅魚ノ進行スヘキ河口附近ノ水面ニ於テハ漁業ヲ禁ス河口ヨリ岸ニ沿ヒ左右三露里以內
ニ又海中ハ領海境界マテハ總テ紅魚ノ漁業ヲ禁止シ該水面ハ漁場區域表ニ編入セス

第二十五條 鮫、鰯及各種魚類製造ヨリ生シタル排棄物クミヲ以テ製造スヘシ鯨群來ノ時鯨ト共ニ偶然網中ニ
投入スル各種魚類ヲ鮫ニ製スルモ差支ナシ

第三十六條 漁場(ハ鮫製造所ヲ除ク)ニ於テハ腐敗シタル魚類ヲ食料トシテ製造スルガ勿論之ヲ漁場内ニ留メ置
クヘカラス製魚場、陸揚場、倉庫、物置等ハ清潔ヲ主トシ魚類ノ排棄物又ハ腐敗シタル魚類ハ必ス人家ヨリ隔
離シタル地中ニ埋メ決シテ水中ニ投シ又ハ漁場内ニ打棄テ置クヘカラス

第三十七條 本規則發布前永年借區ノ許可ヲ得タル漁業者ハ借區條約ニ明文ヲキ漁業上ノ順序手續ニ關シテハ總
テ本規則ヲ遵奉スヘシ

第四章 航海用船舶使用漁業許可ノ手續

第三十八條 航海用船舶又ハ漁業用小舟ヲ以テ漁業スル者ニハ各漁業水域管理官ノ下付スヘキ特別鑑札ヲ以テ營
業ヲ許可スヘシ(第八條參照)

此種漁業ヲ許可スヘキ漁場鑑札稅其他詳細ナル事項ハ毎年國財省支那ヨリ發布シ總督カ認可シタル漁場區域表
ヲ以テ告示スヘシ(第十二條參照)

第五章 罰則

第三十九條 本規則違犯者ハ漁業監督員其都度一般規定ノ罰書ヲ作り行政手續ヲ以テ處分スヘシ

第三十條 漁業禁止ノ場所(第三條及第二十四條參照)ニ於テ漁業ヲ營ミタル者ハ漁具、船舶及一切ノ漁獲物ヲ沒
收セララルヘシ

第三十一條 漁場區域表及漁業鑑札指定外ノ漁業ヲ營ミ又ハ同指定外ノ場所ニ於テ漁業シタルモノハ漁網及漁獲
物ヲ沒收セララルヘシ

第三十三條 外國漁夫使用ヲ許可セサル漁場ニ於テ之ヲ使用シタルモノハ初犯ハ各外國漁夫一人ニ付百留再犯ハ
之ヲ二倍シ三犯ハ之ヲ三倍シ其外之ニ準シ罰金ニ處スヘシ

第三十三條 外國漁夫使用ヲ許可シタル漁場ニ於テ通辯又漁業監督員ニ對シ必要ナル説明ヲ與ヘ得ヘキ者之レナ
ク

キ時ハ其都度貳拾五留ノ罰金ニ處スヘシ
第三十四條 第六條ニ基キ無税ニテ漁業ヲ營ム地方住民カ他ヨリ入込ミタル漁夫ヲ使用スル時ハ漁夫若シ露國人
ナレバ二人ニ付貳拾五留若シ外國人ナレバ百留ノ罰金ニ處シ再犯ハ二倍三犯ハ三倍以下之ニ準シ罰金ヲ増課ス
ヘシ

第三十五條 借區者借區シタル漁場ヲ黑龍江沿道國財産支部ノ同意ナクシテ他人ニ貸渡タルトキハ其漁場ニ於テ
漁業ヲ禁シ漁場ハ一般ノ規定ニ準シ更ニ競争入札又ハ口頭競争ヲ以テ交付スヘシ

第三十六條 第二十條ニ掲ケタル漁具外ノ漁具ヲ使用シ又ハ認可漁具ノ形式ヲ變更シタルモノハ漁具ヲ沒收セラ
ルヘシ

第三十七條 漁具相互間ノ距離(第二十一條參照)ヲ遵守セザル時ハ其都度二拾五留ノ罰金ニ處スヘシ

第三十八條 紅魚漁業ノ爲メ一漁具以上使用シタルモノハ(第二十二條參照)規定外ノ漁具ヲ沒收セラルヘシ

第三十九條 練漁ノ爲メ鑑札ニ示シタル漁具外ノ漁具ヲ使用シタル者ハ(第二十三條參照)規定外ノ漁具ヲ沒收セ
ラルヘシ

第四十條 紅魚ヲ以テノ柏ヲ製シタルモノハ漁具及ノ柏ヲ沒收シ其他ノ魚類ヲ以テノ柏ヲ製シタルモノハ其都度
二拾五留ノ罰金ニ處スヘシ練群來ノ時練ト共ニ偶然網ニ入ルヘキ魚類ヲ以テノ柏ヲ製スル(第二十五條參照)ハ
差支テキモノトス

第四十二條 第三十六條ニ示シタル衛生規則ヲ犯シタルモノハ其都度三拾五留ノ罰金ニ處スヘシ
第四十三條 沒收品ハ公賣ニ付スルカ又ハ便宜賣拂ヒ其代金ハ國庫ノ收入トス賣拂ノ手續ヲ了ラサル内ハ沒收品
ハ相當ノ者ヲシテ保管セシムヘシ
諸事情ニ依リ特ニ住民所在地隔絶シ沒收品ヲ賣却シ又ハ保管シ能ハサルカ或ハ賣却保管ノ困難ナル場合ニハ風袋

大ニシテ價值少ナキモノハ棄却シ其都度理由ヲ具シ調書ヲ作ルヘシ

第六章 密獵者罰則

第四十三條 許可ナクシテ漁業ヲ營ミタルモノハ法律ニ照ラシ處分スヘシ處分終ラサル内ハ漁具、船舶及漁獲物
ヲ差押ヘ廢敗ノ憂アル漁獲物ハ漁業監督員ノ見込ヲ以テ直ニ公賣ニ付スルカ又ハ便宜之ヲ賣拂フヘシ

番號	漁區ノ名稱	漁區ノ位置	條租 可ス	條件 漁業本區域表附則第四項 下ニ租借ヲ許ス	租借期 漁千九百三年	種漁 業類ノ	金租 額借
一八全	第一號	アコロ河ヨリ東へ三露里	全		全	紅魚	一〇〇
一七全	第二號	アコロ河ヨリ東へ六露里	全		全	紅魚	一〇〇
一六全	第三號	アコロ河ヨリ東へ十露里	全		全	紅魚	一〇〇
一五全	第四號	アコロ河ヨリ東へ十四露里	全		全	紅魚	一〇〇
一四全	第五號	アコロ河ヨリ東へ十七露里	全		全	紅魚	一〇〇
一三全	第六號	アコロ河ヨリ東へ二十一露里	全		全	紅魚	一〇〇
一二全	第七號	アコロ河ヨリ東へ二十四露里	全		全	紅魚	一〇〇
一一全	第八號	アコロ河ヨリ東へ二十七露里	全		全	紅魚	一〇〇
一〇全	第九號	アコロ河ヨリ東へ三十一露里	全		全	紅魚	一〇〇
九全	第十號	アコロ河ヨリ東へ三十四露里	全		全	紅魚	一〇〇
八全	第十一號	アコロ河ヨリ東へ三十七露里	全		全	紅魚	一〇〇
七全	第十二號	アコロ河ヨリ東へ四十一露里	全		全	紅魚	一〇〇
六全	第十三號	アコロ河ヨリ東へ四十四露里	全		全	紅魚	一〇〇
五全	第十四號	アコロ河ヨリ東へ四十七露里	全		全	紅魚	一〇〇
四全	第十五號	アコロ河ヨリ東へ五十一露里	全		全	紅魚	一〇〇
三全	第十六號	アコロ河ヨリ東へ五十四露里	全		全	紅魚	一〇〇
二全	第十七號	アコロ河ヨリ東へ五十七露里	全		全	紅魚	一〇〇
一全	第十八號	アコロ河ヨリ東へ六十一露里	全		全	紅魚	一〇〇

千九百三年貸與スヘキ沿海州及薩哈噠島沿岸漁業區域表
 第一區 沿岸海上ニ於テ漁撈ノ權ヲ有スル地域ヨリ成立スル漁區
 第一 薩哈噠島區
 甲 東海岸區



六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	四九	四八
名	モイレトマリ第二號	モイレトマリ	ルホントマリ	シヨウウンナイ	オンルンヨマナイ	ラソイコチ	フサツサジ	シユマヤ	ホロイナ	レアルイサン	イダグスナイ第二號	マトマナイ	名稱ナシ	ソヨンコタン	フブリボ第一號	レヤチシ
ナシ	第六三通區ヲ距ル二五露里トシテ	「ナイバ」河ヨリ廿二露里	第六二通區ヲ距ル三露里「ナイバ」河ヨリ南へ廿九露里	第六〇通區ヲ距ル二露里	「ナイバ」河ヨリ南へ廿六露里	全河ヨリ南へ十七露里	全河ヨリ南へ十三露里	全河ヨリ南へ十露里	全河ヨリ南へ六露里	「ナイバ」河ヨリ南へ六露里	第五五通區ヲ距ル十露里「マ」河ヨリ北へ二露里	第五四通區ヲ距ル十露里「マ」河ヨリ北へ二露里	第五三通區ヲ距ル十露里「マ」河ヨリ北へ二露里	第五二通區ヲ距ル十露里「マ」河ヨリ北へ二露里	第五一通區ヲ距ル十露里「マ」河ヨリ北へ二露里	「マ」河ヨリ北へ六露里
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇

四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	
ア	ソ	ク	ボ	レ	名	ヤ	ク	チ	イ	カ	モ	アイ	名	名	ト	チ	ハ	ク	ウ	ネ	全	全	イ	全	全	全	全	全	全
カ	イ	マ	ナ	ン	ン	ン	マ	カ	ソ	フ	ハ	ハ	ハ	ハ	エ	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
ラ	ヤ	ル	イ	ケ	ナ	シ	ナ	マ	ウ	コ	コ	カ	シ	シ	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇



Table with columns for numbers (e.g., 九〇, 九一, 九二), names (e.g., 全, サ, ナ), and descriptions (e.g., ムラモル...). Includes a small table at the bottom with numbers 1-5 and characters.

乙「ア」ニ「ワ」海

Table with columns for numbers (e.g., 八四, 八五, 八六), names (e.g., 全, シ, ホ), and descriptions (e.g., 第八三流...). Includes a small table at the bottom with numbers 1-5 and characters.

Table with columns for numbers (e.g., 八三, 八二, 八一), names (e.g., ミ, ナ, フ), and descriptions (e.g., 第六五流...). Includes a small table at the bottom with numbers 1-5 and characters.

二四九	ノ	ボ	ツ	リ	イ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二四八	モ	ゴ	ト	マ	リ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二四七	ラ	イ	ト	マ	リ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二四六	モ	ゴ	ト	マ	リ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二四五	モ	ツ	ナ	イ	ヤ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二四四	ナ	イ	チ	ホ	イ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二四一	オ	イ	ホ	イ	シ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二四〇	名	稱	ナ	シ	シ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二三九	ト	マ	リ	フ	ナ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二三八	ド	カ	ワ	ワ	ワ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二三七	ベ	ス	ト	ロ	ロ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二三六	モ	ン	ゼ	ナ	イ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二三五	ウ	リ	ウ	ム	ム	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二三四	シ	ナ	イ	ホ	イ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二三三	シ	ナ	イ	ホ	イ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二三二	シ	ナ	イ	ホ	イ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二三一	シ	ナ	イ	ホ	イ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二三〇	シ	ナ	イ	ホ	イ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二三九	シ	ナ	イ	ホ	イ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二三八	シ	ナ	イ	ホ	イ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二三七	シ	ナ	イ	ホ	イ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二三六	シ	ナ	イ	ホ	イ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二三五	シ	ナ	イ	ホ	イ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二三四	シ	ナ	イ	ホ	イ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二三三	シ	ナ	イ	ホ	イ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二三二	シ	ナ	イ	ホ	イ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二三一	シ	ナ	イ	ホ	イ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二三〇	シ	ナ	イ	ホ	イ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一
二三九	シ	ナ	イ	ホ	イ	「モゴソ」河	第一四八	三露里	全		全	及紅	一

MT 3.6.8.19 128

二〇五	カ	ト	ム	ス	キ	「カトム」河	第一〇四	六五〇露里	全		全	及紅	一
二〇六	ガ	マ	ト	マ	リ	「カトム」河	第一〇四	六五〇露里	全		全	及紅	一
二〇七	オ	コ	バ	チ	チ	「カトム」河	第一〇四	六五〇露里	全		全	及紅	一
二〇八	ニ	ガ	ン	キ	ナ	「カトム」河	第一〇四	六五〇露里	全		全	及紅	一
二〇九	ペ	ール	イ	カー	メ	「カトム」河	第一〇四	六五〇露里	全		全	及紅	一
二一〇	名	稱	ナ	シ	シ	「カトム」河	第一〇四	六五〇露里	全		全	及紅	一
二一一	オ	ク	イ	レン	カ	「カトム」河	第一〇四	六五〇露里	全		全	及紅	一
二一二	メ	レ	イ	スキ	「カトム」河	第一〇四	六五〇露里	全		全	及紅	一	
二一三	フ	ル	レ	イ	スキ	「カトム」河	第一〇四	六五〇露里	全		全	及紅	一
二一四	フ	タ	ラ	ヤ	「カトム」河	第一〇四	六五〇露里	全		全	及紅	一	
二二〇	全	入	江	ノ	南部	「カトム」河	第一〇四	六五〇露里	全		全	及紅	一
二二二	カ	ラ	ン	チ	ン	「カトム」河	第一〇四	六五〇露里	全		全	及紅	一
二二四	マ	ヤ	チ	ヌ	イ	「カトム」河	第一〇四	六五〇露里	全		全	及紅	一
二二七	グ	バ	グ	ベ	ベ	「カトム」河	第一〇四	六五〇露里	全		全	及紅	一
二二八	名	稱	ナ	シ	シ	「カトム」河	第一〇四	六五〇露里	全		全	及紅	一
二三九	ラ	シ	ラ	シ	ラ	「カトム」河	第一〇四	六五〇露里	全		全	及紅	一

MT 3.6.8.19 127

九〇	九〇	八八	八七	八六	八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七四	七三	七二	七一	七〇	六九
モシラ、ボ	トナキ	トナキ	トナキ	トナキ	トナキ	トナキ	トナキ	トナキ	トナキ	トナキ	トナキ	トナキ	トナキ	トナキ	トナキ	トナキ	トナキ	トナキ	トナキ	トナキ	トナキ
第一八八流区ナ距ル一露里	第一八八流区ナ距ル一露里	第一八七流区ナ距ル一露里	第一八六流区ナ距ル二露里	第一八五流区ナ距ル一露里	第一八四流区ナ距ル二露里	第一八三流区ナ距ル一露里	第一八二流区ナ距ル二露里	第一八一流区ナ距ル一露里	第一八〇流区ナ距ル一露里	第一七九流区ナ距ル一露里	第一七八流区ナ距ル一露里	第一七七流区ナ距ル一露里	第一七六流区ナ距ル二露里	第一七五流区ナ距ル一露里	第一七四流区ナ距ル二露里	第一七三流区ナ距ル一露里	第一七二流区ナ距ル二露里	第一七一流区ナ距ル一露里	第一七〇流区ナ距ル二露里	第一六九流区ナ距ル一露里	第一六八流区ナ距ル二露里
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
及紅	及紅	及紅	及紅	及紅	及紅	及紅	及紅	及紅	及紅	及紅	及紅	及紅	及紅	及紅	及紅	及紅	及紅	及紅	及紅	及紅	及紅
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

MT 3.6.8.19 130

一五六	一五七	一五八	一五九	一六〇	一六一	一六二	一六三	一六四	一六五	一六六	一六七	一六八
シラマシ第一號	全 第二號	ベスト マナイ	ソイ	グインデス	モシラルシナイ	シブシナイ	ウイ	ナイブ(ナイボロ)	ケスシナイ	トコ	トコ	トコ
第一四九流区ナ距ル二露里	第一五〇流区ナ距ル二露里	第一五一〇流区ナ距ル二露里	第一五二流区ナ距ル二露里	第一五三流区ナ距ル二露里	第一五四流区ナ距ル二露里	第一五五流区ナ距ル二露里	第一五六流区ナ距ル二露里	第一五七流区ナ距ル二露里	第一五八流区ナ距ル二露里	第一五九流区ナ距ル二露里	第一六〇流区ナ距ル二露里	第一六一流区ナ距ル二露里
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
及紅	及紅	及紅	及紅	及紅	及紅	及紅	及紅	及紅	及紅	及紅	及紅	及紅
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

MT 3.6.8.19 129

丙西海岸

一八	「ボクニ」河ノ右岸河口ナリ 北緯四十六度三十分二分ノ	全	千九百一十一年十一月廿九日認可第五條基ク(本區域表附)	漁千九百一十三年間	紅魚	1000
一九	「ボクニ」河ノ左岸河口ナリ 北緯四十六度四十分ノ	全	同前	同前	同前	1000
二〇	「ボクニ」河ノ右岸河口ナリ 北緯四十六度五十分ノ	全	同前	同前	同前	1000

第三 沿海州北方區
堪察加半島西海岸

一	「ボクニ」河ノ右岸河口ナリ 北緯四十六度三十分二分ノ	全	千九百一十一年十一月廿九日認可第五條基ク(本區域表附)	漁千九百一十三年間	紅魚	1000
二	「ボクニ」河ノ左岸河口ナリ 北緯四十六度四十分ノ	全	同前	同前	同前	1000
三	「ボクニ」河ノ右岸河口ナリ 北緯四十六度五十分ノ	全	同前	同前	同前	1000
四	「ボクニ」河ノ左岸河口ナリ 北緯四十六度五十分ノ	全	同前	同前	同前	1000
五	「ボクニ」河ノ右岸河口ナリ 北緯四十六度五十分ノ	全	同前	同前	同前	1000
六	「ボクニ」河ノ左岸河口ナリ 北緯四十六度五十分ノ	全	同前	同前	同前	1000
七	「ボクニ」河ノ右岸河口ナリ 北緯四十六度五十分ノ	全	同前	同前	同前	1000

堪察加半島東海岸

八	「ウイリ」河ノ河口ナリ 北緯四十六度五十分ノ	全	千九百一十一年十一月廿九日認可第五條基ク(本區域表附)	漁千九百一十三年間	紅魚	1000
---	---------------------------	---	-----------------------------	-----------	----	------

第二章 漁業ヲ營ムコトヲ得ス唯ニ製魚場建設ニ供スル地域ヨリ成立スル製魚區
第一 薩哈連島區

番號區	漁區ノ名稱及ヒ位置	地域ノ延長	租借條件	租借期	金租額
二四五	「スイ」河ノ東岸「スイ」河ノ河口ナリ 北緯四十六度五十分ノ	地域ノ延長ハ海岸線百露間以下面積 二「アシヤチン」以下	千九百一十一年十一月廿九日認可第五條基ク(本區域表附)第十條ニ示ス條件ヲ以テ交付ス	六ケ年	1000
二四六	「スイ」河ノ東岸「スイ」河ノ河口ナリ 北緯四十六度五十分ノ	地域ノ延長ハ海岸線百露間以下面積 二「アシヤチン」以下	同前	同前	同前

第三 沿海州北方區

九	「ボクニ」河ノ右岸河口ナリ 北緯四十六度三十分二分ノ	全	千九百一十一年十一月廿九日認可第五條基ク(本區域表附)	漁千九百一十三年間	紅魚	1000
一〇	「ボクニ」河ノ左岸河口ナリ 北緯四十六度四十分ノ	全	同前	同前	同前	1000

附 則

第一項 本區域表第一章ニ指示セル各漁區ノ租借者ハ千九百一十一年十一月廿九日認可黑龍江沿道總督府管下ノ領海ニ於ケル漁業規則第廿一條、第廿二條、第廿三條及第廿四條ニ規定セル範圍ヲ以テ海岸水域ニ於ケル漁撈權ト共ニ其沿岸官有空地ニ於テ漁業用建築物及營業上必要ナル地所(「アシヤチン」以內)ヲ租借ルスト
得
第二項 本區域表第二章ニ指示セル製魚區租借者ハ其地區ニ接スル沿岸地域ニ於テ漁撈ノ權利ヲ有セス唯タ買収シタル魚類ノ製造ヲ爲スヲ得

第三項 製魚ヲ爲シ得ル處ハ其魚類地方住民ヨリ買取シタルモノナリト雖モ本區域表ニ規定シタル地區ニ限ル但シ本附則第十二項ニ規定セル場所ヲ除ク

第四項 薩哈噠島漁業區即チ第一號ヨリ第六十二號迄、第六十三號ヨリ第六十五號迄、第六十六號ヨリ第百廿二號迄、第百廿三號、第百廿四號迄、第百廿五號ヨリ第百三十七號迄、第百三十八號ヨリ第百四十號迄、第百四十一號ヨリ第百九十號、第百九十一號、第百九十二號迄、第百九十三號ヨリ第百九十九號迄及第百九十九號ヨリ第百廿四號迄ハ千九百二十三年漁業期間無競争ニテ前租借者ニ貸與シ千九百二十三年ト均シキ條件ニ由リ漁業ヲ營ムヲ許ス即チ外國勞働夫ヲ僱使スルヲ許シ及ヒ本區域表ニ規定セル租借料ノ外捕獲魚類ニ布毎ニ對シ五哥宛ノ布稅ヲ徵收スルモノトス

第五項 薩哈噠島漁業區即チ第六十二號イ、第六十五號イ、第一二二號イ、第一二四號イ、第一三七號イ、第一四〇號イ、第一九〇號イ、第一九一號イ、第一九二號イ、第一九三號イ、第一九四號イ、第二〇一號イ、第二二四號イ、第二三四號イ、及第二三五號ヨリ第二四六號迄并ニ本區域表ニ指示スル沿海州西南漁區及北方漁區ハ總テ口頭競争ニ依リ露國臣民ニノミ貸與シ千九百二十一年十一月廿九日認可黑龍江沿道總督府管下ノ領海ニ於ケル漁業假規則ニ基キ漁業ヲ營マシム而シテ右租借者ハ漁撈及製魚ノ爲メ露國臣民ニ限リ勞働夫ヲ僱使セザルヘカラス但シ前記假規則第四條但書ニ基キ外國傳授者ハ此ノ限ニアラス

第六項 漁業假規則第二十三條ニ基キ鯨漁ハ一漁區ニ於ケル規定外ノ漁具ニ對シ建網ハ一投ニ付百留引網ハ一投ニ付五拾留ヲ追徴ス

第七項 各地ニ於ケル漁業ノ管理ハ薩哈噠島各區ニ於テハ同島農業經濟監督官、沿海州西南區即チ豆滿江ヨリ「ラザレフ」岬ニ至ルノ間ハ各林區ノ林務官、同州北方區ハ其地ノ各郡長ニ委任ス

第八項 薩哈噠島漁業區即チ第一號ヨリ第二四號迄及第二三七號ヨリ第二四六號迄ノ漁區貸與薩島哥爾薩港

ニ於テ農業經濟監督官之ヲ舉行ス即チ漁區第六二號イ、第六五號イ、第一二二號イ、第一二四號イ、第一三七號イ、第一四〇號イ、第一九〇號イ、第一九一號イ、第一九二號イ、第一九三號イ、第一九四號イ、第二〇一號イ、第二二四號イ、第二三四號イ、及第二三五號ヨリ千九百二十三年二月廿七日并ニ第二三七號ヨリ第三四四號迄及第二四六號ノ號賣ハ千九百二十三年五月十九日舉行ス薩哈噠島漁區第二二五號ヨリ第三三六號迄ノ號賣ハ千九百二十三年二月十二日「アレクサ」ド「ロ」フ「ス」ニ地方警察署ニ於テ舉行ス

沿海州西南及北方漁區貸與ハ千九百二十三年二月八日右浦湖斯德沿海州林務監督官事務所ニ於テ舉行ス指定ノ期日ニ於テ貸與セザリシ漁區ハ各地漁業管理官ヨリ隨意貸渡ノ方法ニ依リ本區域表ニ指示スル金額ヨリ少カラサル租借料ヲ以テ并ニ同表ニ規定セル總テノ條件ニ基キ之ヲ貸與スルコトヲ得

第九項 露國政府ノ認可セザル組合社ノ社員タル外國臣民ハ租借者トシテ漁業ヲ營ミ若シクハ勞働夫或ハ番頭トシテ漁業ニ從事スルヲ得ス

第十項 海行船舶及小漁船ヲ以テ營ム「トコロ」ノ漁業ハ沿海州南部即チ豆滿江ヨリ「パ」ロ「ト」ヌ「イ」岬ニ至ルノ間ハ千九百二十一年漁業假規則第四條及第廿八條ニ基キ之ヲ許可ス而シテ一年間漁業鑑札料トシテ左ノ金額ヲ徵收ス

- 一、平均容積四十布以内ノ小船 六 留
 - 二、平均容積八十布以内ノ支那形小船 十二 留
 - 三、平均容積百三十布以内ノ日本形小船并ニ平均容積二百布以内 廿五 留
- 右ニ對シ交付シタル鑑札ヲ有スル漁業者ハ同時ニ昆布、海參、蝦、蟹其他海産無脊椎動物ノ捕獲ニ從事スル權利ヲ有スルモノトス

第十二項 船捕獲ノ漁業鑑札料ハ漁船容積一布ニ付五哥宛徵收ス

第十三項 沿海州海岸「オリニ」ト「ルスキ」ト「岬」(堪察加半島東岸)ヨリ北方白令海及北氷洋迄并ニ「オホトスク」海

西北岸「ボドカイルナヤ」河口(堪察加半島)ヨリ「アヤン」港ニ至ル迄ノ間ハ露國臣民ニ「ミ」漁獵及哺乳獸ヲ無

料ニテ營ムコトヲ許可ス但シ露國労働夫ヲ僱使シ露國ノ國旗ヲ掲ケ且ツ露國臣民ノ乗組員ヲ有スル船舶ヲ以テ

セサルヘカラス而シテ尙ホ左ノ條件ヲ遵守スヘシ

一、地方住民ノ所有ニ屬スル漁區ヲ侵スコトヲ禁止ス

二、地方住民ノ既ニ營ムル場所ニ於テ海獸獵ヲ禁止ス

三、河川内及河口ヲ距ルニ露里以内ノ海面ニ於テ捕魚ヲ營ムヲ禁止ス

漁業開始前漁業者ハ國有財産事務局若シクハ各地方漁業管理官ニ就キ捕魚若クハ海獸獵ニ對スル許可證明書

ヲ受ケサルヘカラス右證明書ニハ漁業者ノ漁業ヲ營マント欲スル場所ヲ多少定メ記載スヘシ

五、許可證明書ニ記載セル場所ニ於テ漁業ヲ營ムニハ何人ニモ特別ナル權利ヲ附與セラル、コトナシ若シ同一

ノ場所ニ於テ漁業ヲ營マントスルモノ數名現出シタル場合ニハ先着ノ者漁網ヲ容ル、地所ヲ撰定スル權利ヲ

有シ且ツ全漁業間之ヲ使用シ并ニ漁船緊留等ノ爲メ沿岸ノ地區ヲ使用スルヲ得

六、漁季終結ノ上各漁業者ハ漁業ヲ營ムシ場所及其結果成績ニ就キ國有財産事務局ハ届出ツヘシ

七、河川及河口ニ對スル水域ニ於テ漁業ヲ營ミタル犯罪者ハ總テ捕獲シタル魚類ヲ沒收セラルベシ

八、千九百二十一年十一月廿九日認可ノ假規則第四條ニ基キ許可セル三名ノ外國傳授者ヲ除クノ外漁場或ハ船舶ニ

於ケル各外國労働夫若クハ各水夫ニ對シテハ右規則第三十二條ニ指定セル罰金ヲ課ス

九、漁業ヲ營ムニ際シ各漁業者ハ現行諸規則ヲ遵守セサルヘカラス之ヲ犯ス者ハ右規則ニ依リ處罰セラルベシ

十、地方住民ノ所有ニ屬スル地域ニ於テ漁業ヲ營ム若シクハ許可證明書ヲ所持セサルモノ或ハ外國ノ國旗ヲ掲

クル船舶ヲ以テ漁業ヲ營ミタル各犯罪者ニ對シテハ千九百二十二年六月十二日公布ノ法律ニ於ケル密獵者ト同認

シ同法ニ基キ罰金ヲ課ス

第十四項 薩哈陸島漁業區第二四五號ノ租借期限ヲ六ヶ年トシ左ノ條件ヲ以テ貸與ス

一、漁區ハ本區域表ニ基キ貸與ス地區境界ハ實地ニ就キ租借者ト協議ノ上決定シ而シテ境界標ヲ建ツヘシ

二、租借地區ニ於テ租借者ハ漁業用各種ノ建築物ヲ營ミ及ヒ漁業ニ要スル施設物ヲ構造又ハ設計スルヲ得但シ

現存ノ道路ヲ遮斷スルカ若シクハ行政ニ於テ新道路開設ヲ必要ト認メタル場合ニ妨害ヲ與ル如キコトアルヘ

カラス

三、漁業ヲ營ムニ際シ租借者ハ黒龍江沿道總督府管下ノ領海ニ於ケル漁業ニ關スル現行并ニ將來制定セラルヘ

キ諸規則ヲ遵守セサルヘカラス然カラサレハ本則規定ノ處罰ヲ受ルモノトス

四、租借者ハ漁業ヲ營ム爲メ労働夫トシテ露國臣民ノミヲ僱使スル義務ヲ有ス尤モ製魚ノ爲メ外國傳授者ヲ僱

使スルヲ許スト雖モ每漁區二名ヲ超過スヘカラス又機械運用ノ爲メ外國機關師及鑄造製造ノ爲メ外國職工ヲ

使用スルコトヲ得ヘシ右規定ニ違反シタル租借者ニ對シテハ許可セサル各労働夫一名ニ付初犯ニハ百留宛ノ

罰金ヲ課シ再犯ニハ右罰金ノ二倍三犯ハ三倍其以上ハ逐次罰金ヲ増加ス

漁場ニ於ケル支配ハ常ニ露國臣民之ヲ司ラサルヘカラス

一四〇
違反シタル租借者ハ初犯ニハ助手醫ニ對スル分五百留醫師ニ對スル分千留ノ罰金ヲ課セラルヘシ以上ノ犯則
六、對シテハ罰金二倍セラル、モトモトス
七、租借シタル漁區ヲ他人ニ讓與セントスルハ黑龍江沿道國有財産事務局ノ承認ヲ經テ後初メテ許可セラル
八、租借シタル漁區ノ規定ヲ犯スモノ若クハ漁業ノ支配ヲ外國人ニ委託スルモノハ漁區ヲ官沒シ尙ホ右ニ依リ生シタ
ル國庫ノ損失ヲ租借者ヨリ徵收スルモノトス
九、事業擴張ノ爲メ共同者ヲ加入セシムルハ禁止スルモトコロニ非ス但シ黑龍江沿道國有財産事務局へ届出ツルヲ
要ス

八、漁業ニ要スル各種木材ニ對シ租借者ハ現行價格表ニ基キ國庫ニ支拂ハサルヘカラス(但シ外國ヨリ輸入セ
ル木材ヲ除ク)而シテ租借者ハ木材伐採準備ノ爲メ制規ノ許可書若クハ鑑札ヲ受クルヲ要ス
九、租借者ハ漁區ノ租借期限經過後次回漁季節ノ當初迄ニ同人ノ建設ニ係ル諸營造物及漁業施設物ヲ新租借者
ニ讓與セサルヘカラス此報酬ノ金額ハ新舊租借相互ノ合意ニ依リ之ヲ定メシム若シ相互ノ示談調ハサルトキ
ハ國有財産事務局ノ命令ニ依リ舉行スル評價法ニ基キ新舊租借者トモ其評價ニ參與シ之ヲ定ム事務局ノ評價
ハ最終ノ決定トス而シテ其漁區ニ施設シタル溝渠、井戸、堤防、橋梁及其他開拓ヲ施シタルモノ一切ニ對シ
租借者ハ無報酬ヲ以テ國庫ニ交付スヘキ義務ヲ有スルモノトス
十、漁區ノ租借契約期限經過シ次回ノ漁季節ニ之ヲ新ニ租借スルモノアラサルトキハ前租借者ハ其漁區ニ有ス
ル營造物及漁業用施設物ヲ六ヶ月間内ニ取片付ケサルヘカラス右期限經過シタル時ハ營造及施設物トモ無報
酬ニテ國庫ノ所有ニ歸スルモノトス
十一、租借者ハ租借期間中自己所有若クハ雇入レ船舶ニシテ順路航行スル場合ニハ漁業監督官ヲ無賃便乘セ
シ且ツ右官吏ニ必要ナル食料品ヲ賣渡スヘシ尤モ價格ハ浦潮斯德ニ於ケル價格ヨリ二割ヲ超過スヘカラス

十二、本條件ニ基ク租借契約ハ租借者ニ對シ租借許可ヲ通知セル日ヨリ一ヶ月以内ニ署名締結セサルヘカラス
然ラサルハ租借權利ヲ棄却シタルモノト見做シ競買加入ノ際納付シタル擔保金ヲ國庫ニ沒收シ漁區ハ一般制
規ニ基キ更ニ競買ニ附スヘシ契約締結ニ要スル費用ハ租借者ノ支辨トス
十三、租借者ハ漁區租借料ヲ國有財産事務局地方事務徵收官ニ差出シ若クハ半年毎同割合ノ金額ヲ以テ國庫
へ前納スヘシ而シテ千九百三年前半年期ニ對スル租借料ハ契約締結ノ際納入スヘキモノトス拂込ヲ遅延シタル
時ハ租借者ニ對シ期限經過ノ金額ニ應ジ一ヶ月ニ付一分(1%)ノ科料及罰金ヲ課ス又引續キ二回拂込ヲ爲サ
サルトキハ租借者ヨリ漁區ヲ取上ケ尙ホ右ニ依リ生シタル國庫ノ損失ヲ償ハシム
十四、契約條件履行ノ爲メ租借者ハ擔保トシテ競買加入ノ際租借料一ヶ年分ヲ納入スヘシ而シテ擔保ハ貨幣及
債券ノ外不動産并ニ現行法律ニ基ク擔保ヲモ受理ス
十五、本條件ニ基キ租借者ニ對シ罰金ヲ課シタル場合ニハ先ツ裏ニ納入シタル擔保金若クハ之ニ代ルヘキ納入
擔保ヲ以テ之ヲ支辨シ尙ホ不足ヲ告ルトキハ租借者ノ財産ヲ押收スヘシ處罰施行ハ行政處分ニ據リ行ヒ司法
上ノ審理ヲ以テセス且ツ同處分ニ據リ本條件ニ基キ漁區取上ケヨリ生シタル國庫ノ損失ハ賠償ヲ命スルモノ
トス
十六、競買ハ千九百三年五月十七日薩哈噠島哥爾薩港地方警察署ニ於テ農業經濟監督官之ヲ舉行ス而シテ再競
買ヲ許サス口頭競争ヲ以テス但シ入札モ許可スルモノトス
若シ前記ノ漁區ニシテ右競買ニ依リ租借スルモノ非ラサル場合ニハ千九百三年五月十九日薩哈噠島東北岸各
漁區ノ競買ト同時ニ口頭競争ヲ以テ千九百三年一夏季間貸與トシテ更ニ競買ニ付スヘシ

國有財産事務局長 ウエデンスキト記名
漁業監督官 エヌ、ダマーシナフ記名

番號	漁業區名	地 域	延 長	捕魚ニ使用シ得ヘキ漁具及 投網場所	特 別 租 借 條 件	租 借 期 限	評 租 價 格
イ	「イシロイナヒ」 「ワカール」	千九百二年スバル川 沿岸延長五〇「サ」 以内面積一「サ」 千九百二年シラカ 川沿岸延長五〇「サ」 以内面積一「サ」	日本式建網「ワカール」 對シ重ナル水路左方	租借者ハ捕魚及製魚ノ爲メ 労働者トシテ露國臣民ノミ ヲ僱使スル義務アリトス	六 年 間	五 〇〇 〇〇	
ロ	「カミヤ」 「ニレミ」 「カサ」	千九百二年セトウ川 沿岸延長五〇「サ」 以内面積一「サ」 千九百二年「カサ」 川沿岸延長五〇「サ」 以内面積一「サ」	日本式建網「カミヤ」 對シ重ナル水路左方	租借者ハ捕魚及製魚ノ爲メ 労働者トシテ露國臣民ノミ ヲ僱使スル義務アリトス	全 年 間	一 〇〇 〇〇	
ハ	「カサ」 「カサ」	千九百二年「カサ」 川沿岸延長五〇「サ」 以内面積一「サ」	日本式建網「カサ」 對シ重ナル水路左方	租借者ハ捕魚及製魚ノ爲メ 労働者トシテ露國臣民ノミ ヲ僱使スル義務アリトス	全 年 間	一 〇〇 〇〇	
ニ	「カサ」 「カサ」	千九百二年「カサ」 川沿岸延長五〇「サ」 以内面積一「サ」	日本式建網「カサ」 對シ重ナル水路左方	租借者ハ捕魚及製魚ノ爲メ 労働者トシテ露國臣民ノミ ヲ僱使スル義務アリトス	全 年 間	一 〇〇 〇〇	
ホ	「カサ」 「カサ」	千九百二年「カサ」 川沿岸延長五〇「サ」 以内面積一「サ」	日本式建網「カサ」 對シ重ナル水路左方	租借者ハ捕魚及製魚ノ爲メ 労働者トシテ露國臣民ノミ ヲ僱使スル義務アリトス	全 年 間	一 〇〇 〇〇	
ヘ	「メ」 「メ」	千九百二年「メ」 川沿岸延長五〇「サ」 以内面積一「サ」	日本式建網「メ」 對シ重ナル水路左方	租借者ハ捕魚及製魚ノ爲メ 労働者トシテ露國臣民ノミ ヲ僱使スル義務アリトス	全 年 間	一 〇〇 〇〇	
ト	「メ」 「メ」	千九百二年「メ」 川沿岸延長五〇「サ」 以内面積一「サ」	日本式建網「メ」 對シ重ナル水路左方	租借者ハ捕魚及製魚ノ爲メ 労働者トシテ露國臣民ノミ ヲ僱使スル義務アリトス	全 年 間	一 〇〇 〇〇	

(ロ) 黒龍江右岸

(イ) 黒龍江左岸

千九百三年度「ニコライエフスク」區漁業區域表(千九百二年十一月十一日認可黑龍
 甲 沿岸水域ニ於テ漁業ヲ營ミ得ヘキ地域ヨリ成立スル漁區

千九百三年度「ニコライエフスク」區漁業區域表(千九百二年十一月十一日認可黑龍
 甲 沿岸水域ニ於テ漁業ヲ營ミ得ヘキ地域ヨリ成立スル漁區

レ	ソ	ツ	チ	ナ	ラ	ム	ウ	井
「アシー」島南岸	「アブド」村ノ上流附近約三露里	「エレメイ」島東端	「エレメイ」島西端	「エレメイ」島西端	「エレメイ」島西端	「エレメイ」島西端	「エレメイ」島西端	「エレメイ」島西端
千九百二十年三月三十一日現在	千九百二十年三月三十一日現在	千九百二十年三月三十一日現在	千九百二十年三月三十一日現在	千九百二十年三月三十一日現在	千九百二十年三月三十一日現在	千九百二十年三月三十一日現在	千九百二十年三月三十一日現在	千九百二十年三月三十一日現在
全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全
千九百二十年三月三十一日現在	千九百二十年三月三十一日現在	千九百二十年三月三十一日現在	千九百二十年三月三十一日現在	千九百二十年三月三十一日現在	千九百二十年三月三十一日現在	千九百二十年三月三十一日現在	千九百二十年三月三十一日現在	千九百二十年三月三十一日現在
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

MT. 3.5.8.19 145

チ	チ	リ	ス	ル
「アブド」村ノ上流附近	「アブド」村ノ上流附近	「アブド」村ノ上流附近	「アブド」村ノ上流附近	「アブド」村ノ上流附近
千九百二十年三月三十一日現在	千九百二十年三月三十一日現在	千九百二十年三月三十一日現在	千九百二十年三月三十一日現在	千九百二十年三月三十一日現在
全	全	全	全	全
全	全	全	全	全
千九百二十年三月三十一日現在	千九百二十年三月三十一日現在	千九百二十年三月三十一日現在	千九百二十年三月三十一日現在	千九百二十年三月三十一日現在
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

MT 3.5.8.19 144

一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	八	八
「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里
千九百二十年	千九百二十年	千九百二十年	千九百二十年	千九百二十年	千九百二十年	千九百二十年	千九百二十年	千九百二十年	千九百二十年	千九百二十年	千九百二十年
租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ
一年間	一年間	一年間	一年間	一年間	一年間	一年間	一年間	一年間	一年間	一年間	一年間
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

MT 3.5.8.19 147

一七	一六	一三	一二	一一	一〇	九	八	八	八
「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里
千九百二十年	千九百二十年	千九百二十年	千九百二十年	千九百二十年	千九百二十年	千九百二十年	千九百二十年	千九百二十年	千九百二十年
租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ
一年間	一年間	一年間	一年間	一年間	一年間	一年間	一年間	一年間	一年間
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

MT 3.5.8.19

一〇	九	八	七	六	五	四	三
「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里	「トウワシ」川河口上流約二里
千九百二十年	千九百二十年	千九百二十年	千九百二十年	千九百二十年	千九百二十年	千九百二十年	千九百二十年
租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ	租借者ハ労働者トシテ義務アリ
一年間	一年間	一年間	一年間	一年間	一年間	一年間	一年間
100	100	100	100	100	100	100	100

146

五七	五六	五六	五二	四九	四七	四五	四四	四四	四三
第九六號燈橋附近	里ノ上流凡ソ二露	凡ソ二露里	ニ對ス	「イノ」	「イノ」	「イノ」	「イノ」	「イノ」	「イノ」
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
一四九									
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

MT 3.5.8.19 021149

第二「ニコラエフスク」市上流

四三	四二	四一	四〇	三九
岸ノ左	「イノ」	「イノ」	「イノ」	「イノ」
全	全	全	全	全
全	全	全	全	全
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

三五	三二	三一	三〇	二九	二八
カ	「イノ」	「イノ」	「イノ」	「イノ」	「イノ」
全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

MT 3.5.8.19 021148

三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四
「ツアルケ」	「ツアルケ」	「ツアルケ」	「ツアルケ」	「ツアルケ」	「ツアルケ」	「ツアルケ」	「ツアルケ」	「ツアルケ」	「ツアルケ」
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

3-1776

0362

番	漁	及	流	名	地	延	長	特	租	借	條	期	限	許	租	價
1	漁	流	流	位	域	長	特	租	借	條	期	限	許	租	價	
七六	黒龍江右岸	流	流	位	域	長	特	租	借	條	期	限 <td>許</td> <td>租</td> <td>價</td>	許	租	價	
七九	黒龍江右岸	流	流	位	域	長	特	租	借	條	期	限 <td>許</td> <td>租</td> <td>價</td>	許	租	價	
八〇	黒龍江右岸	流	流	位	域	長	特	租	借	條	期	限 <td>許</td> <td>租</td> <td>價</td>	許	租	價	
八一	黒龍江右岸	流	流	位	域	長	特	租	借	條	期	限 <td>許</td> <td>租</td> <td>價</td>	許	租	價	
八二	黒龍江右岸	流	流	位	域	長	特	租	借	條	期	限 <td>許</td> <td>租</td> <td>價</td>	許	租	價	
八三	黒龍江左岸	流	流	位	域	長	特	租	借	條	期	限 <td>許</td> <td>租</td> <td>價</td>	許	租	價	
八四	黒龍江左岸	流	流	位	域	長	特	租	借	條	期	限 <td>許</td> <td>租</td> <td>價</td>	許	租	價	
八五	黒龍江左岸	流	流	位	域	長	特	租	借	條	期	限 <td>許</td> <td>租</td> <td>價</td>	許	租	價	
八六	黒龍江左岸	流	流	位	域	長	特	租	借	條	期	限 <td>許</td> <td>租</td> <td>價</td>	許	租	價	

(甲) 千九百三年貸與スヘキマリインスク區漁場區域表
漁業用建築ノタメ地區ノ附屬シタル引網場

MT 3.6.8.19 151

七五	黒龍江左岸	流	流	位	域	長	特	租	借	條	期	限 <td>許</td> <td>租</td> <td>價</td>	許	租	價
七四	黒龍江左岸	流	流	位	域	長	特	租	借	條	期	限 <td>許</td> <td>租</td> <td>價</td>	許	租	價
七三	黒龍江左岸	流	流	位	域	長	特	租	借	條	期	限 <td>許</td> <td>租</td> <td>價</td>	許	租	價
七二	黒龍江左岸	流	流	位	域	長	特	租	借	條	期	限 <td>許</td> <td>租</td> <td>價</td>	許	租	價
六九	黒龍江左岸	流	流	位	域	長	特	租	借	條	期	限 <td>許</td> <td>租</td> <td>價</td>	許	租	價
六七	黒龍江左岸	流	流	位	域	長	特	租	借	條	期	限 <td>許</td> <td>租</td> <td>價</td>	許	租	價
六六	黒龍江左岸	流	流	位	域	長	特	租	借	條	期	限 <td>許</td> <td>租</td> <td>價</td>	許	租	價
六五	黒龍江左岸	流	流	位	域	長	特	租	借	條	期	限 <td>許</td> <td>租</td> <td>價</td>	許	租	價
六三	黒龍江左岸	流	流	位	域	長	特	租	借	條	期	限 <td>許</td> <td>租</td> <td>價</td>	許	租	價
六二	黒龍江左岸	流	流	位	域	長	特	租	借	條	期	限 <td>許</td> <td>租</td> <td>價</td>	許	租	價
六〇	黒龍江左岸	流	流	位	域	長	特	租	借	條	期	限 <td>許</td> <td>租</td> <td>價</td>	許	租	價

MT 3.6.8.19 150

第一條 千九百年十一月三日認可ノ黑龍江下流漁業假規則第十三條ニ依リ區域表記載外ノ漁區ニ於テ漁業(漁標及製魚)ヲ營ムヲ禁シ且ツ違犯者ハ密獵ト認メ規則第三十三條ニ準シ罰金ニ處セラルヘシ右漁區ニ於テ漁業ヲ營マントスル者ハ規則第十七條ニ準シ特ニ願書ヲ差出スヘシ

第二條 建物附屬ノ地區ヲ借區シタル者ハ前借區者ニ建物代ヲ支拂ハサルヘカラス

第三條 區域表ニ於テ漁夫トシテ露國臣民ヲ使用スヘキ旨規定シタル漁區ニ於テ製魚ノタメ外國漁夫ヲ使用シタルトキハ借區者ハ規則第二條違反者ニ均シク第三十四條ニ準シ罰金ニ處セラルヘシ但シ罐詰製造場ニ於テ蒸氣

附 則

九	「ツイウフ、マンク 近」ニ「支流河口附 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇
一〇	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇
一一	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇
一二	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇
一三	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇
一四	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇
一五	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇
一六	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇
一七	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇
一八	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇
一九	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇

MT 3.6.8.19

153

一	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇
二	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇
三	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇
四	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇
五	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇
六	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇
七	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇
八	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇

MT 3.6.8.19

152

(乙) 單ニ地區ヨリ成立スル漁場

一	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇
二	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇
三	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇
四	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇
五	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇
六	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇
七	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇
八	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇
九	「ツイウフ、マンク 近」ト「ツイウフ、マンク 近」ト相列フ	全		全	六 年	〇

機關其他機械使用ノタメ外國技手技工ヲ使用スルハ此限ニアラズ又特種ノ方法ヲ以テ製魚ニ從事スル者ハ外國

専門監督者ヲ設クテ許スヘシト雖モ各漁場一人ヲ超過スヘカラス

第四條 公布シタル漁區ニ於テハ區域表ニ規定シタル漁具ヲ使用スヘシ規定以外ノ漁具ハ沒收スヘシ

第五條 區域表ニ於テ夏期ト稱スルハ五月十五日ヨリ十月二日マテトス冬期漁業ハ規則第十九條及第二十條ニ示

シタル規定ニ依リ營ムヘシ

第六條 區域表中特ニ借區ノ規定ナキ漁區ニ於テハ總テ千九百年十二月十三日發布假規則ニ準シ營業スヘシ

第七條 一箇年又ハ二箇年間貸與スヘキニコライエフスク區内漁區ハ千九百三年二月十二日(水曜日)「ニコラ

イエフスク」市ニ於テ「ニコライエフスク」林務官口頭競争法ニ依リ下付スヘシ但シ封書入札ヲ許サズ夏期又ハ

一箇年間貸與スヘキ「マリインスク」區内漁區ハ千九百三年開水後「ニジネエ、アムールスキ」林務官口頭競争

ヲ以テ下付スヘシ但シ封書入札ヲ許サズ又口頭競争ノ月日ハ豫メ林務官ヨリ公示スヘシ

第八條 假規則第十四條ニ準シ長期借區(一年以上)ヲ以テ貸與セラルヘキ漁區ハ一般官有物貸渡ノ規定ニ依リ競

争入札ヲ以テ左ノ手續ニ依リ貸付スヘシ但シ封書ヲ以テ入札スルハ差支ナキモ再競争ヲ許可セス

第一 附近海上ニ於テ漁撈ノ權ヲ有スル地區ヨリ成立スル漁區タルト漁撈ノ權ヲ有セス單ニ地區ヨリ成立スル

漁區タルトテ間ハス漁區ハ總テ區域表ニ準シ貸付スヘシ地區ノ境界ハ實地ニ就キ借區者ト協議ノ上定メ借區

者ノ私費ヲ以テ境界標ヲ立ツヘシ漁具ノ建場ハ區域表ニ示シタル區域内ニ於テ借區者ノ見込ヲ以テ選フヘシ

第二 借區内ニ於テ借區者ハ漁業用建物ヲ建築シ諸般ノ改良設備ヲ爲シ得ヘシト雖モ現存道路ヲ開塞シ又ハ行

政官カ必要ト認メ新ニ道路ヲ開クヲ妨クヘカラス

第三 區域表ニ於テ各漁場ノタメ特ニ規定シタル規約ノ外借區者ハ借區期限内漁撈上ニ關シ左ノ規定ヲ遵守ス

一 各漁區ニ於テ使用スヘキ漁具ハ該漁區ノタメ規定シタル漁具ニ限ルヘシ

二 各引網場ニ於テハ二箇投以上ノ網ヲ所有スルヲ許サズ

又第一ノ網ヲ引揚ケサル間ハ第二ノ網ヲ投スルヲ得ス

三 引網ノ長サハ水道ノ廣サノ三分ノ二ヲ超過スヘカラス

四 建網ノ長サハ水道ノ最深キ部分ニシテ其幅員三分ノ一以上ハ常ニ魚類通行ヲ妨チキテ以テ制限ト

爲サヘルヘカラス

五 建網入口ノ幅ハ三「サイジエン」半ヲ超ユヘカラス

各漁區々域表ニ示シタル借區特約ヲ遵守セサルトキハ借區ヲ還付セシメ又其他ノ義務ヲ履行セサルトキハ特

約ヲ以テ許可セサル漁具ヲ沒收セラル

第四 借用漁區ヲ他人ニ轉貸スルハ黑龍江沿道國財省支部ノ同意ヲ以テ許可セラルヘシ之ニ反スル者ハ約定ヲ

破毀セラルヘシ事業擴張ノタメ共同營業者ト共同スルハ禁止スル所ニアラス

第五 借區者規約擔保ノタメ借區者ハ入札ニ際シ借區料半箇年分ノ價格ニ對シテ擔保ヲ納メシテ擔保ハ現金及

公債證書ノ外不動産及現行法律ニ基キタル保證ヲ以テスヘシ

第六 借區期限滿チタル後借區者ハ次ノ漁期マテニ漁場内ニ營造シタル建物及漁業用設備物ハ相互ノ同意ヲ以

テ新借區者ニ讓渡スヘシ兩者間同意成立セサルトキハ新借區者立會ノ上黑龍江沿道國財省支部ノ評價ニ依

リテ之ヲ定メ同部ノ評價ハ最終ノ評價トス漁場ニ建築シタル掘割、井、堤防、橋梁其他ハ無報酬ニテ且ツ整

備ノ上國庫ニ引渡スヘシ

第七 借區期限經過後次ノ漁期ニ於ケル借區志願者ナキトキハ借區者ハ借區滿期後六箇月以内ニ所屬漁業用建

物ヲ取拂ヒ漁業用設備物ヲ取毀ツヘシ該期限後ニ至リテハ諸般建築及諸般設備物ハ無報酬ニテ國庫ノ所有ニ歸

機關其他機械使用ノタメ外國技手技工ヲ使用スルハ此限ニアラズ又特種ノ方法ヲ以テ製魚ニ從事スル者ハ外國

専門監督者ヲ設クテ許スヘシト雖モ各漁場一人ヲ超過スヘカラス

第四條 公布シタル漁區ニ於テハ區域表ニ規定シタル漁具ヲ使用スヘシ規定以外ノ漁具ハ沒收スヘシ

第五條 區域表ニ於テ夏期ト稱スルハ五月十五日ヨリ十月二日マテトス冬期漁業ハ規則第十九條及第二十條ニ示

シタル規定ニ依リ營ムヘシ

第六條 區域表中特ニ借區ノ規定ナキ漁區ニ於テハ總テ千九百年十二月十三日發布假規則ニ準シ營業スヘシ

第七條 一箇年又ハ二箇年間貸與スヘキニコライエフスク區内漁區ハ千九百三年二月十二日(水曜日)「ニコラ

イエフスク」市ニ於テ「ニコライエフスク」林務官口頭競争法ニ依リ下付スヘシ但シ封書入札ヲ許サズ夏期又ハ

一箇年間貸與スヘキ「マリインスク」區内漁區ハ千九百三年開水後「ニジネエ、アムールスキ」林務官口頭競争

ヲ以テ下付スヘシ但シ封書入札ヲ許サズ又口頭競争ノ月日ハ豫メ林務官ヨリ公示スヘシ

第八條 假規則第十四條ニ準シ長期借區(一年以上)ヲ以テ貸與セラルヘキ漁區ハ一般官有物貸渡ノ規定ニ依リ競

第八 借區料ハ半年毎ニ半額宛金庫ニ前納スヘシ且ツ千九百三年前半年分ハ約條締結ノ際納付スヘシ借區料
納入ノ期限ヲ過クルトキハ怠納金額ノ一分ヲ罰金トシテ納ムヘシ二期引續キ怠納シタルトキハ漁場ヲ取上ケ
之ヨリ生スヘキ國庫ノ損害ハ借區者ヨリ辨償セシムヘシ

第九 此規約ニ基キ借區者ニ罰金ヲ科スルトキハ第一擔保又ハ擔保ニ代ルヘキ保證ヲ以テ之ニ充テ向キ不足ヲ
告クルトキハ借區者ノ財産ニ及フヘシ罰金ハ裁判上ノ手續ニ依ラス行政處分ヲ以テ徵收スヘシ此規約ニ基キ
借區者ヨリ漁區取上ニ際シ生スヘキ國庫ノ損害ハ同様手續ニテ徵收ス

第十 借區約條ハ此規約ノ正確ナル基礎ニ於テ借區權ノ確定通告後一箇月以内ニ借區者ニ於テ記名スヘシ之ニ
違反スルトキハ借區者ハ借區ヲ辭シタルモノト認メラレ納付シタル擔保ハ國庫ノ利益ニ歸シ漁區ハ一般ノ規
則ニ依リ貸與セラルヘシ約條締結ニ係ル費用ハ借區者ノ負擔タルヘシ

第十一 此規則ニ定メサル場合ニ於テハ借區者ハ現行法律規則ニ遵フヘシ違反スルトキハ所定ノ罰則ニ處セラ
ルヘシ

第九條 「ニコライエフスク」區内(ニ「アイル」即「ニ」ベタフ「即及ヒト」(第二「ソツセ」即「ソ」ノ文字ヲ以テ表記シタル漁
場ノ競争入札ハ千九百三年一月二十九日(水曜日)正午十二時「ハ」ロフスク「警察署」ニ於テ施行スヘシ其他「ニ
コライエフスク」區内長期借區ノ競争入札ハ千九百三年二月二十日(木曜日)「ニコライエフスク」市ニ於テ「ニコ
ライエフスク」林務官施行スヘシ
「マリンスク」區内漁區ノ競争入札ハ千九百三年開航後「マリンスク」村ニ於テ「ニ」ジチエ、アムリスキ「
林務官」之ヲ行フ入札日ハ同林務官豫メ公示スヘシ

國財省支部總裁 ウエデンスキ「手記」
漁業監督官 ウエ、ブラジニ「コフ」調印

MT 3.6.8.19

千八百九十八年露曆六月八日發布

營業税法(摘要)

第一條 營業稅ヲ課スヘキモノ左ノ如シ

一、商業ニ關スル業務

但シ銀行業、保險、商事仲立業及各種請負業ヲ含テス

二、工業、産業ニ關スル業務

例ヘハ製造業(鑛山業ヲ包含ス)工作業、山林業及ヒ運送業ノ如キ是レナリ

三、各自ノ職業ニ關スル業務

第二條 營業稅ヲ別ツテ本稅及附加稅トス

第三條 本稅トハ第一條ニ記載スル各營業ニ對スル許可證書ニ付キ納付スヘキ定稅ヲ云フ但シ第六條ニ例記スル
業務ハ免除ノ事トス

本稅ノ稅率ヲ規定スル爲メ各地商工業發達ノ度ヲ異ニスルヲ以テ一ハ全帝國領土ノ地位ヲ等級ニ區畫シ二ハ商
業、工業及各自ノ職業ヲ種類ニ區別セリ(別表ヲ參照スヘシ)但シ別表ハ五年毎ニ再審査ニ附スヘキ者トス

第五條 附加稅ハ左ノ營業ヨリ徵收ス

一、株式會社業等ニシテ決算報告ヲ公告スルノ義務アル業務ニ就テハ(イ)資本金額及(ロ)純益ノ歩割

(但シ本稅額三十倍以上ノ純益アル場合ニ限ル)

本法總則中拔萃(參考ノ爲メ)

一、舊法ニ據リ徵收シ來リタル營業稅ニ附帶スル地方稅ハ當分ノ内從前ノ通り左ノ割合ヲ以テ賦課スヘシ

MT 3.6.8.19

157

商業第一及第二種類ノ營業證書又工業第一、二、三種又回漕業ニ係ル營業證書ニ對シテ其證書價格ノ百分

ノ十五、而シテ其他ノ營業證書ニ對シテハ百分ノ十

一、舊法ニ據リ徵收シ來タル増補稅ハ從來ノ通り當分ノ内各營業證書ノ價格百分ノ十ヲ賦課スヘシ
但シ從前ニ等商ノ證書ハ新法ノ商業第一種類及工業第一、二、三種類ニ該當シ又回漕業ノ年稅五百留以

上納付ノ分ニ相當ス
又從前ニ等商ノ證書ハ新法ノ商業第二種類及工業第四、五種類又回漕業ノ年稅五拾留以上五百留納付ノ分

營業本稅ノ事

第四十一條 營業許可證書ハ各別ノ商業若クハ工業ニ關スル建物、各別ノ汽船又ハ各別ノ職業若クハ各自ノ職

業ニ付各個別々ニ願出シヘキモノトス但シ第六條ニ基ク免稅ノ分ハ此限ニアラス

第四十二條 商業上ノ營業證書ヲ有スル者ハ左ノ制限ヲ以テ其地ノ營業場(倉庫ノ類)ヲ無稅ニテ設置スルコトヲ得

第一種商業證書ニ對シテハ

第二種商業證書ニ對シテハ

第三種商業證書ニ對シテハ

三ヶ所

二ヶ所

一ヶ所

右ニ列記スル箇所外ニ向テ營業場ヲ設置スル者ハ該證書ノ外ニ特ニ營業場(倉庫)ニ關スル鑑札ヲ願受クヘシ
但シ第六條第三十六項及第四十二項ニ該當スル營業場(倉庫)ハ此限ニアラス(下ヲ參照スヘシ)

第六條ノ第三十六項ニ據レハ工業ニ關スル業務上必要トシテ諸機械器具、原料及薪材、製産物食糧又ハ雇夫

ノ衣服及日用ノ物品ヲ貯藏スル爲メ設置スル倉庫ハ免稅ノ事

同條第四十二項ニ據レハ鐵道會社汽船會社其他回漕業等ニテ乗客ノ爲メ又ハ貨物運搬ノ爲メ又ハ貨物ヲ一時保

存スル爲メニ設置スル營業上ノ建物ハ免稅ノ事

註 第六條ノ第三十六項并本條ニ基キ免稅ニ屬スヘキ營業上ノ建物ニ對シテハ特ニ免稅鑑札ヲ願受クヘシ

第四十三條 商業上ニ關スル各別ノ營業場トハ例ヘハ一ノ建物内ニ於テ一人ノ主人若クハ若干ノ持主ニ屬スル各

種類、各名稱ノ下ニ設置シタル店舗及其他ノ營業場ニシテ商業ヲ營ム爲メニ適當ナル場所ヲ云フ但シ其場所ハ

五ニ連絡シタル若干ノ居室又ハ若干ノ入口ヲ備フルモ妨ケナシトス

第四十四條 工業ニ關スル各別ノ營業場(即チ製造所、産業場ノ如キ)トハ數個ノ營業場ニシテ或ハ密鎖シタル

或ハ開發シタル建物ヲ有シ業務上互ニ關係ヲ有シ一區域内ニ設置シタル建物ヲ通稱ス若シ數個ノ建物ノ内他人

ニ賃貸スル場合アル者ハ其賃貸ノ各部分ヲ各別ノ營業場ト見做シ課稅スヘシ

第四十六條 各營業上倉庫ニ關スル各別ノ建物トハ總テ開發或ハ閉鎖シタル倉庫ニシテ内部ニ數個ノ相通シタル

居室ヲ有シ外部ニ數個ノ入口ヲ有スルヲ開ハス専ラ商工業業ヲ同所ニ營ムノ目的ヲ有セス單ニ物品ノ貯藏、乾

燥、精製、類別、撰擇、轉送及荷造等ノ用ニ供スル建物ヲ云フ

店舗内ニ設ケタル穴竅又ハ氷室等ニテ物品ノ腐敗ヲ豫防スル爲メニ必要ナルモノハ各別ノ營業上ノ建物ト看做

スヘカラス

第五十三條 職工勞役者等ノ數ニ基キ營業稅ヲ賦課スル業務ニ於テハ如何ナル方法ヲ以テ彼等ヲ雇入ル、モ又男

女ノ別ナク總テ通算スヘキモノトス

但シ雇夫ニシテ年齢十七歳未満ノモノ及五十五歳以上ノモノハ二人ヲ以テ壹人ニ併算スルヲ得

營業場ニ於テ薪材又ハ原料等ヲ運搬スル爲メ又ハ建築修繕等ノ爲メ臨時ニ雇入ル、勞役者ハ通常雇夫ノ數ニ編

入セス

第五十六條 商業又ハ工業ニ關スル各營業場ニシテ持主自身若クハ家族ノ一人ヲ以テ管理スルコトヲ得サルハ相當職業證書ヲ願受ケタル支配人(又ハ番頭)ヲ置テ之ヲ管理セシメサルヘカラス
(註)該條ノ家族ノ一人トハ父、母、夫婦及同店ノ子供及孫ヲ云フ又商人ノ家族ニ於テハ總テ相當ノ手續ヲ經テ商人證書而シテ登記シタル者ヲ通稱ス

第六十二條 營業證書ハ一ヶ年前ニ附與シ毎年一月一日迄ニ翌年ノ分ヲ變更スヘキモノトス
新規ニ營業ヲ願出スルトキハ七月一日以前願出ノ分ニハ一ヶ年ノ證書、七月一日以後ノ分ニハ半年ノ證書ヲ下附スヘシ一ヶ年及半年分共證書ノ効力ハ其年十二月卅一日限リナリトス

第六十三條 各種建築、土木等ニシテ勞務者ヲ雇入レ業務ヲ營ム者ニハ半年ノ證書ヲ附與スルコトヲ得ヘシ然レトモ其證書ノ効力ハ下附ノ日ヨリ六月ヲ經過スルト共ニ消滅スルモノトス
(註)大藏大臣ハ會計検査院長及其他ノ所管廳ト協議ノ上本條ノ効力ヲ擴張シテ他ノ商業及工、産業ノ種類ニ及ホスコトヲ得ヘシ

第六十九條 若シ營業期限中其營業場ヲ他ノ者ニ讓渡スカ或ハ他ノ場所ニ移轉スルカ或ハ同様持主ノ他ノ營業場ニ轉スル等ノ場合アルトキハ一ヶ月内ニ其地ノ收稅官若クハ補助官ニ届出ツヘシ
各自ノ職業ニ關スル證書ハ他人ニ轉用スルコトヲ得ス
營業稅附加稅ノ事

(譯者註) 營業稅法ノ附加稅ハ第五條ニ明文アル如ク資本金額、純益ノ分割、割賦稅等數種アリト雖トモ左記ノ第百十五條ニ基キ四等地位即チ西伯利亞地方ニハ當分施行セラレサル者トス其代稅トシテ左條ニ規定セ

第百十五條 左記ノ地方ニ於テハ割賦稅ヲ徵收セス但シ同稅實施迄ハ營業證書願出ノ際又ハ各自職業鑑札願出ノ際其價格ノ百分ノ廿五ヲ附加徵收スヘキモノトス
但シ右割賦稅ノ代用ナルヲ以テ營業證書并職業鑑札ノ内割賦稅ニ屬スル者ノ分ニ限ル(割賦稅ヲ實施セサル地方ハ左ノ如シ)
黑龍江州「ザバイカル」州、沿海州「ヤクーツク」州「アクモリン」州其他略

第百五十七條 營業稅ヲ納メシテ業ヲ營ミタル者及營業不相當ノ證書ヲ以テ營業シタル者ハ相當ノ稅額ヲ納付セシメ又ハ不足額ヲ補充セシメタル外ニ其稅額三倍ノ罰金ニ處スヘシ
第百五十八條 營業場持主ニシテ管理人(番頭)ノ職業證書ヲ有セサル者ヲ就業セシメタルトキハ其證書ニ對スル稅額二倍ノ罰金ニ處スヘシ
第百五十九條 營業場ニ必要ノ管理人ヲ有セサルトキハ同場持主ハ其證書稅額ヨリ多カラサル罰金ニ處スヘシ
第百六十三條 營業證書及使役人ノ證書等ヲ揭示セサルモノハ二十五留以内ノ科料ニ處スヘシ
營業稅法施行細則ノ件

第百八十條 營業證書附與手續并本稅率地方稅等徵收方法ニ關スル施行細則ハ大藏大臣ノ認可ヲ經テ國議院ニ提出シ然ル後テ一般ニ布告スヘシ
附 錄

第三條 附 錄
(第一) 全帝國地位等級區畫表
首 府 「ペテルブルグ」及「モスクワ」
一 等 地 「ワルシャワ」、「キーエフ」、「オデッサ」其他略

二等地 略

三等地 略

四等地 略
（但シ薩哈哇島ハ此部ニ編入セラル）

（第二）商業ニ關スル營業稅ノ課稅標準ヲ規定スル爲メ營業ノ種類區分表

第一種類

（一）卸賣營業

（二）一ヶ年三拾萬留以上ノ賣買取引ヲ爲ス者但シ一定ノ事務所・店舗營業場等ヲ有セサル者

（三）資本金貳拾萬留以上ノ信用事業

（四）銀行事業ニ關スル業務（但シ第二種類第四項ヲ除ク）

（五）資本金貳拾萬留以上ノ保險會社業

（六）委託販賣及ヒ運漕業

（七）回運周旋業

（八）五拾萬布以上ノ穀類貯藏所

（九）飲食店但シ營業家賃貸貸一ヶ年五千留ヲ超過スル者ニ限ル

（十）内外國葉煙草卸賣營業場

（十一）首府及ヒ一等地ニ於ケル藥種舖

但シ家賃貸貸一ヶ年五千留以上ノ者ニ限ル其他略

第二種類

（一）小賣營業

（二）五萬留ヨリ三拾萬留迄ノ賣買取引ヲ爲ス營業者

（三）五萬留以上貳拾萬留以下ノ資本金ヲ有スル信用事業

（四）質屋業及ヒ兩替業

（五）資本金五萬留以上貳拾萬留ノ保險業

（六）委託販賣及ヒ運漕業ノ支店及ヒ代理店其他略

第三種類

制限内物品ノ小賣營業但シ主人ノ外ニ壯年ノ雇人一人ノミヲ有スルヲ得ヘシ

其他略

第四種類

小陰ナル營業場ニ於テノ小賣

其他略

第五種類

行 商 業

（第三）工、産業ニ關スル營業稅課稅標準ヲ規定スル爲メ營業種類區別表

第一種類

（一）各種製造業、鑛山業、勞役者組合業、及ヒ市中獨立労働者團體、運搬業、漁業及其他ノ營業ニシテ一千人

以上ノ勞役者ヲ有スル者

（二）左ニ列記スル營業ハ五百人以上ノ職工トス

(イ) 綿布製造所
(ロ) 其他略

第二種類
前同様營業ニシテ勞役者ノ數五百人以上千人マテノ者
(以下略)

第三種類
前同様營業ニシテ勞役者二百人以上五百人マテノ者
(以下略)

第四種類
前同様營業ニシテ勞役者五十人以上二百人マテ尤モ機械運轉ヲ要スル營業ナルトキハ二十五人以上二百人マテ

第五種類
前同様ノ營業等ニシテ勞役者十五人以上五十人マテ
尤モ機械運轉ヲ要スル業務ハ十人以上二十五人マテ

第六種類
各種營業ニシテ職工九人以上十五人マテ、機械ヲ用ユルトキハ七人以上十人マテ、又人足會社、馬車會社業、漁業等勞役者ハ九人以上十五人マテ

第七種類
前同様營業ニシテ勞役者四人以上九人マテ

第八種類
前同様營業ニシテ勞役者二人以上四人マテ
(第四) 商業及ヒ工、産業ニ關スル營業税法税率表

税率表

營業許可證書 (一) 商業ニ就テ	全	般	首	府	各地等額			
					一等地	二等地	三等地	四等地
第一種類								
(二)(一) 附屬營業場店	五〇〇							
第二種類								
(二)(一) 附屬營業場店			一五〇					
第三種類								
(二)(一) 附屬營業場店			二五〇					
第四種類								
(二)(一) 附屬營業場店			三〇〇					

一六五

MT 3.5.8.19 165

一六四

MT 3.5.8.19 164

小	商	舖	二	一〇	八	六	四
第五種類	一般	業商	六〇				
(二) 工業業ニ就テ							
第一種類	一、五〇〇〇						
第二種類	一、〇〇〇〇						
第三種類	五〇〇〇						
第四種類	一五〇〇						
第五種類	五〇〇						
第六種類							
第七種類							
第八種類							

(參) 略
 (四) 回漕業ニ就テ
 蒸氣釜ノ面積各平方「フット」ニ付七哥但シ「フット」以下ハ切捨ノ
 (第五) 各自職業ニ關スル鑑札稅率表

第一種類	諸會社々長、幹事、社員等報酬金百留ニ付	略ス	略ス	略ス	略ス	略ス	略ス
第二種類	一等番頭						
第三種類	(一) 商業一種類及工業業一、二、三種類ノ場合	略ス	略ス	略ス	略ス	略ス	略ス
第四種類	(二) 商業二種類及工業業四種類ノ場合	略ス	略ス	略ス	略ス	略ス	略ス
第五種類	(三) 商業三種類及工業業五、六種類ノ場合	略ス	略ス	略ス	略ス	略ス	略ス
第六種類	(四) 工業、産業七、八種類ノ場合	略ス	略ス	略ス	略ス	略ス	略ス
第七種類	商業派出員(但商品見本ヲ帶ヒ注文ヲ受ケ或ハ諸物品ヲ買收スル商事代辦人ヲ云フ)	略ス	略ス	略ス	略ス	略ス	略ス
	二等番頭十七歳以上	略ス	略ス	略ス	略ス	略ス	略ス
	商業一種類工、産業一、二、三種類	略ス	略ス	略ス	略ス	略ス	略ス
	商業二種類及工、産業四、五種類	略ス	略ス	略ス	略ス	略ス	略ス

一六七

MT 3.5.8.19 167

一六六

MT 3.6.8.19 166

3-1776

0371

「フー ト」
 「デュイム」
 「サアジエン」
 「アル シン」
 「ウエルシヨーク」
 「ウエルスタ」
 「デンヤチーナ」
 「ウエドロ」
 「ブー ド」
 「フー ト」
 「ループル」(留)
 「カペーカ」(哥)

尺 度
露 國 度 量 衡 表

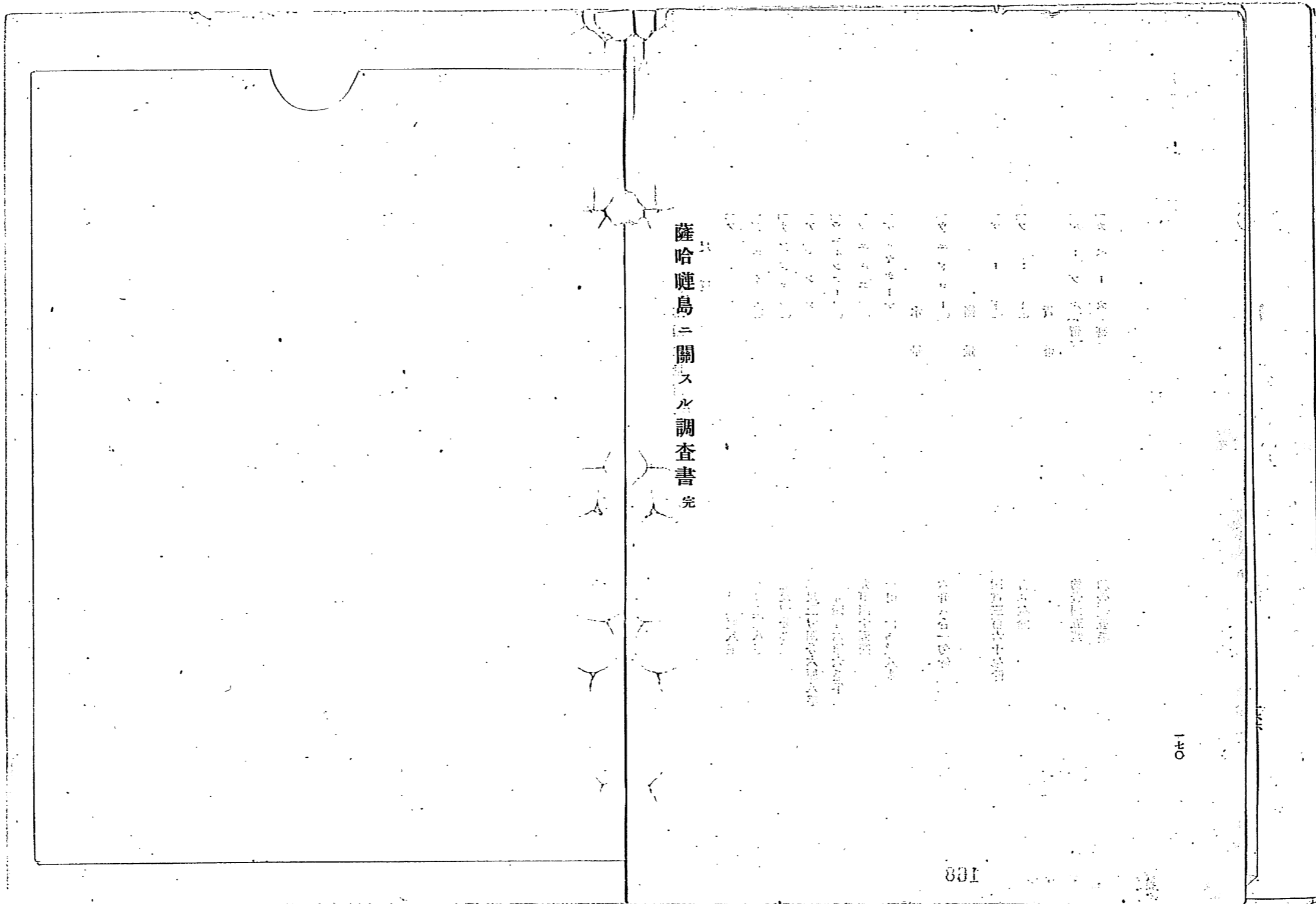
一尺五厘八毛
 八分三厘八毛
 七尺四分九毛
 二尺三寸四分六厘八毛
 一寸四分六厘六毛半
 九町四十五間
 一町一段四畝八步
 六升八合一勺餘
 四貫三百六十匁餘
 百九匁餘
 約壹圓五錢
 約壹錢五毛

MT 3.5.8.19 168

一六九

3-1776

0372



薩哈噠島ニ關スル調査書 完

Vertical columns of Japanese text, likely a survey report or historical record, written in a traditional style.

831

3-1776

0373